



絆をつむぐ ふるさと

健幸創造都市

草津

第6次

草津市総合計画

第1期基本計画

2021-2024

はじめに

ひと・まち・ときをつなぐ

絆をつむぐ ふるさと 健幸創造都市 草津の実現に向けて

我が国では、かつて経験したことのない人口減少と少子高齢化の進行に直面しており、また、地球温暖化に起因する自然災害の激甚化、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行、行政のデジタル化など、社会全体として、急速に変化する社会情勢への対応が求められております。

本市におきましても、今後、人口減少局面を迎え、少子高齢化がさらに進行することに伴い、社会保障費の増大や税収の減少、コミュニティの希薄化など、課題がますます多様化・複雑化してまいります。

こうした状況を踏まえ、持続可能な社会の実現に向けて、これからの12年間のまちづくりの指針となる第6次草津市総合計画を策定いたしました。

本計画の策定にあたっては、地域別懇談会や市民意識調査、高校生アンケート調査などを実施させていただき、地域の皆様や、高校生をはじめ、様々な年代の皆様のまちづくりに対する思いや御意見をお聞きするとともに、これからの本市の未来を共有させていただきながら、皆様と共に、新しいビジョンを描いてまいりました。

総合計画に基づき築いてきた、この「住みよいまち」をさらに発展させ、次世代に継承していくためには、これまでのまちづくりの歩みをとめることなく、様々な課題に果敢に挑戦していかなければなりません。

本計画では、将来に描くまちの姿として、「ひと・まち・ときをつなぐ 絆をつむぐ ふるさと 健幸創造都市 草津」を掲げており、「絆」には、社会が急速に変化する時代だからこそ、人や地域の絆を大切にしていきたいという願いを、「創造」には、誰もが生きがいをもち、健やかに幸せに暮らせるまちを、共に創り上げていく、まちづくりに挑戦していくという想いを込めております。

今を生きる私たちは、未来の創造者です。

将来にわたり、明るい草津の未来を共に創ってまいりましょう。

結びに、本計画の策定にあたりまして、草津市総合計画審議会委員の皆様をはじめ、総合計画策定市民会議、タウンミーティング等で貴重な御意見をいただきました多くの皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

令和3年3月

草津市長 橋川 渉



目次

■第1期基本計画について	1
■リーディング・プロジェクト	7
■分野別の施策	13
▶「こころ」育むまち	17
人権	19
男女共同参画	23
学校教育	27
生涯学習・スポーツ	33
歴史・文化	39
▶「笑顔」輝くまち	45
コミュニティ	47
地域福祉	57
健康	63
子ども・子育て・若者	69
長寿・介護	79
障害福祉	85
▶「暮らし」支えるまち	89
防災	91
生活安心・防犯	99
環境	105
交通	113
道路	119
上下水道	123
▶「魅力」あふれるまち	129
農林水産	131
商工観光	137
都市形成	149
公園・緑地	157
情報・交流	163
～施策の推進に向けて～	
▶「未来」への責任	169
行財政マネジメント	171
■地方創生	179
■資料編	185





第1期基本計画 について



第1期基本計画について

(1) 計画の策定にあたって

第6次草津市総合計画では、中長期的な視野のもと総合的かつ計画的な行政運営を行うため、基本構想において「ひと・まち・ときをつなぐ 絆をつむぐ ふるさと 健幸創造都市 草津」を将来に描くまちの姿として掲げています。

第1期基本計画は、基本構想に掲げる将来に描くまちの姿を実現するため、草津市自治体基本条例に基づく市政運営の考え方や、草津市協働のまちづくり条例に基づくこれまでの協働のまちづくりの流れを踏まえ、市民や各関係団体との連携・協力のもとに策定した計画です。

また、基本計画のうち、方針および施策については、草津市議会における議決（令和3年3月25日）を受けて策定しています。

(2) 第1期基本計画の構成内容

第1期基本計画は、下記の構成のとおりとします。

リーディング・プロジェクト

将来ビジョンの実現に向けて、草津市のまちづくりを先導・けん引するために、第1期基本計画期間中に重点的に取り組むリーディング・プロジェクト（重点方針）を示します。

分野別の施策

23の分野で体系的に整理された基本方針ごとに施策展開を図るものです。

なお、施策・事業の推進にあたっては、各部局間での連携のもと、総合行政で取り組みます。

地方創生

まち・ひと・しごと創生法に基づく、第2期草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略について示します。

(3) 計画期間について

第1期基本計画の計画期間は、市長の任期との整合を図るため、令和3（2021）年度から令和6（2024）年度までの4年間を計画期間とします。

※ 文章中の*印のある用語は、巻末（204ページ以降）に解説を掲載しています。

第6次 草津市総合計画	年 度												
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	
基本構想	← 構想期間【12年間】 →												
基本計画	← 第1期【4年間】 →				← 第2期【4年間】 →				← 第3期【4年間】 →				
				総括評価 計画策定					総括評価 計画策定				
										総括評価 計画策定			

(4) 協働について

協働とは、共通の目的を実現するために、多様な主体が責任および役割を分担し、相互の信頼および理解のもと、お互いの特性および能力を持ち寄って連携・協力することで、単独で取り組むよりも大きな成果が期待される取組です。

行政と市民などの役割を明確にし、それぞれがまちづくりを行うとともに、自分たちの力だけでは解決できない課題については、多様なまちづくりの主体と連携・協力し、住みよいまちを目指します。

第1期基本計画では、基本方針ごとに行政と市民などの役割を示し、協働によるまちづくりを進めます。

(5) SDGs について

SDGs とは、先進国を含む国際社会全体の17の目標と169のターゲットで構成される「誰一人取り残さない」を理念とした共通目標であり、本市の総合計画に基づく取組と目指すべき方向性は同じです。

総合計画では、SDGs という世界共通のものさしを用い、多様なステークホルダー*との連携の強化や目標の共有を図りながら、取組をより一層進めることで、SDGs の目的である持続可能なまちの実現を目指します。

第1期基本計画では、基本方針ごとに関連するSDGsの17の目標を示し、SDGsの目的である持続可能なまちの実現を目指します。





(6) 行財政マネジメントについて

少子高齢化の進展に伴う多様化・複雑化する課題への対応や義務的経費*等の増大により、今後も本市財政は厳しい状況が続くことが見込まれます。

こうした中で、持続可能な市政運営を進めていくためには、規律ある財政運営を行い、市民サービスの向上を図りつつ、将来を見越して事業の選択と集中を行うとともに、最適な職員数の管理を行い、職員の能力を最大限に発揮させ、組織力を向上させていくことが求められます。また、市政運営にあたっては「市民参加」と「情報公開」のもとで高い透明性を確保していかなければなりません。

第1期基本計画では、基本目標「[未来]への責任」に位置付ける「市民から信頼される市政運営」、「職員力の向上」、「行政事務の効率化と最適な行政サービスの実現」の基本方針のもと行財政マネジメントを行い、各分野の持続可能な取組を推進します。

また、新型コロナウイルス感染症*の世界的大流行により、社会経済活動や日常生活が制限されたことを踏まえ、市政運営においても、行政のデジタル化・オンライン化*を進めるなど、「新しい生活様式*」への移行などを図りながら、各分野の取組を推進します。

(7) 予算と連動した計画

市のすべての事業は、原則、いずれかの施策の下位に位置付けており、事業の適切な進捗管理と、総合計画と予算の明確な連動を図っています。

(8) 各分野の計画との整合

市の最上位計画である総合計画の方向性に基づき、各分野の計画を作成することにより、総合計画と各分野の計画の整合を図り、将来ビジョンの実現に向けたまちづくりを進めます。

(9) 進捗管理および評価について

この計画の進捗管理および評価については、以下のとおりとします。

施策体系	計画の進捗管理および評価	
	毎年度	次期基本計画策定年度
	庁内組織単位の評価・予算編成の基礎へ	次期基本計画の基礎へ
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ●各基本方針の進捗状況の目安として指標の進捗状況を把握し、公表します。 ●各基本方針の重要度・満足度に係る市民意識を把握し、公表します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●計画期間中の成果や課題、市民意識の推移等を把握し、次期基本計画策定に向けた総括評価を行います。
施策	<ul style="list-style-type: none"> ●施策ごとに事業執行面での分析を行い、達成状況や課題を整理します。 ●すべての施策について、行政の内部管理に基づく評価を行い、公表します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●計画期間中の評価や環境変化等を踏まえ、施策の構成を再構築します。
事業	<ul style="list-style-type: none"> ●各事業について、施策ごとの達成度評価の中で進捗状況を把握し、次年度予算編成に反映します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●計画期間中の見直し（スクラップ&ビルド*）を踏まえ、施策体系や財務システムと連動して事業を再構築します。





リーディング・ プロジェクト



リーディング・プロジェクト（重点方針）

将来ビジョン

ひと・まち・ときをつなぐ

絆をつむぐ ふるさと 健幸創造都市 草津

未来を担う子ども育成プロジェクト

地域の支え合い推進プロジェクト

にぎわい・再生プロジェクト

暮らしの安全・安心向上プロジェクト

リーディング・プロジェクト（重点方針）の位置付けと方向性

第6次草津市総合計画の将来ビジョンである「ひと・まち・ときをつなぐ 絆をつむぐ ふるさと 健幸創造都市 草津」では、人と人、人から地域、まちへと“つながり”が広がることで生まれる“絆”をつむぐことで、草津市が、ときを重ねても、誰からも愛される“ふるさと”となり、また、住む人、訪れる人、誰もが“健幸”になれるまちを市民とともに創造していくことを目指しています。

第1期基本計画では、将来ビジョンの実現に向けて、草津市のまちづくりを先導・けん引する4つのリーディング・プロジェクトを重点方針として位置付け、分野横断的な施策展開を図っていくものとします。

また、リーディング・プロジェクトの推進にあたっては、第1期基本計画期間中は、統一テーマとして展開するため、予算編成方針等に一貫した方向性を持たせるものとし、関連する施策・事業については、毎年実施する評価の中で、課題の見直しとさらなる推進に向けた改善を図っていきます。

未来を担う子ども育成プロジェクト

少子化や核家族化の進展、また、地域とのつながりの希薄化や保育ニーズの高まりなど、子育てや教育を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中、子どもが未来を切り拓き、心豊かにたくましく生きていくためには、子育てや教育に関する様々な取組を推進する必要があります。

このことから、地域で子どもを守り育てるまちづくりの推進、子育て支援の充実や本市の強みを生かした教育など、子どもの豊かな育ちと学びを確かなものとしながら、生涯にわたって必要な生きる力の基礎を培い、心豊かにたくましく生きる子どもを育成し、未来に向けて健幸を創造するまちをつくります。

ひと・まち・ときをつなぐ

絆をつむぐ ふるさと

地域の支え合い推進プロジェクト

家族形態やライフスタイルの変化、地域コミュニティの希薄化を背景に、多様化する市民ニーズに対して、従来の行政サービスでは解決できない複合的な課題が増加しています。こうした中、子どもから高齢者まで、また、障害者や外国人、生活に困難を抱える人など、すべての人々が地域や暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことのできる社会の実現に向けた取組を推進する必要があります。

このことから、地域住民が地域課題を「我が事」と捉え、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながるなど、お互いを大切に、支え合い、絆をつむぎながら、誰もがいつまでも元気に活躍できる健幸を創造するまちをつくりま

にぎわい・再生プロジェクト

市全体では、人口増加傾向にありますが、一部の郊外部においては、すでに人口減少が進んでいます。また、まちなか*においても、将来的な人口減少により、にぎわいや魅力の低下が懸念されます。こうした中、各地域の状況や課題に応じた取組が求められています。

このことから、まちなかでは、にぎわいと魅力にあふれるまちづくりを進めるとともに、郊外部では、地域の産業や資源等を生かした取組を推進するなど、地域らしさを大切にしたまちづくりを進めます。また、まち全体に公共交通ネットワークを形成するなど、市内外から人が集い、行き交い、将来にわたり、利便性が高く快適に暮らし続けられる健幸を創造するまちをつくります。

健幸創造都市 草津

暮らしの安全・安心向上プロジェクト

地球温暖化に伴う記録的な猛暑や豪雨災害の増加、大規模地震、感染症の世界的大流行など、これまでに経験したことのない事態が発生しています。また、犯罪率や交通事故件数が県内で高い水準となっています。こうした中、市民の暮らしの安全と安心を守る必要があります。

このことから、「強さ」と「しなやかさ」を備えた災害等に強いまちづくりを進めるとともに、自らの地域は自らで守るという意識の醸成や、誰もが安全で快適に生活できる環境整備を図るなど、市民・行政・関係団体等が一体となった取組を進めることで、暮らしの安全と安心を守り、健幸を創造するまちをつくります。





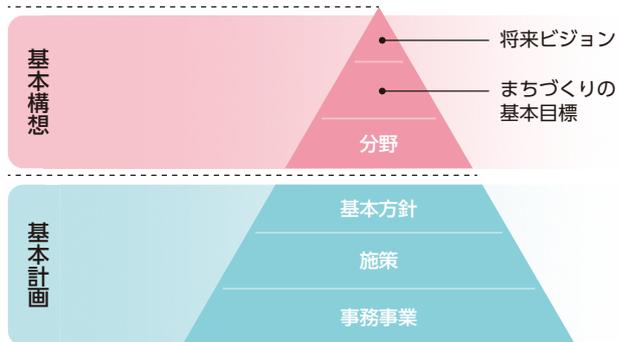
分野別の施策

「分野別の施策」の構成と見方

「分野別の施策」は、基本方針ごとに見開き2ページで、次のとおり構成されています。



総合計画の体系



●『基本構想』は、「将来ビジョン」を示すとともに、その実現に向けた「まちづくりの基本目標」や「分野」の方向性を明らかにし、『基本計画』の方向付けを行います。

●『基本計画』は、各分野の「基本方針」、「施策」、「事務事業」等で構成されています。



分野別の施策

基本方針に関連するSDGsの17の目標（ゴール）を示しています。

「こころ」育むまち

基本方針を進めるための施策および概要を記載しています。

人権

男女共同参画

基本方針の施策を進めるための主要な事業を記載しています。

学校教育

生涯学習・スポーツ

歴史・文化

施策	概要
①人権文化の醸成	すべての人の基本的人権の尊重と恒久平和を誓うまちづくりを推進するため、各種の啓発事業や市民活動への支援、人権教育の機会づくり等を進めます。
②人権の擁護	市民全体の人権擁護の推進を図るため、総合調整のもと、全庁的に人権を根底に据えた施策の推進を図ります。また、人権相談等の人権擁護活動の充実を図ります。

	主要事業	
	名称	担当課
①人権文化の醸成	人権擁護平和啓発推進事業	人権政策課
	人権と平和を守る都市宣言啓発事業	人権センター
	人権センター自主事業	
	市民のつどい開催事業	
	女性集会開催事業	
	青年集会開催事業	商工観光労政課
	企業内人権啓発推進事業	
	人権・同和教育研究大会開催事業	児童生徒支援課
②人権の擁護	人権擁護推進事業	人権政策課
	人権擁護推進協議会活動事業	人権センター
	人権センター運営事業	





まちづくりの基本目標

「こころ」
育むまち

「こころ」育むまち

1

人権

1-1 人権の尊重

2

男女共同参画

2-1 男女共同参画社会の構築

3

学校教育

3-1 子どもの生きる力を育む教育の推進

3-2 学校の教育力の向上

4

生涯学習・スポーツ

4-1 生涯学習の推進

4-2 スポーツの充実

5

歴史・文化

5-1 文化財の保存と活用

5-2 文化・芸術の振興

1

人権

1-1 人権の尊重



【分野の計画】

- 人権擁護に関する基本方針
(平成9年度策定・平成22年度改訂・令和2年度改訂 / 人権政策課)
- 草津市人権教育基本方針
(平成25年度策定・平成29年度改定 / 人権センター)

基本方針 | 1-1 人権の尊重

概要

あらゆる差別をなくし、人権意識の高揚を図るとともに、すべての人があたたかい心を持ちあって明るく住みよいまちを実現するため、人権教育・啓発に関する取組の推進や相談体制の充実を図ります。

指標

「人権の尊重」に満足している
市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
26.3	27.0	28.0	29.0	30.0

現況

人権に対する意識や正しい理解に一定の浸透と深まりが見られるものの、人権や平和を脅かす状況は依然としてあり、同和問題をはじめとする人権問題は多様化・複雑化しています。

課題

一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、日常生活の中での実践につながるような取組を進めていく必要があります。また、情報化の進展や社会のグローバル化等の社会情勢に応じた取組の見直しが必要です。



行政

私たちの 役割

市民



- 同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の早期解決を図ります。
- 人権や平和の大切さを学んでもらえる機会をつくります。
- 市民による学習会を支援します。
- 人権センターを中心とし、市民のニーズに応じた相談体制を整えます。

市民・地域

- 各種の人権啓発事業や人権への関心を高める取組等に積極的に参加します。
- 組織内における人権教育を推進します。
- 身近な地域で相談ができる環境と人的ネットワークをつくります。

事業者等

- 各種の人権啓発事業や人権への関心を高める取組等に積極的に参加します。
- 組織内における人権教育を推進します。
- 組織内に、気軽に相談ができる環境をつくるとともに、必要時に各専門機関へつなぎます。



施策	概要
①人権文化の醸成	すべての人の基本的人権の尊重と恒久平和を誓うまちづくりを推進するため、各種の啓発事業や市民活動への支援、人権教育の機会づくり等を進めます。
②人権の擁護	市民全体の人権擁護の推進を図るため、総合調整のもと、全庁的に人権を根底に据えた施策の推進を図ります。また、人権相談等の人権擁護活動の充実を図ります。

	主要事業	
	名称	担当課
①人権文化の醸成	人権擁護平和啓発推進事業	人権政策課
	人権と平和を守る都市宣言啓発事業	人権センター
	人権センター自主事業	
	市民のつどい開催事業	
	女性集会開催事業	
	青年集会開催事業	
	企業内人権啓発推進事業	商工観光労政課
人権・同和教育研究大会開催事業	児童生徒支援課	
②人権の擁護	人権擁護推進事業	人権政策課
	人権擁護推進協議会活動事業	人権センター
	人権センター運営事業	

「こころ」育むまち

1

人権

1-1 人権の尊重

2

男女共同参画

2-1 男女共同参画社会の構築

3

学校教育

3-1 子どもの生きる力を育む教育の推進

3-2 学校の教育力の向上

4

生涯学習・スポーツ

4-1 生涯学習の推進

4-2 スポーツの充実

5

歴史・文化

5-1 文化財の保存と活用

5-2 文化・芸術の振興

2

男女共同参画

2-1 男女共同参画社会の構築



【分野の計画】

- 第4次草津市男女共同参画推進計画
(令和3年度～ / 男女共同参画課)
- 配偶者暴力防止法に基づく草津市計画
(令和3年度～ / 男女共同参画課)
- 女性活躍推進法に基づく草津市推進計画
(令和3年度～ / 男女共同参画課)

基本方針 | 2-1 男女共同参画社会*の構築

概要

男女共同参画についての意識啓発を図り、男女がともに喜びと責任を分かち合える男女共同参画社会の構築を進めます。

指標

「男女共同参画社会の構築」に満足している市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
20.7	21.2	21.7	22.2	22.7

現況

固定的な性別役割分担意識や慣習が依然として解消されず、社会の様々な場面で男女の不平等感が残るとともに、女性の能力が十分に発揮されていない状況があります。

課題

男女の人権が尊重され、性別にかかわらず個性と能力が十分に発揮される男女共同参画の社会づくりをさらに進めていく必要があります。

興

行政

私たちの 役割

市民



- 男女共同参画センターを拠点として、市民、事業者、各種団体、教育に関わる人との協働のもとに、家庭、職場、地域、学校等における男女共同参画を推進します。
- 男女共同参画の意識啓発のため、学習機会の提供や広報活動を充実させます。
- 女性の就労・起業支援、市政参画の促進やワーク・ライフ・バランス*の啓発に努めます。
- 女性総合相談窓口としてさまざまな困難を抱える女性の相談および支援を行います。
- DV*やセクシャルハラスメントに関する相談および支援を行います。

市民・地域

- 男女共同参画について学び、気軽に話ができる機会をつくり、参画します。
- 家庭、職場、地域、学校等で男女共同参画の推進に努めます。

事業者等

- 男女が職業生活と子育て、介護等の家庭生活とを両立することができるような職場づくりに努めます。
- 女性の継続就業・登用に取り組みます。



施策	概要
①男女共同参画社会の推進	男女共同参画の意識啓発やDV対策の強化等を行い、男女共同参画社会づくりを推進します。
②女性の活躍推進	女性の就労・起業支援、市政参画の促進やワーク・ライフ・バランスの啓発に努めます。

	主要事業	
	名称	担当課
①男女共同参画社会の推進	男女共同参画推進事業	男女共同参画課
②女性の活躍推進	女性活躍推進事業	男女共同参画課

「こころ」育むまち

1 人権

1-1 人権の尊重

2 男女共同参画

2-1 男女共同参画社会の構築

3 学校教育

3-1 子どもの生きる力を育む教育の推進

3-2 学校の教育力の向上

4 生涯学習・スポーツ

4-1 生涯学習の推進

4-2 スポーツの充実

5 歴史・文化

5-1 文化財の保存と活用

5-2 文化・芸術の振興

3-1 子どもの生きる力を育む教育の推進



3-2 学校の教育力の向上



【分野の計画】

- 草津市教育振興基本計画（第3期）
（令和2年度～令和6年度 / 教育総務課）
- 草津市中学校給食実施基本計画
（平成28年度策定 / 教育総務課）
- 第2次草津市スポーツ推進計画
（令和3年度～令和7年度 / スポーツ保健課）
- 草津市英語教育ステップアッププラン
（令和2年度～令和6年度 / 学校教育課）
- 草津市いじめ防止基本方針
（平成26年度策定 / 児童生徒支援課）
- 草津市教育情報化推進計画
（平成28年度～ / 学校政策推進課）

基本方針

3-1 子どもの生きる力を育む教育の推進

概要

“豊かな心と健やかな体” “確かな学力” の育成を図るため、各種事業を効果的に展開することにより、子どもの生きる力を育む教育を推進します。

指標

「子どもの生きる力を育む教育の推進」に満足している市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
32.9	34.0	35.0	36.0	37.0

現況

グローバル化や情報化の進展により、予想を超えたスピードで社会が変化し、多様化が進んでいます。

課題

子どもたちが、これからの時代 (Society 5.0*) をたくましく生き抜くために、相手を尊重し、周囲と協力して、持続可能な社会を創造していく学び方を身につける必要があります。



行政

私たちの
役割

市民



- 子どもが自己を肯定的に受け止め、心も体も健康に活動できる教育を推進します。
- 子どもが主体的に学ぶ意欲を高め、思いやりを大切にできる環境づくりと質の高い授業の構築を推進します。
- 家庭・学校・地域や関係機関等の連携を推進し、子どもの心身の健全な成長を支援します。

市民・地域

- 自分も人も大切にして、新しい時代の変化にも対応できるようにします。
- 子どもと大人が共に育ち、あらゆる多様性を受け入れられる地域づくりに取り組みます。
- 家庭・学校・地域や関係機関等の連携の大切さを理解し、子どもの心身の健全な成長を支援します。

事業者等

- 学校と連携を図り、子ども一人ひとりが大切にされる支援をします。
- 家庭・学校・地域や関係機関等の連携を充実させ、子どもの健全な心身の醸成を図ります。



施策	概要
<p>①豊かな心と健やかな体の育成</p>	<p>子どもの豊かな心の育成に向けて、道徳教育を進めるとともに、すべての子どもの多様性を受け入れるインクルーシブ教育*を進めます。</p> <p>小・中学校体力向上プロジェクトを推進し、「運動が好き」や「体育の授業が楽しい」という気持ちを大切にしながら、子どもの体力向上と健全な心身の育成を図ります。また、中学校給食の実施に向けた取組を進めます。</p>
<p>②確かな学力の育成</p>	<p>子どもが確かな学力を身につけるため、ICT教育*や英語教育の充実をはじめとした質の高い授業づくりや基礎的・基本的な知識および技能を生かして、思考力、判断力、表現力等を育む取組を進めます。</p>

	主要事業	
	名称	担当課
①豊かな心と健やかな体の育成	道徳教育総合支援事業	学校教育課
	インクルーシブサポーター配置事業	児童生徒支援課
	医療的ケア支援員配置事業	
	中学校体育推進事業	スポーツ保健課
	小学校体育推進事業	
	中学校給食センター整備事業	教育総務課
②確かな学力の育成	英語教育推進事業	学校教育課
	学校ICT推進事業	学校政策推進課
	子ども読書活動推進事業	
	小1学びの基礎育成事業	児童生徒支援課
	子ども読書活動推進事業	生涯学習課

基本方針 | 3-2 学校の教育力の向上

概要

学校の教育力の向上を図るため、教職員の資質向上や学校経営の充実、学校施設の計画的な整備等の各種事業を効果的に展開します。

指標

「学校の教育力の向上」に
満足している市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
25.0	26.3	27.6	28.9	30.0

現況

学校を取り巻く課題が多様化・複雑化し、解決が困難なケースにおいて、関係機関と連携する等、チーム学校として組織的に対応しています。

課題

教職員が常に自己の専門性や指導の改善に努めるとともに、地域や保護者との連携を大切にし、学校経営や教育環境づくりを計画的に実施することで、学校の教育力の向上を図る必要があります。



行政

私たちの
役割

市民



- 深い学びの実現に向けた授業改善と教職員の経験に応じた人材育成を推進します。
- 地域力*を生かした取組や専門職による支援により、様々な教育課題の対応を図ります。
- ニーズに応じた教育環境の整備を推進します。
- 地域の人的・物的資源を活用したり、関係機関との連携を図ったりして、学校教育の目指すところを社会と共有・連携しながら推進します。

市民・地域

- 学校や地域からの情報をもとに、子どもを取り巻く諸課題に関心を持ち、解決のための学校支援を積極的に行います。

事業者等

- 学校と連携を図り、特別授業等において自らの専門性を教育の場に生かします。



施策	概要
①教職員の指導力の向上	教育の今日的課題に対応するため、各種研修講座（人権教育、教科教育、生徒指導、教育相談、特別支援教育、道徳教育、英語教育等）を開催するとともに、スキルアップアドバイザー*を派遣し、各校でのOJT*体制について指導・支援を行い、教職員の指導力の向上を図ります。
②学校経営の充実	コミュニティ・スクール*を推進し、地域と連携した学校経営の充実を図ります。また、教職員（市費負担による加配教員）をはじめ、スクールソーシャルワーカー*や家庭学習サポーター等を配置し、学校の指導体制や運営体制の支援に取り組みます。
③教育環境の充実	老朽化が進む小中学校の施設・設備の計画的な改修・更新を図るとともに、非構造部材*の耐震対策を含めた点検・修繕等の維持管理に努めます。また、学校図書や学習教材等の充実を図るとともに、学校内における事務等の効率化を図るため、情報化の取組を推進します。

	主要事業	
	名称	担当課
①教職員の指導力の向上	教職員研修事業	学校教育課
	講座開設事業	教育研究所
	スキルアップアドバイザー配置事業	
②学校経営の充実	コミュニティ・スクールくさつ推進事業	学校政策推進課
	家庭学習サポーター配置事業	学校教育課
	中学校生徒指導主事活動推進事業	児童生徒支援課
	教室アシスタント配置事業	
	学校問題サポートチーム運営事業	教育研究所
③教育環境の充実	小学校大規模改造事業	教育総務課
	中学校大規模改造事業	
	校務情報化推進事業	学校政策推進課

「こころ」育むまち

1 人権

1-1 人権の尊重

2 男女共同参画

2-1 男女共同参画社会の構築

3 学校教育

3-1 子どもの生きる力を育む教育の推進

3-2 学校の教育力の向上

4 生涯学習・スポーツ

4-1 生涯学習の推進

4-2 スポーツの充実

5 歴史・文化

5-1 文化財の保存と活用

5-2 文化・芸術の振興

4

生涯学習・スポーツ

4-1 生涯学習の推進



4-2 スポーツの充実



【分野の計画】

- 草津市教育振興基本計画（第3期）
（令和2年度～令和6年度 / 教育総務課）
- 第3次草津市子ども読書活動推進計画
（令和2年度～令和6年度 / 生涯学習課）
- 第2次草津市スポーツ推進計画
（令和3年度～令和7年度 / スポーツ保健課）

基本方針

4-1 生涯学習の推進

概要

市民が心豊かに、生きがいをもって生活を送れるよう、学習情報の提供と学習機会の充実を図り、生涯学習を推進します。

指標

「生涯学習の推進」に満足している市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
13.7	14.2	14.7	15.2	15.7

現況

学びを通じた“生きがいの発見”の機会づくりは、市民が生涯にわたって豊かで健康的な生活を送るうえでますます欠かせないものとなっています。

課題

多様な生涯学習ニーズに応えられるよう、生涯学習機会の充実を図りながら、市民の豊かで健康的な生活を支援する取組を進める必要があります。



行政

私たちの
役割

市民



- 生涯学習を支援するために、ボランティアとともに学習機会の提供・情報提供を図ります。
- 地域協働校*の推進により、地域文化や専門的な学びなどについて、大人と子どもが学び合い、協働する社会を目指します。

市民・地域

- 学びを通じて様々な知恵や知識・教養を身につけ、心豊かな生活を実現します。
- 地域の学習活動に参画することにより、自らの学びを地域に還元し、子どもと大人の協働による学び合いを実現します。

事業者等

- 市が主催する講座や委託事業等において協賛や支援をします。
- より専門性の高い知識や技術を地域の学習活動に還元します。



施策	概要
----	----

<p>①家庭・地域での学びの充実</p>	<p>学校等の学習活動を地域の大人が支えることにより、学習内容を豊かにし、学びの効果を高めるとともに、大人自身のやりがいにもつながる地域学習社会を構築するため、地域人材による家庭教育および学校教育の支援を進め、大人と子どもが共に育つまちづくりを推進します。</p>
-----------------------------	--

<p>②生涯学習機会の充実</p>	<p>誰もが、生涯にわたって学べるよう、大学等と連携した幅広い学習機会の提供や、学習ボランティアの育成・活用による学びの還元を図るとともに、多種多様な図書資料の充実に努め、図書館の利用を促す情報発信を積極的に行います。</p>
--------------------------	---

	主要事業	
	名称	担当課
①家庭・地域での学びの充実	地域協働合校推進事業	生涯学習課
②生涯学習機会の充実	社会教育推進事業	生涯学習課
	学習ボランティア推進事業	
	図書館運営事業	図書館
	南草津図書館運営事業	南草津図書館

基本方針

4-2 スポーツの充実

概要

市民が楽しく健康で、生き生きとした生活を送れるよう、スポーツの充実や多様な価値の具現化に取り組み、スポーツ文化の醸成されたまちづくりを推進します。

指標

20歳以上の人の週1回30分以上のスポーツ実施率 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
55.2	57.6	60.0	62.5	65.0

現況

市民一人ひとりが豊かなスポーツライフを楽しむことができるよう、子どもから高齢者までライフステージに応じたスポーツを推進しています。また、より快適にスポーツができるよう、社会体育施設の整備や充実を図っています。

課題

市民のスポーツに対する関心や機運が高まっているなか、スポーツに関わる関係団体との連携・協力を強化しながらスポーツ活動の支援を行うとともに、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会に向けた取組を進める必要があります。



行政

私たちの
役割

市民



- スポーツ関係団体と連携しながら、「する」「みる」「支える」「知る」スポーツといった、市民のスポーツに対する様々な関わり方を促進するとともに、スポーツの力で元気なまちづくりを進めます。
- 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の開催に向けて、必要な施設整備に取り組むとともに、大会運営や将来のレガシー創出に向けて、産学公民総ぐるみで取り組みます。

市民・地域

- 自分にあったスポーツへの参画のしかたを見つけ、継続して行うことで自らの健幸づくりを図ります。
- スポーツを通じた市民相互の交流により、地域の活性化につなげます。

事業者等

- 市が主催するスポーツイベント、委託事業等において協賛や支援・援助をします。
- より専門性の高い知識や技術を地域のスポーツ活動に還元します。



施策	概要
①スポーツ活動の推進	生涯スポーツや競技スポーツ等の市民のスポーツ活動を進めるため、スポーツ協会・体育振興会・総合型地域スポーツクラブ*・スポーツ推進委員・大学・企業等との協働によるスポーツ推進体制を強化し、誰もが気軽に参加できるスポーツから競技力の向上まで、各種事業を効率的・効果的に取り組みます。
②スポーツ環境の充実	社会体育施設等の整備や適正な維持管理を行うとともに、指導者やボランティアの育成等を図ることで、誰もが快適にスポーツができる環境を整えます。また、国内トップレベルのスポーツ等の観戦機会の充実を図り、スポーツに対する関心を高めます。
③第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の推進	両大会の開催に向けて、多様な主体との連携・協働に取り組み、市民のスポーツ健康づくりの推進や交流人口の増加によるまちの活性化につなげます。

	主要事業	
	名称	担当課
①スポーツ活動の推進	市民体育大会開催費補助事業	スポーツ保健課
	県民体育大会等出場支援補助事業	
	学校体育施設開放推進事業	
②スポーツ環境の充実	社会体育施設管理運営事業	スポーツ保健課
	社会体育施設整備事業	
	(仮称) 草津市立プール整備事業	プール整備事業推進室
③第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の推進	大規模大会開催事業	スポーツ大会推進室

「こころ」育むまち

1

人権

1-1 人権の尊重

2

男女共同参画

2-1 男女共同参画社会の構築

3

学校教育

3-1 子どもの生きる力を育む教育の推進

3-2 学校の教育力の向上

4

生涯学習・スポーツ

4-1 生涯学習の推進

4-2 スポーツの充実

5

歴史・文化

5-1 文化財の保存と活用

5-2 文化・芸術の振興

5-1 文化財の保存と活用



5-2 文化・芸術の振興



【分野の計画】

- 草津市教育振興基本計画（第3期）
（令和2年度～令和6年度 / 教育総務課）
- 草津市文化振興計画
（平成30年度～令和9年度 / 生涯学習課）
- 草津市歴史文化基本構想
（平成30年度策定 / 歴史文化財課）
- 草津市文化財保存活用地域計画
（令和2年度～令和11年度 / 歴史文化財課）
- 史跡草津宿本陣保存活用計画
（令和2年度～令和11年度 / 歴史文化財課）
- 史跡芦浦観音寺跡保存活用計画
（平成30年度策定 / 歴史文化財課）
- 史跡芦浦観音寺跡整備基本計画
（令和元年度～令和8年度 / 歴史文化財課）

基本方針

5-1 文化財の保存と活用

概要

本市の財産である文化財を後世に守り伝えるため、適切な保存を図るとともに、豊かな歴史文化の価値や魅力を活用するための施策の充実を図ります。

指標

「文化財の保存と活用」に満足している市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
18.3	18.8	19.3	19.8	20.3

現況

埋蔵文化財の発掘調査や歴史資料などの文化財調査に基づき、地域の貴重な歴史を解明するとともに、本市の歴史文化を伝える国指定史跡の適切な保存整備に着手し、文化財を次世代へつなぐ取組を進めています。

課題

地域で育まれた豊かな歴史文化の価値や魅力を明らかにし、市民共有の財産として保存・継承・活用するための取組を進める必要があります。



行政

私たちの
役割

市民



- 各種文化財調査を進め、適切な保護・継承および情報発信に努めます。
- 本市の歴史文化の中核となる国指定史跡の保存・整備を進めます。
- 様々な人が自らの興味や関心に応じて、地域の歴史文化に親しむことができる機会をつくります。

市民・地域

- 様々な歴史資産を市民の貴重な財産として大切に保存します。
- 歴史文化を地域学習の教材として活用します。
- 文化財の調査・保存・継承に積極的に協力します。

事業者等

- 開発事業者は、埋蔵文化財の取扱いについて事前に市と協議し、文化財の保護に協力します。
- 大学等は、専門の立場から文化財の魅力を紹介します。



施策	概要
①文化財の調査と保護の推進	数多くの貴重な歴史資産を次世代へ守り伝えるため、発掘調査をはじめとした各種の文化財調査を推進するとともに、市内に残る歴史資産の実態を解明し、その成果の公開と活用を進めます。また、国指定史跡等の地域と一体となった保存整備、文化財指定の推進、伝承者への支援など積極的な保存対策を講じます。
②歴史資産を活かしたまちづくり	ふるさと意識の醸成や観光振興など、歴史資産を効果的に活用するまちづくりを推進するため、「草津市文化財保存活用地域計画」に基づき、史跡や伝統芸能、歴史的建造物など地域に根差した文化財を活かした事業を展開します。
③歴史文化に親しむ機会の創出	地域で育まれた豊かな歴史文化の価値や魅力を、より広く、わかりやすく伝えるため、積極的に情報発信を行うとともに、より多くの市民に草津の歴史文化に触れ、親しむ機会を創出し、次世代へ継承します。

	主要事業	
	名称	担当課
①文化財の調査と保護の推進	埋蔵文化財発掘調査事業	歴史文化財課
	宅地開発等関連遺跡発掘調査事業	
	史跡草津宿本陣整備事業	
	文化財保護助成事業	
	史跡芦浦観音寺跡整備事業	
②歴史資産を活かしたまちづくり	文化財普及啓発事業	歴史文化財課
③歴史文化に親しむ機会の創出	史跡草津宿本陣管理事業	草津宿街道交流館
	草津宿街道交流館運営事業	

基本方針 | 5-2 文化・芸術の振興

概要

文化の薫り高い“出会い”と“交流”に満ちた活力と魅力にあふれるまちを築くため、誰もが文化に触れることができる機会を充実させるとともに、都市の魅力としての文化の創造と発展に取り組み、文化・芸術の振興を図ります。

指標

文化・芸術の振興が図れていると思う市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
21.2	21.4	21.6	21.8	22.0

現況

市民の文化活動を支援するとともに、協働を基本とした文化事業に取り組んでいます。

課題

文化を通じた出会いや交流がまちづくりに生かせるよう、文化振興施策を総合的かつ計画的に実施する必要があります。



行政

私たちの
役割

市民



- 部局間で連携して、文化振興施策を総合的・計画的に実施します。
- 様々な人が自らの興味や関心に応じて、文化に親しむことができる機会をつくります。

市民・地域

- 文化・芸術の担い手として自主的・主体的に活動を行います。
- 多様な文化・芸術を尊重し、分野や世代、地域を越えた交流を深めます。

事業者等

- 市民の文化・芸術活動の支援に努めます。
- 市民が文化に触れる機会を提供します。



施策	概要
----	----

<p>①文化・芸術活動の推進</p>	<p>文化振興条例および計画に基づいて、多様な主体と連携し、地域の文化的資産を活用しながら各文化振興施策を展開し、市民の日々の創作活動の奨励と様々な発表・展示・鑑賞の機会と場の提供を図り、より一層の文化・芸術の振興に取り組みます。</p>
---------------------------	---

	主要事業	
	名称	担当課
<p>①文化・芸術活動の推進</p>	市美術展覧会開催事業	生涯学習課
	市民文化芸術活動支援事業	
	俳句のまちづくり事業	
	文化ホール管理運営事業	





まちづくりの基本目標

「笑顔」
輝くまち

「笑顔」輝くまち

6

コミュニティ

- 6-1 市民自治の確立
- 6-2 基礎的コミュニティの活性化
- 6-3 市民公益活動の促進
- 6-4 多文化共生社会の構築

7

地域福祉

- 7-1 「地域力」のあるまちづくり
- 7-2 福祉の総合的な相談・支援の充実

8

健康

- 8-1 市民の健康づくり
- 8-2 医療保険制度の適正運用

9

子ども・子育て・若者

- 9-1 切れ目のない子育て支援
- 9-2 就学前教育・保育の充実
- 9-3 安心して子育てができる環境づくり
- 9-4 子ども・若者の育成支援

10

長寿・介護

- 10-1 いきいきとした高齢社会の実現
- 10-2 あんしんできる高齢期の生活への支援

11

障害福祉

- 11-1 共に生きる社会の推進

6-1 市民自治の確立

17 パートナーシップで
目標を達成しよう

6-2 基礎的コミュニティの活性化

17 パートナーシップで
目標を達成しよう

6-3 市民公益活動の促進

17 パートナーシップで
目標を達成しよう

6-4 多文化共生社会の構築

10 人や国の不平等
をなくそう17 パートナーシップで
目標を達成しよう

【分野の計画】

- ・第2次草津市協働のまちづくり推進計画
(令和2年度～令和6年度 / まちづくり協働課)
- ・草津市多文化共生推進プラン
(令和3年度～令和7年度 / まちづくり協働課)

基本方針

6-1 市民自治の確立

概要

市民主体のまちづくりを進めるため、多様なつながりの形成と協働の促進により、地域や世代を超えた力の結集を図るとともに、まちづくり活動の拠点となる施設の積極的な活用を促進します。

指標

市民主役のまちづくりが進んでいると思う市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
17.3	23.0	24.5	26.0	27.5

現況

多様な世代や分野、主体等による様々なまちづくり活動が展開されています。

課題

まちづくり活動の拠点となる施設の活用を図りながら、市民一人ひとりの学びを促進し、多様なつながりを築き、市民主体のまちづくりを進めていく必要があります。



行政

私たちの
役割

市民



- 市民が積極的に市政に関心を持って参画できるよう、情報の共有を図るとともに、市民による主体的な活動への支援等を行います。
- 多様な地域課題を解決するため、様々な制度や組織が効果的に活用されるよう、協働によるまちづくりを推進します。
- 地域まちづくりセンターや市民総合交流センター等のまちづくり活動の拠点の効率的な活用を促進します。

市民・地域

- 市民一人ひとりの学びを通じた多様な世代や分野、主体等によるつながりを築きます。
- 地域のニーズを把握し、将来を見据えた市民主体のまちづくりを計画的に進めます。

事業者等

- 地域の一員として地域のまちづくり活動へ主体的に関わるよう努めます。
- 地域のまちづくり活動への参加や地域との連携強化に努めます。



施策	概要
----	----

<p>①市民自治の確立のための環境整備</p>	<p>市民や地域主体の組織の活動を支援するとともに、まちづくりの多様な主体間の連携を図り、協働を促進します。また、学びやにぎわい、交流を促進できるよう、市民ニーズに応じた拠点の活用を進めます。</p>
--------------------------------	--

	主要事業	
	名称	担当課
<p>①市民自治の確立のための環境整備</p>	<p>まちづくり協議会推進事業</p>	<p>まちづくり協働課</p>
<p>市民総合交流センター整備管理運営事業</p>	<p>地域まちづくりセンター管理運営事業</p>	
<p>協働のまちづくり条例推進事業</p>		

基本方針

6-2 基礎的コミュニティ*の活性化

概要

住みやすいまちを築くため、基礎的コミュニティ（町内会や地縁に基づく各種団体）を中心とした顔の見える地域社会の形成を図ります。

指標

地域の組織やグループに加入している市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
35.5	38.6	39.3	40.0	40.7

現況

地域の活動に参加しない、あるいは基礎的コミュニティ（町内会や地縁に基づく各種団体）へ加入しないなどコミュニティの希薄化が危惧されます。

課題

コミュニティ意識の高揚を図りながら、地域活動への参加を促すとともに、担い手確保や役員の負担軽減など、適切な組織体制や事業を検討する必要があります。



行政

私たちの
役割

市民



- 基礎的コミュニティが継続して活動できるよう、コミュニティへの加入促進や活動の参加促進ならびに役員の負担軽減を図ります。
- 基礎的コミュニティの活性化を図るため、財政的な活動支援を行います。
- 地域における多様な手法や取組、様々な事象の情報提供に努めます。

市民・地域

- コミュニティの伝統やノウハウを継承しながら、地域のつながりが広がるような組織や運営のあり方について見直します。
- 地域の人材を生かし、地域に必要とされるコミュニティ活動の展開を図ります。
- 町内会活動への積極的な貢献に努めます。

事業者等



施策	概要
----	----

<p>①基礎的コミュニティ活動の支援</p>	<p>住民の実態やニーズの把握に努め、地域の諸課題を地域とともに向き合いながら、解決できるよう支援を行います。</p>
-------------------------------	---

	主要事業	
	名称	担当課
①基礎的コミュニティ活動の支援	行政事務委託事務	まちづくり協働課
	コミュニティハウス整備補助事業	

基本方針

6-3 市民公益活動*の促進

概要

市民公益活動や各地域のまちづくりを担う団体の活動を促進するため、中間支援組織*である（公財）草津市コミュニティ事業団等と連携を深めます。

指標

市民公益活動団体等の数
(市民総合交流センター登録団体数)

R2	R3	R4	R5	R6
92	99	106	113	120

現況

ボランティア・各種団体等による市民公益活動が展開されています。また、地域内外の多様な人々が、SNS*等のコミュニケーションツールにより柔軟につながるコミュニティが形成されつつあります。

課題

団体の活動場所や活動費の確保、担い手不足の解消、情報発信のための支援が必要です。また、既存の団体間の連携や、様々なコミュニティとのつながりを促していくことが求められています。



行政

私たちの
役割

市民



- （公財）草津市コミュニティ事業団やまちづくりを担う様々な団体等と連携し、市民公益活動を促進します。
- 柔軟な対応により、市民や団体をはじめ、多様な人々をつなぐ役割を担っていきます。

市民・地域

- 市民公益活動団体、町内会等の地縁組織、様々なコミュニティがともに協力し合いながら、まちづくりを進めます。

事業者等

- ボランティア活動やイベント等、市民公益活動の様々な場面で連携を進めます。
- 市民公益活動や地域活動への支援・協力等、地域の一員として社会貢献に努めます。



施策	概要
----	----

<p>①市民公益活動の支援</p>	<p>ボランティアや各種団体等の公益活動を支援するため、中間支援組織である（公財）草津市コミュニティ事業団等と連携を図り、活動を支援する補助金制度の活用や、まちづくり講座、交流イベントを積極的に実施します。</p>
--------------------------	---

	主要事業	
	名称	担当課
①市民公益活動の支援	（公財）草津市コミュニティ事業団運営費補助事業	まちづくり協働課

基本方針

6-4 多文化共生社会*の構築

概要

多様な人材が活躍でき、活気のあるまちづくりを進めるため、国籍や民族などの異なる人々がお互いの違いを認め合い、対等な関係が築けるよう多文化共生の推進に努めます。

指標

多文化共生に関する研修、交流会等の参加者数（人数）

R2	R3	R4	R5	R6
1,000	1,200	1,400	1,500	1,600

現況

近年、外国人住民が増加傾向にあり、市民の交流活動も文化や地域の垣根を越えた広がりを見せています。

課題

在留資格の拡大などにより、外国人の長期滞在・定住化が進んでいくことが予想されます。国籍などの違いにかかわらず、すべての人が、ともに地域で暮らす草津市民であるという認識のもとで住みよいまちづくりに取り組むことが重要となってきます。

興

行政

私たちの
役割

市民



- 外国人住民に対する様々な分野の行政サービスの向上に努めます。
- 日本人住民の国際理解や多文化共生に関する啓発を推進します。

市民・地域

- お互いの違いを理解し、尊重しながら、あらゆる人が住みよい多文化共生の地域づくりを進めます。

事業者等

- 文化的背景から生じる「違い」への理解と尊重に努めるとともに、提供するサービスに関する情報の多言語化を図るなど、多文化共生の推進に努めます。



施策	概要
----	----

<p>①多文化共生の推進</p>	<p>外国人住民が地域社会の一員として、日本人住民と共に地域の活動に参加できる多文化共生の地域づくりを進めるため、外国人住民のコミュニケーションや生活に関する分野の支援を行うとともに、地域社会への参画を促します。</p>
-------------------------	--

	主要事業	
	名称	担当課
①多文化共生の推進	国際交流推進事業	まちづくり協働課

「笑顔」輝くまち

6

コミュニティ

- 6-1 市民自治の確立
- 6-2 基礎的コミュニティの活性化
- 6-3 市民公益活動の促進
- 6-4 多文化共生社会の構築

7

地域福祉

- 7-1 「地域力」のあるまちづくり
- 7-2 福祉の総合的な相談・支援の充実

8

健康

- 8-1 市民の健康づくり
- 8-2 医療保険制度の適正運用

9

子ども・子育て・若者

- 9-1 切れ目のない子育て支援
- 9-2 就学前教育・保育の充実
- 9-3 安心して子育てができる環境づくり
- 9-4 子ども・若者の育成支援

10

長寿・介護

- 10-1 いきいきとした高齢社会の実現
- 10-2 あんしんできる高齢期の生活への支援

11

障害福祉

- 11-1 共に生きる社会の推進

7

地域福祉

7-1 「地域力」のあるまちづくり



7-2 福祉の総合的な相談・支援の充実



【分野の計画】

- 第3次草津市就労支援計画
(平成29年度～令和3年度 / 商工観光労政課)
- 第4期草津市地域福祉計画
(令和3年度～令和7年度 / 健康福祉政策課)
(関連計画)
- 第3次草津市地域福祉活動計画
(平成29年度～令和3年度) [(福) 草津市社会福祉協議会]

基本方針

7-1 「地域力*」のあるまちづくり

概要

地域社会の問題に住民自らが気づき、主体的に、または関係する組織や行政等との協働を図りながら、問題解決や地域の価値を創造し、地域における多様な人々による助け合い・支え合いを推進します。

指標

「地域力」のあるまちづくりに満足している市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
19.8	21.0	22.0	23.0	24.0

現況

少子高齢化や核家族化をはじめ、さまざまな社会環境の変化により、地域におけるつながりや支え合いの基盤が弱まり、地域コミュニティの持つ「地域力」が低下しています。

課題

支援が必要な人を地域全体で支えるため、地域福祉の担い手の育成や支え合いのネットワークの強化を進め、「地域力」を高めることが必要です。また、地域共生社会*の実現に向け、地域と行政の協働による包括的支援体制の構築が必要です。

興

行政

私たちの役割

市民



- 中間支援組織*である（福）草津市社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動を促進します。
- 地域生活の安心を支えるネットワークづくりの支援を行います。
- 地域福祉ボランティアの育成に努めます。
- まちづくり協議会、町内会、（福）草津市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉関係団体等との連携を推進します。
- 包括的支援体制の構築に向け総合相談機能の充実を図ります。

市民・地域

- 地域福祉活動に積極的に参画します。
- 地域福祉を支える一員として活動します。
- 隣近所の大切さを再認識し、地域内のコミュニケーションを進めます。

事業者等

- 行政と協働し、福祉のまちづくりを推進します。
- 地域福祉活動における協働に努めます。



施策	概要
<p>①地域福祉の担い手の育成と活躍の促進</p>	<p>中間支援組織である（福）草津市社会福祉協議会と連携して、福祉講座等を実施し、地域福祉の担い手の育成や各種ボランティア活動の支援を行うとともに、地域での活躍を促進します。また、民生委員・児童委員等の、福祉の担い手の活動を支援します。</p>
<p>②地域福祉を支えるネットワークづくり</p>	<p>各学区社会福祉協議会およびまちづくり協議会や町内会の活動等を中心に暮らしの問題を解決する住民主体の活動を広げ、地域で支えるネットワークづくりを推進します。</p>

	主要事業	
	名称	担当課
①地域福祉の担い手の育成と活躍の促進	民生委員児童委員協議会活動補助事業	健康福祉政策課
	社会福祉協議会活動補助事業	
②地域福祉を支えるネットワークづくり	社会福祉関係団体補助事業	健康福祉政策課
	地域福祉計画推進事業	
	災害時要援護者登録制度推進事業	

基本方針

7-2 福祉の総合的な相談・支援の充実

概要

複合的な生活課題を抱える人、ひきこもりや生きづらさを感じている人・世帯の早期発見に努め、様々な福祉課題に対して、総合的な相談・支援を行います。

指標

「福祉の総合的な相談・支援の充実」
に満足している市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
17.0	17.4	17.8	18.2	18.6

現況

昨今の社会情勢の影響や生活上の課題の複合化等によって、市民の間に生活の安定を確保することが困難な状況が生じています。

課題

課題を抱える人・世帯の把握に努め、各種社会保障制度や生活保護制度、生活困窮者自立支援事業、市営住宅の供給、就労支援等により総合的に支援する必要があります。



行政

私たちの
役割

市民



- 健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立生活の確立に向けた援助を行います。
- 経済的な困窮時等、市民の生活安定の危機に対して、地域との連携を図り、早期発見に努め、適切な制度を活用し、生活安定や自立への相談・支援を図ります。
- 就職困難者等に対する就労相談に応じます。
- 住まいにお困りの所得が少ない人に対し、市営住宅の供給を行います。

市民・地域

- 生活困窮者やひきこもり等、様々な福祉課題については、相談機関や民生委員児童委員等に相談します。
- 様々な福祉課題に対して、各種支援制度を活用し、自立生活の確保に努めます。

事業者等

- 地域の雇用創出に努めます。
- 単身高齢者や障害者など、住宅の確保が困難な人に対し、民間賃貸住宅への適切な入居に努めます。



施策	概要
----	----

<p>①セーフティネット*の充実</p>	<p>経済的な困窮等、市民の生活安定の危機に対し、福祉施策や年金、生活困窮者自立支援事業等による支援、生活保護制度の適用を行います。また、働く意欲と能力のある人への就労支援および就労指導、住まいに困窮される人への市営住宅等の供給を行います。</p>
-----------------------------	--

<p>②福祉の総合相談窓口の充実</p>	<p>多様で複合的な生活課題を抱える人の相談を受け、相談者に寄り添いながら、共に課題を整理し、適切な支援を行います。</p>
-----------------------------	--

	主要事業	
	名称	担当課
①セーフティネットの充実	就労支援相談員配置事業	商工観光労政課
	生活保護費支給事務	生活支援課
	国民年金事務	保険年金課
	市営住宅運営事業	住宅課
②福祉の総合相談窓口の充実	生活困窮者自立支援事業	人とくらしのサポートセンター

「笑顔」輝くまち

6

コミュニティ

- 6-1 市民自治の確立
- 6-2 基礎的コミュニティの活性化
- 6-3 市民公益活動の促進
- 6-4 多文化共生社会の構築

7

地域福祉

- 7-1 「地域力」のあるまちづくり
- 7-2 福祉の総合的な相談・支援の充実

8

健康

- 8-1 市民の健康づくり
- 8-2 医療保険制度の適正運用

9

子ども・子育て・若者

- 9-1 切れ目のない子育て支援
- 9-2 就学前教育・保育の充実
- 9-3 安心して子育てができる環境づくり
- 9-4 子ども・若者の育成支援

10

長寿・介護

- 10-1 いきいきとした高齢社会の実現
- 10-2 あんしんできる高齢期の生活への支援

11

障害福祉

- 11-1 共に生きる社会の推進

8-1 市民の健康づくり



8-2 医療保険制度の適正運用



【分野の計画】

- **健康くさつ21（第2次）**
(平成25年度～令和4年度 / 健康増進課)
- **第3次草津市食育推進計画**
(平成30年度～令和5年度 / 健康増進課)
- **第2次草津市自殺対策行動計画**
(令和元年度～令和5年度 / 健康増進課)
- **草津市国民健康保険保健事業推進計画**
(特定健康診査等実施計画第3期およびデータヘルス計画第2期)
(平成30年度～令和5年度 / 保険年金課)

基本方針 | 8-1 市民の健康づくり

概要

“誰もが健康で長生きできるまち草津”を目指し、健康寿命*の延伸を図るため、体とこころの健康づくりや感染症予防への関心を高めるとともに、周囲の人の心身の不調に気づく重要性を周知し、心身の疾病予防・重症化予防を強化します。

指標

「市民の健康づくり」に満足している市民の割合 (%)	R2	R3	R4	R5	R6
	26.5	27.5	30.5	33.5	36.5

現況

個人や団体等の様々な主体が健康づくりに取り組んでおり、本市の平均寿命は男女ともに滋賀県および全国の平均を上回っていますが、一方で、がん検診や特定健診の受診率は低い水準となっています。

課題

健康づくりや感染症予防への関心をさらに高めるとともに、よりよい生活習慣の普及啓発やけん診受診率の向上への取組を推進することにより疾病や重症化を予防し、健康寿命の延伸を図る必要があります。また、新型コロナウイルス感染症*の蔓延による経済悪化や生活環境の変化等の影響を受け、心身の不調をきたす人が増えることが懸念されています。



行政

私たちの
役割

市民



- ライフステージに応じた健康づくりや生活習慣病等の予防に関する啓発活動と環境整備を積極的に行います。
- 心身の不調を抱えた人が相談しやすい環境整備に努めます。
- 健康推進員*の育成や活動環境の充実に努めます。
- 感染症への正しい理解や予防に関する周知・啓発に取り組みます。
- 関係機関と連携し、予防接種や各種けん診の体制を充実させます。

市民・地域

- 健康づくりや感染症予防への関心をさらに高め、健康で衛生的な生活習慣を身につけます。
- 学校や職場等の身近な人への声かけや地域での見守りにより、心身の不調や生活の変化に気づくことができるよう、行動します。
- 予防接種や各種けん診を受診します。
- 健康推進員は、様々な世代を対象に健康づくりや健康増進の輪を拡げ、行政と地域のパイプ役として活動します。

事業者等

- 自らが持つ知識や技術等を活用し、市民の健康づくりを支援します。



施策	概要
①市民の健康づくり支援	市民の健康づくりを推進するため、事業者や地域団体等の様々な主体との連携を強化・拡大し、健康啓発や生活習慣の改善につながる取組を強化するとともに、地域の主体的な健康づくりの取組を支援します。また、多くの人が、心身の不調に気づき行動できるよう、ゲートキーパー*の養成に取り組むとともに、相談支援のネットワークを構築します。
②疾病予防対策の強化	疾病の予防と早期発見のため、各種けん診、予防接種について、体制の充実や啓発の強化による受診率等の向上を図るとともに、早期対応の勧奨に努めます。また、感染症に関する正しい理解の普及と予防の啓発に取り組めます。

	主要事業	
	名称	担当課
①市民の健康づくり支援	地域保健活動事業	地域保健課
	健康づくり推進協議会運営事業	健康増進課
	健康推進員活動事業	
	自殺対策緊急強化事業	
	食育推進事業	
	健康啓発推進事業	
②疾病予防対策の強化	感染症対策事業	健康増進課・ 新型コロナウイルス ワクチン対策室
	予防接種事業	健康増進課
	健康診査事業	
	歯科保健指導事業	

基本方針

8-2 医療保険制度の適正運用

概要

国民健康保険制度および後期高齢者医療制度について、国民健康保険の都道府県単位化や高齢化のさらなる進展を踏まえ、市民が安心して医療を利用できるよう安定運営を行うとともに、社会的に弱い立場にある方に対する福祉医療助成を行い、医療にかかる経済的負担の軽減を図ります。また、特定健康診査や特定保健指導等の保健事業を実施し、被保険者の健康寿命*の延伸や医療費の適正化を図ります。

指標

「医療保険制度の適正運用」に満足している市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
25.3	27.5	30.5	31.5	32.5

現況

国民健康保険制度および後期高齢者医療制度については、高齢化の進行や医療の高度化を背景に医療費が増加傾向にあり、今後もこの傾向が続くことが見込まれます。

課題

国民健康保険制度および後期高齢者医療制度の安定運営を図るとともに、特定健康診査や特定保健指導等の保健事業を実施し、被保険者の健康寿命の延伸や医療費の適正化を図っていく必要があります。



興行 政

私たちの
役割

市民



- 被保険者証の交付や保険給付、保険税・保険料の賦課・収納を適切に行います。
- 医療費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減します。
- 特定健康診査とがん検診の同時実施など、受診しやすい機会の創出や、受診勧奨を行うことにより、被保険者の健康管理意識の高揚と特定健康診査の実施率向上を図ります。

市民・地域

- 健康診査や保健指導を積極的に活用し、自らの健康増進に努めます。
- 医療保険制度を安定的に持続させるため、後発医薬品の利用や適正受診に努めます。



施策	概要
①国民健康保険制度の運用	保険財政の適正運営と被保険者負担の上昇の抑制を両立していくため、特定健康診査・特定保健指導*の実施等による健康の保持・増進と医療費の適正化を図るとともに、被保険者への啓発活動等、制度への理解促進の取組を強めます。
②後期高齢者医療制度の運用	被保険者への制度周知や健康診査等の保健事業による健康の保持・増進と医療費の適正化を図るなど、後期高齢者医療制度を適正に運用します。
③福祉医療費の助成	社会的に弱い立場の方の医療費負担軽減を図るため、心身障害者、重度心身障害老人等を対象に医療保険適用医療費の自己負担額の一部もしくは全部を助成します。

	主要事業	
	名称	担当課
①国民健康保険制度の運用	特定保健指導事業	健康増進課
	レセプト管理事業	保険年金課
	医療費適正化特別対策事業	
	特定健康診査事業	
	人間ドック等助成事業	
②後期高齢者医療制度の運用	後期高齢者健康診査事業	保険年金課
	後期高齢者医療保険料賦課徴収事務	
③福祉医療費の助成	心身障害者福祉医療助成事業	保険年金課
	重度心身障害者老人等福祉医療助成事業	

「笑顔」輝くまち

6

コミュニティ

- 6-1 市民自治の確立
- 6-2 基礎的コミュニティの活性化
- 6-3 市民公益活動の促進
- 6-4 多文化共生社会の構築

7

地域福祉

- 7-1 「地域力」のあるまちづくり
- 7-2 福祉の総合的な相談・支援の充実

8

健康

- 8-1 市民の健康づくり
- 8-2 医療保険制度の適正運用

9

子ども・子育て・若者

- 9-1 切れ目のない子育て支援
- 9-2 就学前教育・保育の充実
- 9-3 安心して子育てができる環境づくり
- 9-4 子ども・若者の育成支援

10

長寿・介護

- 10-1 いきいきとした高齢社会の実現
- 10-2 あんしんできる高齢期の生活への支援

11

障害福祉

- 11-1 共に生きる社会の推進

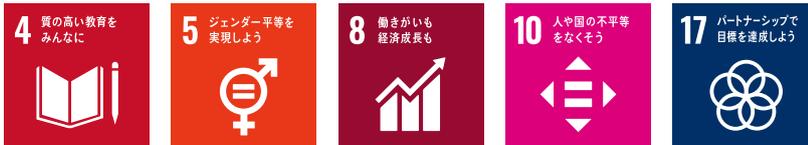
9

子ども・子育て・若者

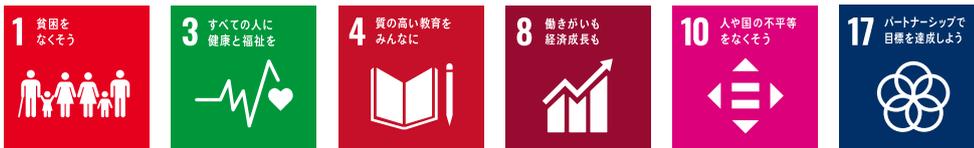
9-1 切れ目のない子育て支援



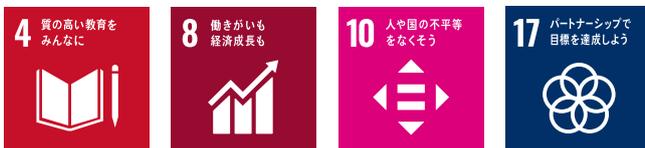
9-2 就学前教育・保育の充実



9-3 安心して子育てができる環境づくり



9-4 子ども・若者の育成支援



【分野の計画】

- ・第二期草津市子ども・子育て支援事業計画
(令和2年度～令和6年度 / 子ども・若者政策課)
- ・草津市子ども・若者計画
(令和2年度～令和6年度 / 子ども・若者政策課)
- ・草津市障害児福祉計画 (第2期)
(令和3年度～令和5年度 / 発達支援センター)
- ・草津市教育振興基本計画 (第3期)
(令和2年度～令和6年度 / 教育総務課)

基本方針

9-1 切れ目のない子育て支援

概要

妊娠から子育てまでの切れ目のない相談・支援・情報提供を行い、子育ての不安を軽減します。また、医療機関や子育て支援に関する団体との連携を図ることで、より安心して子育てのできる環境を整えるとともに、市民に取組を認識されるよう周知に努めます。

指標

「切れ目ない子育て支援」に満足している市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
26.8	27.8	28.8	29.8	30.8

現況

少子化や核家族化、都市化と地域関係の希薄化、若年・高齢出産の増加等により、子育て家庭の抱える課題も多岐に渡ってきており、育児不安等を抱える方も増加しています。

課題

家庭での子育てに不安等があるときに、気兼ねなく相談をしていただける環境を整えるとともに、効果的で切れ目のない子育て支援を実施するために、関係機関とのより緊密な連携強化を図る必要があります。また、子育て支援の取組が市民に十分認識されるよう、周知に努める必要があります。



行政

私たちの
役割

市民



- 安心して妊娠・出産・子育てができるように切れ目のない相談体制の充実を図ります。
- 親子の交流・仲間づくり、子育て相談、情報提供ができる子育て拠点づくりを行います。
- 支援を必要とする家庭の早期発見に努めます。
- 子どもと養育者の心身の状況および養育状況を把握し、養育者が子どもに適切な関わりができるよう相談支援や情報提供を行います。
- 民生委員・児童委員やまちづくり協議会等と連携し、地域から子育て支援を必要とする家庭の情報収集や、行政からの情報発信を行います。
- 子育てに関する市民活動について、専門的なスタッフの派遣や活動場所等の支援に取り組みます。
- 子育て支援の取組を市民に十分認識されるよう、周知に努めます。

市民・地域

- 子育て相談センター等の相談窓口や、「すこやか訪問」、「乳幼児健診」等の機会を利用し、不安や心配事を解消して、得た情報をうまく子育てに生かします。
- 市から発信される子育て支援に関する情報の取得に努めます。
- 地域の子育ての現状を理解し、必要に応じた協力を行います。

事業者等

- 地域の子育て支援施設は、関係機関と連携し、地域における子育て相談の窓口として相談や情報提供を行います。



施策	概要
①子育て総合相談窓口の充実	妊娠届を受理する際に、すべての妊婦に対して利用計画を作成するとともに、特に支援を必要とするケースにおいては個別の支援プランを作成することで、早期からの支援につなげます。また、子育て相談センターに専門職を配置することにより、妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない相談支援をワンストップ*で行う中で、虐待につながる恐れのあるケースについては、関係機関等と早期から連携を深め、見守りや早期介入を図り、虐待防止に努めます。
②母子保健サービスの充実	子どもの健全な育成や健康増進を図るとともに、病気等の予防・早期発見・早期対応、子育てに関する課題の有無等の早期発見・早期対応に努めるため、妊娠・出産・子育てを通して切れ目のない母子保健サービスを提供します。
③子ども・子育て支援、ネットワークの充実	JR草津駅と南草津駅前の子育て支援拠点施設を中心とした市内子育て支援施設を通じて、子育て支援に係る様々な情報や、交流の場を提供するとともに、これを支える関係団体等のネットワークを強化します。

	主要事業	
	名称	担当課
①子育て総合相談窓口の充実	総合相談事業（民生費）	子育て相談センター
	総合相談事業（衛生費）	
②母子保健サービスの充実	乳幼児健診事業	子育て相談センター
	新生児訪問事業（すこやか訪問事業）	
	妊娠・出産包括支援事業	
③子ども・子育て支援、ネットワークの充実	草津っ子サポート事業	子ども家庭課
	育児等支援家庭訪問事業（すこやか訪問事業）	子育て相談センター
	つどいの広場事業	
	子育て支援センター運営事業	
	子育て支援拠点施設運営事業	

基本方針

9-2 就学前教育・保育の充実

概要

子どもの発達や特性に応じた質の高い就学前教育・保育の一体的な提供と、保育人材の確保・育成を推進し、子育て期の保護者が安心して仕事や子育てが両立できるよう支援します。

指標

「就学前教育・保育の充実」に満足している市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
29.5	31.0	32.0	33.0	34.0

現況

子育て世帯の転入や共働き世帯の増加と、就労形態の多様化により保育ニーズが高まり、教育・保育施設の利用者数は増加を続けています。この状況は、特に0～2歳児の低年齢児で顕著になっています。

課題

教育・保育ニーズへの対応として、今後も教育・保育施設の定員や保育士等の人材の確保に取り組むとともに、認定こども園*への移行等幼保一体化*を引き続き推進していくことで、就学前の教育・保育環境の質の向上と充実を図ります。



行政

私たちの
役割

市民



- 教育・保育のニーズを踏まえながら、幼保一体化を推進します。
- 保護者が就労等により家庭で保育することのできない乳幼児に対して、就学前の教育・保育を実施するため、保育ニーズを満たす施設や人材の確保に努めます。
- 人権に根ざした教育・保育を基本とし、質の高い就学前教育・保育の充実を図ります。
- 学校教育法に基づき、幼児期の学校教育を実施します。
- 子どもの育ちをつなぐため、認定こども園・保育所・幼稚園等と小学校との連携・接続を図ります。
- 歴史、自然、文化など地域の特性を生かし、子どもが地域との関わりを通して学べるように努めます。

市民・地域

- 家庭は子どもの豊かな育ちの基盤となることから、子どもとのふれ合いや語らいを大切にし、基本的な生活習慣や社会的マナー等が身につけられるよう努めます。
- 子どもと日々向き合う子育て家庭を社会全体で支え、子どもの健やかな成長と子育て家庭の見守りに努めます。

事業者等

- 市民や地域、企業、関係団体、市等多様な主体が連携・協力し、仕事と家庭の両立や様々な地域活動に取り組むことで、子育て家庭に寄り添った社会の形成に取り組みます。



施策	概要
①質の高い就学前教育・保育の提供	子どもの豊かな育ちや学びを支えるため、教育・保育内容の充実に努めます。また、長期的な視点に立ち、乳幼児期に培われた力や学びの芽生えが小学校以降の学びにつながるよう、連続性・一貫性をもった取組を進めます。また、教育・保育を担う優秀な人材の積極的な確保や育成に努めます。
②就学前教育・保育施設の定員確保	安全・安心な保育環境を確保するとともに、質の高い就学前教育・保育を実現するために認定こども園等の環境整備や定員確保に取り組みます。

	主要事業	
	名称	担当課
①質の高い就学前教育・保育の提供	施設等利用給付事業（民生費）	幼児課
	就学前教育サポート事業（民生費）	
	幼稚園・認定こども園ステップアップ推進事業	
	施設等利用給付事業（教育費）	
	就学前教育サポート事業（教育費）	
	民間保育所・認定こども園運営補助事業	幼児施設課
	民間保育所・認定こども園運営事業	
	家庭的保育事業	
	小規模保育事業	
	保育所・認定こども園管理運営事業	
幼稚園・認定こども園管理運営事業		
②就学前教育・保育施設の定員確保	園舎整備事業	幼児施設課

基本方針

9-3 安心して子育てができる環境づくり

概要

安心して子育てができるよう、児童虐待の防止、早期発見・早期対応に努めます。また、ひとり親家庭や経済的困窮家庭、発達支援が必要な子どものいる家庭等への相談・支援を充実させるほか、子育ての経済的負担の軽減や、児童育成クラブの充実と施設の整備を図ります。

指標

子育てしやすいと思う
市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
87.5	87.6	87.7	87.8	88.0

現況

子育ての悩みがある家庭やひとり親家庭、経済的困窮家庭における支援ニーズが多様化、複雑化し、児童虐待相談も増加しています。また、放課後児童の居場所に対する需要が増加しています。

課題

妊娠期から社会的自立に至るまで、包括的な支援を行い、支援につながりにくい子どもや家庭に対しても、適切な支援につなぐことのできる体制づくりを進める必要があります。また、児童育成クラブの整備と多様なニーズへのさらなる対応が必要となっています。

興

行政

私たちの
役割

市民



- 児童育成クラブの充実と施設整備を図ります。
- ひとり親家庭や経済的困窮家庭、発達支援が必要な子どものいる家庭等に対し、各家庭の困難な状況に応じた支援を行います。
- 児童虐待防止の広報、啓発等に努めるとともに、通告等に対して迅速に対応するための相談窓口の充実を図ります。
- 地域ぐるみの子育てを進めていくため、子育てに関する情報の地域への提供や連携を積極的に行います。
- 子育ての経済的負担や不安を軽減します。

市民・地域

- 保護者や家族、地域が協力して、見守り、ともに遊び学んで、愛情豊かに子どもの育ちを支えます。
- 子どもの人権と安全を守る意識を持ち、安全パトロールや見守り活動の取組に積極的に参加します。
- 保護者も地域でのかかわりの中で、子育てについて学びます。
- 児童虐待など気になる家庭がある場合は、連絡（通告）するとともに、常に子どもを虐待から救うため行動します。

事業者等

- 仕事と子育てが両立できる職場環境づくりに取り組みます。
- 児童虐待防止等の啓発活動に積極的に参加します。
- 子ども・子育て支援に積極的に協力します。



施策	概要
①児童虐待の防止と早期発見・早期対応	児童虐待の防止、早期発見・早期対応に努めるとともに、子どもとその家族の安心できる生活のための支援として、必要な相談体制の充実や関係機関等の連携を強めます。
②ひとり親家庭や経済的困窮家庭等への支援の充実	ひとり親家庭等の自立と生活の安定のため、相談体制、経済的支援や日常生活の支援等の充実を図ります。また、子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、将来の夢や目標の実現に向かっていけるよう、子どもの貧困対策や子どもの居場所づくりを進めます。
③発達障害児等への支援の充実	発達障害等がある等、支援が必要な子どもとその家庭に寄り添い、早期に専門的な療育につなぐとともに、医療、保育、教育、福祉、就労等の多様な関係機関と連携しながら、個々のニーズに対応できる専門的かつ総合的な相談支援を進めます。
④児童育成クラブの充実	子どもが安全で安心でき、健やかに育まれる放課後の活動場所の確保のため、多様な保育ニーズに対応できる児童育成クラブの充実と施設の整備を図ります。
⑤子育てに伴う経済的負担の軽減	子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童手当の支給や乳幼児・小中学生の医療費助成等を行います。

	主要事業	
	名称	担当課
①児童虐待の防止と早期発見・早期対応	養育支援ヘルパー派遣事業	家庭児童相談室
	家庭児童相談指導事業	
②ひとり親家庭や経済的困窮家庭等への支援の充実	児童扶養手当給付事業	子ども家庭課
	母子生活支援施設入所事業	
	ひとり親家庭等支援事業	
	ひとり親家庭等就業支援事業	
	母子家庭福祉医療助成事業	保険年金課
③発達障害児等への支援の充実	発達支援センター運営事業	発達支援センター
	湖の子園運営事業	
④児童育成クラブの充実	児童育成クラブ運営事業	子ども・若者政策課
⑤子育てに伴う経済的負担の軽減	児童手当および特例給付事業	子ども家庭課
	乳幼児福祉医療助成事業	保険年金課
	小中学生医療助成事業	

基本方針

9-4 子ども・若者の育成支援

概要

教育環境や体験、他者との交流の機会を充実し、子ども・若者の生きる力の育成と社会とのつながりづくりを支援します。また、教育や福祉等の様々な分野の関係機関や地域、NPOや市民活動団体、企業等と連携し、相談体制や支援ネットワークの構築等により、ひきこもり等の困難を有する子ども・若者や家族への切れ目のない支援を充実します。

指標

「子ども・若者の育成支援」に満足している市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
17.0	17.7	18.4	19.1	19.8

現況

核家族化や労働環境の変化、技術革新による情報化など、子ども・若者を取り巻く環境は大きく変化し、様々な困難や課題に対応できずにいる子ども・若者が増え、ひきこもり等の問題が生じています。

課題

子ども・若者が多様な価値観に出会い、自己形成のきっかけとなる機会の確保や、社会的に自立した個人として成長できる環境づくりが必要です。また、年齢によって支援が分断されないよう幅広いステージへの包括的かつ一体的な支援や、多様な社会参加の場や居場所の充実等の支援が必要です。

行政

私たちの役割

市民



- 社会参加の意識等を育む教育や健康教育、家庭教育への取組や、様々な体験活動や社会活動を通じて、子ども・若者の健やかな育成を推進します。
- 教育や福祉などの様々な分野が連携し、切れ目のない支援を充実させます。
- 子ども・若者の育成支援に取り組む地域や団体と連携し、当事者の個性や能力に合わせた多様な社会参加の場や居場所を充実させます。
- 子ども・若者の生きる力を地域社会で育み、社会全体で保護・育成する環境づくりを進めます。

市民・地域

- 子ども・若者が地域で孤立することがないように、ひきこもり等の困難な状況への理解を深め、健やかな育ちを見守り、支えます。
- 子ども・若者が地域行事に参加しやすい環境を整え、地域における子ども・若者の居場所づくりを進めます。

事業者等

- 家庭・学校・地域や関係機関等との連携を強めて青少年の健全育成を図ります。
- 体験活動や社会活動の機会の提供、能力や適性に応じた職場環境の提供など、子ども・若者が自らの力で歩む力を育むための環境づくりを推進します。
- 社会生活を円滑に営むことが困難な子ども・若者への継続的・専門的な支援を推進します。



施策	概要
----	----

<p>①子ども・若者が社会生活を円滑に営むための支援の推進</p>	<p>社会生活を円滑に営むことが困難な子ども・若者について、教育や福祉、雇用、コミュニティなどの様々な分野の関係機関や地域、団体が連携した支援を行うとともに、社会全体の理解を促進します。また、地域や団体と連携し、地域行事や体験活動、社会活動への参加を通じて、地域における子ども・若者の居場所の充実を進めます。</p>
--	--

<p>②青少年健全育成の推進</p>	<p>青少年の健やかな成長を阻害する環境から青少年を守るとともに、青少年の自らがもつ力を発揮しながら、たくましく生きることができる環境整備を図るため、地域・学校・関係機関が連携し、啓発活動や青少年への教育活動を進めます。また、相談業務や支援プログラムを実施し、非行からの立ち直りを支援します。</p>
---------------------------	--

	主要事業	
	名称	担当課
①子ども・若者が社会生活を円滑に営むための支援の推進	子ども・若者育成支援推進事業	子ども・若者政策課
②青少年健全育成の推進	青少年育成活動事業	子ども家庭課
	少年センター管理運営事業	

「笑顔」輝くまち

6

コミュニティ

- 6-1 市民自治の確立
- 6-2 基礎的コミュニティの活性化
- 6-3 市民公益活動の促進
- 6-4 多文化共生社会の構築

7

地域福祉

- 7-1 「地域力」のあるまちづくり
- 7-2 福祉の総合的な相談・支援の充実

8

健康

- 8-1 市民の健康づくり
- 8-2 医療保険制度の適正運用

9

子ども・子育て・若者

- 9-1 切れ目のない子育て支援
- 9-2 就学前教育・保育の充実
- 9-3 安心して子育てができる環境づくり
- 9-4 子ども・若者の育成支援

10

長寿・介護

- 10-1 いきいきとした高齢社会の実現
- 10-2 あんしんできる高齢期の生活への支援

11

障害福祉

- 11-1 共に生きる社会の推進

10-1 いきいきとした高齢社会の実現



10-2 あんしんできる高齢期の生活への支援



【分野の計画】

- ・草津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
【草津あんしんいきいきプラン第8期計画】
(令和3年度～令和5年度 / 長寿いきがい課・介護保険課)
- ・草津市認知症施策アクション・プラン【第3期計画】
(令和3年度～令和5年度 / 長寿いきがい課・介護保険課)

基本方針

10-1 いきいきとした高齢社会の実現

概要

いきいきとした高齢社会の実現のため、健康寿命*の延伸に向け、高齢期の健康づくりや介護予防の取組を推進するとともに、就労やボランティア活動、コミュニティ活動など高齢者の社会参加を促進する取組を進めます。

指標

「いきいきとした高齢社会の実現」
に満足している市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
27.5	29.0	30.5	32.0	33.5

現況

高齢期の健康づくりや介護予防に向けて、地域において住民主体の体操・通いの場の促進やリーダーの育成に取り組み、生きがいや社会交流の活性化につながる仕組みづくりを進めています。

課題

高齢期にある人が、知識や経験・技能を生かした社会参加が継続できる機会の充実や、より多くの方が、主体的に自らの健康の維持や社会活動に取り組める仕組みづくりが必要となっています。



行政

私たちの
役割

市民



- 高齢期の社会参加活動等への取組に対して、情報提供や活動グループの紹介など必要な支援を行います。
- 介護予防のための情報提供や、活動グループへの支援を行い、支え合いの中で介護予防に取り組む地域づくりを推進します。
- 健康増進に関する情報や機会の提供に努めます。
- 老人クラブ等の活動を支援します。

市民・地域

- 「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、健康の保持増進に努め、自ら介護予防に取り組みます。
- 高齢期においても、自らの生きがいづくりに向けて、地域活動やボランティア活動等に可能な範囲で主体的に取り組めます。

事業者等

- 意欲ある高齢者の雇用に努めます。



施策	概要
①高齢者の生きがいがづくり・社会参加の促進	生きがいがづくりや健康の保持増進につなげるため、就労やボランティア活動等への参加の機会拡充に努めます。
②高齢者の健康づくり・介護予防の推進	要支援・要介護状態になることを予防し、元気でいきいきとした生活を送れるよう、介護予防の知識普及や地域での介護予防事業の展開等に努めます。

	主要事業	
	名称	担当課
①高齢者の生きがいがづくり・社会参加の促進	シルバー人材センター運営・活動事業	商工観光労政課
	ロクハ荘管理運営事業	長寿いきがい課
	なごみの郷管理運営事業	
②高齢者の健康づくり・介護予防の推進	介護予防普及啓発事業	長寿いきがい課
	地域介護予防活動支援事業	
	高齢者フレイル予防事業	
	地域サロン推進事業	

基本方針

10-2 あんしんできる高齢期の生活への支援

概要

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、介護サービスの充実や医療と介護の切れ目ない提供体制の構築、地域での支え合いの体制づくりに取り組みます。また、認知症の人や家族が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

指標

「あんしんできる高齢期の生活への支援」に満足している市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
25.9	26.6	27.3	28.0	29.0

現況

誰もが安心して高齢期を迎えられ、最期まで自分らしく暮らし続けられるよう、介護サービスの充実とともに、地域で支え合える仕組みづくりを進めています。また、高齢化の進展に伴い、心身の変化や認知症等により支援や介護が必要になる人の増加が見込まれています。

課題

住み慣れた地域で尊厳ある自立した生活を継続できるよう、適切なサービスの提供に努め、地域包括ケアシステム*を推進し、介護予防や支え合いの体制づくり、認知症施策への取組を一層進める必要があります。



興行政

私たちの
役割

市民



- 保健・医療・福祉の関係機関の連携および地域、行政との連携による地域包括ケア体制を整えます。
- 介護サービスの充実を図ります。
- 相談窓口である地域包括支援センターの周知を図るとともに、他の相談窓口との連携を推進します。
- 認知症があっても安心して生活できるまちづくりを進めます。
- 多様な主体とともに、介護予防・生活支援につながる活動やサービスの充実を促す体制づくりを進めます。

市民・地域

- 介護が必要となった場合でも、適切なサービスを利用して、有する能力を生かし意欲的に生活を続けます。
- 高齢期にある人が、家庭や地域で役割や居場所があり、生きがいを持って生活できるよう、お互いに見守り支え合います。

事業者等

- 地域包括ケアシステムのさらなる深化と推進に向け、様々な観点から、高齢者のニーズに対応します。
- 介護保険サービスに関する情報の提供や、相談受付窓口、苦情受付窓口の整備を進めます。



施策	概要
①地域包括ケアシステムの深化・推進	安心な生活の継続に向けお互いに支え合う地域づくりを推進するとともに、医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく日常生活が送れるよう、家族や地域、医療機関・介護の人材が連携して、在宅生活を支援するサービスを包括的に提供できる体制を整えます。
②認知症施策の推進	認知症についての正しい理解の促進と予防への取組を進め、認知症の人も地域で暮らす一員としての見守りや交流の広がりをつくるとともに、医療機関・地域包括支援センター・サービス事業所・地域・その他認知症の人およびその家族の支援者とのネットワークを強化することで、早期発見・支援体制の構築を図ります。
③介護サービスの充実	要支援・要介護の状態にあっても、誰もがその人らしく豊かな高齢期を過ごすことができるよう、介護サービスの適正水準の維持・向上を図ります。
④介護保険制度の適正運用	介護保険制度等の理解促進と利用支援、要介護認定、ケアマネジメント*、事業者のサービス提供体制および介護報酬請求においてチェック体制を整備し、適正化の取組を進めます。

	主要事業	
	名称	担当課
①地域包括ケアシステムの深化・推進	高齢者総合相談・支援事業	地域保健課
	生活支援体制整備事業	地域保健課・長寿いきがい課
	在宅医療・介護連携推進事業	長寿いきがい課
②認知症施策の推進	認知症総合支援事業	地域保健課・長寿いきがい課
	認知症施策推進事業	長寿いきがい課
	権利擁護事業	
高齢者成年後見制度利用支援事業（特別会計）		
③介護サービスの充実	居宅介護サービス給付事業	介護保険課
	地域密着型介護サービス給付事業	
	施設介護サービス給付事業	
④介護保険制度の適正運用	介護保険制度啓発普及事業	介護保険課
	介護認定事務	
	介護給付費等適正化事業	

「笑顔」輝くまち

6

コミュニティ

- 6-1 市民自治の確立
- 6-2 基礎的コミュニティの活性化
- 6-3 市民公益活動の促進
- 6-4 多文化共生社会の構築

7

地域福祉

- 7-1 「地域力」のあるまちづくり
- 7-2 福祉の総合的な相談・支援の充実

8

健康

- 8-1 市民の健康づくり
- 8-2 医療保険制度の適正運用

9

子ども・子育て・若者

- 9-1 切れ目のない子育て支援
- 9-2 就学前教育・保育の充実
- 9-3 安心して子育てができる環境づくり
- 9-4 子ども・若者の育成支援

10

長寿・介護

- 10-1 いきいきとした高齢社会の実現
- 10-2 あんしんできる高齢期の生活への支援

11

障害福祉

- 11-1 共に生きる社会の推進

11-1 共に生きる社会の推進



【分野の計画】

- 第2次草津市障害者計画
(平成30年度～令和5年度 / 障害福祉課)
- 第6期草津市障害福祉計画
(令和3年度～令和5年度 / 障害福祉課)

基本方針 | 11-1 共に生きる社会の推進

概要

地域における障害のある人を取り巻くサービス提供基盤の強化や人材の育成、社会参加の促進を行うことで、地域に暮らす誰もが互いを尊重し安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます。

指標

「共に生きる社会の推進」に満足している市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
18.2	19.8	21.4	23.0	24.6

現況

障害のある人が地域に居住し、日常生活や社会生活を営むことができるよう支援の充実を図っています。

課題

障害と障害のある人へのさらなる理解促進や施設整備などの生活支援体制の整備により、誰もが互いを尊重し安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。



興行行政

私たちの
役割

市民



- 障害の特性に応じたサービスの充実と細やかな相談支援により、より良いサービス提供体制の構築に努めます。
- 地域生活の場の整備や、事業所間の連携強化を図り、地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます。
- 障害のある人が社会参加できる環境を整え、個々の能力を発揮できる機会づくりに努めます。
- ふれあい・交流の場づくりに努めるとともに、様々な機会を利用して、障害と障害のある人についての理解の促進に努めます。

市民・地域

- 障害者自らの意思に基づいて、自己実現と社会参加のため積極的に行動します。
- 障害のある人の社会参加をサポートするボランティア活動等に参加します。
- ふれあい・交流の機会に積極的に参加し、バリアフリーやノーマライゼーション*の意識を高めます。

事業者等

- 障害のある人の雇用を促進し、個性と能力を生かした就労を継続的にサポートするとともに、働きやすい職場環境の整備を進めます。
- 家族へのサポート・相談の充実を図ります。
- 障害者福祉事業を営む事業者はニーズに即したサービス量の確保と、サービスの質の確保、向上を図ります。



施策	概要
①障害のある人の暮らしを支えるサービス基盤の充実	生活支援や就労支援等、細やかな相談支援によるサービス提供や、施設整備支援を行うとともに、遊ぶ・学ぶ等の諸活動に誰もが自らの意思で安心して参加・参画できるよう支援を進めます。
②障害と障害のある人への理解促進と尊厳の保持	障害者福祉センターを核とした多様なふれあい・交流や知識普及と意識啓発により、障害と障害のある人についての理解促進を図るとともに、障害のある人の尊厳の保持に努めます。
③福祉のまちづくりの推進	地域で安心して生活できるよう関係機関と連携して、ハード面でのバリアフリー化を進めるとともに、遊ぶ・学ぶ等の諸活動に安心して参加・参画できるよう、外出支援やコミュニケーション支援等ソフト面での充実を図ります。

	主要事業	
	名称	担当課
①障害のある人の暮らしを支えるサービス基盤の充実	居宅介護事業	障害福祉課
	サービス利用計画事業	
	生活介護事業	
	就労継続支援事業	
	就労移行支援事業	
②障害と障害のある人への理解促進と尊厳の保持	障害者就労促進事業	障害福祉課
	成年後見制度利用支援事業	
	障害者虐待防止対策支援事業	
③福祉のまちづくりの推進	障害者福祉センター管理運営事業	障害福祉課
	コミュニケーション支援事業	
	障害者等個別移動支援事業	





まちづくりの基本目標

「暮らし」 支えるまち

「暮らし」支えるまち

12 防災

- 12-1 自助・共助による防災対策の充実
- 12-2 災害に強いまちづくり
- 12-3 治水対策の推進

13 生活安心・防犯

- 13-1 暮らしの安心の確保
- 13-2 犯罪のないまちづくり

14 環境

- 14-1 良好な環境の保全と創出
- 14-2 脱炭素社会への転換
- 14-3 資源循環型社会の構築

15 交通

- 15-1 公共交通ネットワークの構築
- 15-2 交通安全対策の推進

16 道路

- 16-1 安全・安心な道路の整備

17 上下水道

- 17-1 水の安定供給
- 17-2 下水道の安定運営

12-1 自助・共助による防災対策の充実



12-2 災害に強いまちづくり



12-3 治水対策の推進



【分野の計画】

- 草津市国土強靱化地域計画
(令和2年度～令和6年度 / 危機管理課)
- 草津市地域防災計画 [震災対策編・風水害等対策編]
(令和3年度～ / 危機管理課)
- 草津市地域防災計画 [原子力災害対策編]
(平成28年度～ / 危機管理課)
- 草津市地域防災計画 [大規模事故災害対策編]
(平成23年度～ / 危機管理課)
- 草津市国民保護計画
(平成27年度～ / 危機管理課)
- 草津市災害時要援護者避難支援プラン全体計画
(平成22年度～ / 危機管理課)
- 草津市既存建築物耐震改修促進計画第2期
(平成28年度～令和7年度 / 建築課)

基本方針

12-1 自助・共助*による防災対策の充実

概要

市民の防災意識の高揚と自主防災体制の確立を図るとともに、住宅耐震化の促進や適切な避難行動の周知等を進めます。また、避難所における感染症対策などの防災対策を進めます。

指標

「自助・共助による防災対策の充実」
に満足している市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
21.5	22.0	23.0	24.0	25.0

現況

地震、風水害等の災害に対して、市民が互いに備える関係づくりを強化し、必要な仕組みを充実させてきています。また、避難所における感染症対策の必要性が高まっています。

課題

市民の防災意識のさらなる高揚と、自助・共助のもとでの防災・減災対策を一層強化する必要があります。また、避難所における感染症対策のための避難所運営マニュアルの早期策定と運用を進める必要があります。



行政

私たちの
役割

市民



- 各家庭や自主防災組織での自助・共助の取組を支援します。
- 市民・自主防災組織の防災意識の高揚につながるよう、平時から啓発活動を進めます。
- 地震や気象変動による大規模な風水害等の災害から市民を守るため、事前の周知、避難方法等を平時から啓発します。
- 避難所運用マニュアルの策定および運用を進めます。
- 避難所における感染症対策のため、平時から啓発・発信を行います。

市民・地域

- 防災備蓄や住宅の耐震補強など、家庭での防災対策を進めます。
- 自主防災組織を結成し、災害に強い地域づくりを進めます。
- 平時からハザードマップ、地区防災計画、学区・地区別の防災マップを確認し、家庭内であらかじめ避難所・避難経路の話し合いを進めます。
- 共助の基本姿勢として、災害発生時において、被災していない場合は、ボランティア活動への協力等に努めます。
- 感染症予防および拡散防止対策の生活習慣として、3密*回避、ソーシャルディスタンス*の確保、飛沫感染の予防、手洗い、アプリ等の活用などに取り組みます。

事業者等

- 事業者等での防災組織の設置等に努めます。
- 災害発生時のボランティア活動への協力等に努めます。
- アプリ等の活用など、感染症予防および拡散防止に取り組みます。



施策	概要
----	----

<p>①自主防災体制の確立と市民意識の高揚</p>	<p>自主防災組織の育成等を進め、防災訓練や地域協働での防災教育、また、住宅耐震化の支援等を進めます。また、災害時において支援を必要とされる要援護者の支援体制を事前に決定するなど、地域と一体となって防災対策を進めます。</p>
----------------------------------	---

	主要事業	
	名称	担当課
①自主防災体制の確立と市民意識の高揚	自主防災組織育成事業	危機管理課

基本方針

12-2 災害に強いまちづくり

概要

防災備蓄の整備等、消防・防災の体制や、危機管理の体制の充実を図って、災害に強いまちづくりを進めます。

指標

「災害に強いまちづくり」に
満足している市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
23.9	24.0	25.0	26.0	27.0

現況

まちづくりの基本として市民生活の安心を守っていくため、地震や火事、風水害等の災害に対するまちの備えを強化させてきています。

課題

市民生活の安心を守るため、消防・防災体制の強化を図る必要があります。



興行行政

私たちの
役割

市民



- 防災備蓄の整備を進め、防災体制の強化を図ります。
- 他都市や民間企業との防災協定により相互協力体制を構築します。
- 消防団への入団の促進を図ります。
- 地域訓練・防災学習会の開催を積極的に行います。

市民・地域

- 消防団への入団や、協力を通じて地域防災力を高めます。
- 防災訓練や防災体制を構築し、災害に強いまちづくりを進めます。
- 平時から地域の訓練、防災学習を通して、情報収集、避難方法等を学び、災害から身を守るための備えを進めます。

事業者等

- 防災協定等により災害発生時における市との協力体制（物的・人的・技術的支援）を構築します。
- 消防団活動への積極的な参加に努めます。



施策	概要
①消防体制・基盤の充実	消防・防災体制に係る人的資源の充実を図るとともに、消防団装備品の整備を進める等、迅速・確実な消防活動の確保に努めます。
②地域防災体制・基盤の強化	災害時に即応できる防災体制と情報伝達体制等を強化させるほか、計画的な備蓄確保や地域ごとの防災拠点の整備等に努めます。

	主要事業	
	名称	担当課
①消防体制・基盤の充実	湖南広域行政組合負担金事務（消防費）	危機管理課
	消防団活動事業	
②地域防災体制・基盤の強化	防災対策事業	危機管理課
	水防訓練事業	河川課
	大雨警報警戒体制事業	

基本方針

12-3 治水対策の推進

概要

治水対策のため、河川・排水路の適切な整備と管理を行います。

指標

「治水対策の推進」に満足している市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
26.2	27.3	28.4	29.5	30.6

現況

排水能力が不足している河川が、市内に一定あることから、大雨時に河川・排水路の氾濫が危惧されます。

課題

雨水排除に重要となる一級河川整備の遅れが雨水整備計画の支障となっており、雨水幹線も道路地下の埋設や用地買収等に多額の費用や期間を要することから、整備率が向上しない要因となっています。



行政

私たちの
役割

市民



- 国および県の情報、ならびに市民等からの意見や要望を反映し、計画的に事業実施を図ります。
- 河川・排水路の適切な維持管理および今後の持続可能な管理手法についての検討を行います。
- 一級河川未整備区間の早期改修に向け、管理者である県への要望活動に取り組みます。

市民・地域

- 地域ぐるみで浚渫・草刈り等の活動（河川愛護活動等）に自主的に取り組みます。



施策	概要
①河川・排水路の整備	雨水排水能力の向上と浸水の防除を図るため、河川・排水路の適切な整備や維持管理を行うとともに、一級河川の早期整備に向けた要望活動に取り組みます。
②公共下水道雨水幹線の整備	大雨による家屋等の浸水被害の軽減・未然防止を図るため、雨水排水路を整備します。

	主要事業	
	名称	担当課
①河川・排水路の整備	河川改修事業	河川課
	河川維持補修事業	
②公共下水道雨水幹線の整備	雨水管渠等維持管理事業	河川課
	雨水管渠整備事業	

「暮らし」支えるまち

12 防災

- 12-1 自助・共助による防災対策の充実
- 12-2 災害に強いまちづくり
- 12-3 治水対策の推進

13 生活安心・防犯

- 13-1 暮らしの安心の確保
- 13-2 犯罪のないまちづくり

14 環境

- 14-1 良好な環境の保全と創出
- 14-2 脱炭素社会への転換
- 14-3 資源循環型社会の構築

15 交通

- 15-1 公共交通ネットワークの構築
- 15-2 交通安全対策の推進

16 道路

- 16-1 安全・安心な道路の整備

17 上下水道

- 17-1 水の安定供給
- 17-2 下水道の安定運営

13

生活安心・防犯

13-1 暮らしの安心の確保



13-2 犯罪のないまちづくり



基本方針

13-1 暮らしの安心の確保

概要

暮らしの安心の確保のため、市民生活の様々な不安や悩みを受け止めるとともに、生活衛生の向上のための各種の取組を行います。

指標

「暮らしの安心の確保」に満足している市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
20.7	21.5	22.3	23.1	23.9

現況

複雑多様化する市民相談をはじめ、若者や高齢者を狙った特殊詐欺、訪問販売やインターネット関連等の消費者トラブルが後を絶ちません。また、高齢化の進行に伴い、今後、火葬需要の増加が予想されます。

課題

相談体制を充実させるとともに、関係機関との連携を図りながら、情報の収集と提供、消費者団体の育成・支援を行い、消費者教育や啓発を推進する必要があります。また、生活衛生を確保しながら、増加する火葬需要に対応する必要があります。



行政

私たちの
役割

市民



- 複雑多様化する相談に対応できるよう相談体制を充実し、相談内容に応じて、国・県や関係機関および専門家との連携を図ります。
- 消費者トラブル等を未然に防止するため、情報の収集と提供を行います。
- 消費者団体の育成や支援を行い、子どもから高齢者まで幅広い年齢層への啓発等に努めます。
- 火葬需要に対応する新たな施設の整備に取り組みます。

市民・地域

- 複雑多様化する日常生活の様々な課題に対応できるように、情報を収集・共有し、必要な知恵と知識を身につけて、トラブルを未然に防止します。
- 不安や不審に感じることは、市民相談室等の相談機関に相談します。

事業者等

- 消費者問題等の解決に向けた取組を図ります。
- 国・県や関係機関および専門家と連携して、消費生活等に関する情報の共有を図ります。



施策	概要
①市民相談業務の充実	相談員の資質向上や相談体制の充実に努め、相談を受けた市民の生活上の不安や問題の早期解決を図ります。
②消費者の自立支援・消費者教育の推進と消費者団体の育成	消費生活に関する相談や出前講座を行い、消費者がトラブルに巻き込まれないように啓発や教育に努めるとともに、消費者団体の育成や支援を行います。
③生活衛生の向上	生活衛生の向上のため、畜犬登録・狂犬病予防注射の実施、公道上等の小動物死骸処理、火葬場や市営墓地の適正管理等とともに、新たな火葬施設の整備に向けた取組を進めます。

	主要事業	
	名称	担当課
①市民相談業務の充実	市民相談室運営事業	生活安心課
②消費者の自立支援・消費者教育の推進と消費者団体の育成	消費者教育推進事業	生活安心課
	消費生活相談啓発事業	
③生活衛生の向上	畜犬対策事業	生活安心課
	火葬場管理運営事業	
	市営墓地管理事業	
	小動物死骸処理事業	環境政策課

基本方針

13-2 犯罪のないまちづくり

概要

犯罪が発生しにくい環境が整えられる取組として、地域防犯活動の展開を充実させながら市民の防犯意識の高揚を図り、犯罪のないまちづくりを進めます。

指標

「犯罪のないまちづくり」に満足している市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
27.3	29.0	31.0	33.0	35.0

現況

市民一人ひとりの防犯意識と、地域コミュニティの醸成による犯罪抑止力の向上を図ることで、犯罪のないまちづくりを進めています。

課題

警察、市民関係団体等が連携を図り、市民の防犯意識の一層の向上と地域防犯活動の展開、また、不安箇所の解消等によって犯罪を未然に防ぐまちづくりをさらに進める必要があります。



行政

私たちの
役割

市民



- 防犯灯、防犯カメラ等の防犯設備の設置、維持管理を行います。
- 警察、関係機関との連携による防犯活動を展開します。
- 市民への防犯情報の提供等に努めます。
- 市民の防犯意識向上のための啓発活動等を実施します。

市民・地域

- 一人ひとりが「自分の身は自分で守る」という防犯意識を持ちます。
- 家庭や地域でルールやモラルを再確認し、規範意識を高めます。
- 町内会、学区等で地域防犯活動の実施や参加・協力をするとともに、町内会で防犯灯、防犯カメラ等の防犯設備の設置に取り組みます。

事業者等

- 店舗等における青少年健全育成の取組や防犯用品の販売等を行います。
- 社会貢献として防犯活動に参加・協力します。



施策	概要
①自主防犯活動の展開	街頭啓発の実施や防犯ボランティア団体等への活動支援等を通じて市民の防犯意識の高揚につなげ、警察や県と連携を図りながら、犯罪抑止に努めます。
②防犯設備の維持・整備	長寿命を考慮したLED防犯灯の設置、また、防犯設備の設置促進等により、犯罪を未然に防ぐまちづくりを進めます。

	主要事業	
	名称	担当課
①自主防犯活動の展開	防犯対策事業	危機管理課
②防犯設備の維持・整備	防犯灯維持管理事業	危機管理課

「暮らし」支えるまち

12 防災

- 12-1 自助・共助による防災対策の充実
- 12-2 災害に強いまちづくり
- 12-3 治水対策の推進

13 生活安心・防犯

- 13-1 暮らしの安心の確保
- 13-2 犯罪のないまちづくり

14 環境

- 14-1 良好な環境の保全と創出
- 14-2 脱炭素社会への転換
- 14-3 資源循環型社会の構築

15 交通

- 15-1 公共交通ネットワークの構築
- 15-2 交通安全対策の推進

16 道路

- 16-1 安全・安心な道路の整備

17 上下水道

- 17-1 水の安定供給
- 17-2 下水道の安定運営

14

環境

14-1 良好な環境の保全と創出



14-2 脱炭素社会への転換



14-3 資源循環型社会の構築



【分野の計画】

- 第3次草津市環境基本計画
(令和3年度～令和14年度 / 環境政策課)
- 草津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（改訂版）
(平成28年度～令和3年度 / 資源循環推進課)
- 草津市循環型社会形成推進地域計画（第2期）
(平成28年度～令和3年度 / 資源循環推進課)
- 第4次草津市地球冷やしたいプロジェクト
(令和3年度～令和6年度 / くさつエコスタイルプラザ)

基本方針

14-1 良好な環境の保全と創出

概要

環境施策の多面的な広がりやつながりを推進するため、今ある地域資源を保全・活用し、環境の側面だけでなく、環境・経済・社会の統合的な向上を図りながら、自然環境の保全や公害対策等の施策を多様な主体と協働で推進します。また、環境について学び・活動する地域社会づくりを進めます。

指標

「良好な環境の保全と創出」に満足している市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
21.0	21.5	22.0	22.5	23.0

現況

宅地化の進展による自然環境の減少や、生活に関わる騒音問題等が増加している傾向にあります。また、教育機関、団体等で環境学習が取り組まれています。

課題

地域の各主体が連携した自然環境保全活動や、騒音・振動等の生活に身近な環境公害への対策を進める必要があります。また、誰もが環境について学び、活動につなげ、主体的に取り組む地域社会づくりを進める必要があります。



行政

私たちの
役割

市民



- 市内の自然環境の状況を調査・把握し、特定外来生物の情報提供や防除、ならびに良好な自然環境と生物多様性の保全を進めます。
- 事業所等への公害対策の指導・啓発を行うとともに、環境管理基準等の達成状況など、定期的な調査を行います。
- 市民・地域・団体・事業者等と協力・連携をとり、体験型の環境学習および環境保全活動の充実を図ります。

市民・地域

- 自然環境への関心を深め、自然観察や生き物調べなど、自然とのふれあいを進めます。
- 良好な生活環境を保全するため、近隣に騒音等の生活型公害で迷惑をかけないように心がけます。
- 環境について学び行動するため、環境学習や環境イベント等へ積極的に参加するとともに、環境保全活動に参加します。

事業者等

- 事業活動が生物多様性の恵みを受け、また影響を与えていることを理解し、生物多様性に配慮した事業活動等を進めます。
- 自ら率先して環境汚染等の未然防止および法令遵守に取り組めます。
- 地域と連携のもと、環境学習・環境保全活動の取組を進めます。



施策	概要
①自然環境の保全	自然と私たちの生活・社会活動とが密接に関係していることを理解し、身近な自然に関心を持つ機会を設け、地域の自然環境を保全・創出する活動を市民・地域・事業者等と連携して進めます。
②環境汚染、環境負荷対策の促進	事業所等への適切な指導・啓発をはじめ、河川の水質調査など環境調査の継続実施を行います。
③環境学習の拡充	市民・地域・事業者等と連携のもと、市内に点在する自然、文化、食、歴史など地域資源を活用した体験型の環境学習・環境保全活動を推進し、主体的に活動する環境まちづくりを進めるとともに、環境活動に取り組む団体等の活動支援や活動する人材の発掘・育成を行います。また、環境に関する情報発信や環境への関心が深まるイベント、啓発活動を行います。

	主要事業	
	名称	担当課
①自然環境の保全	自然環境保全啓発推進事業	環境政策課
	基本計画策定事業	
②環境汚染、環境負荷対策の促進	事業所等指導事業	環境政策課
	環境調査事業	
③環境学習の拡充	環境学習推進事業	くさつエコスタイルプラザ

基本方針

14-2 脱炭素社会*への転換

概要

脱炭素社会への転換を図るため、市民・団体・事業者とともに省エネルギー対策、再生可能エネルギー*の利用ならびに気候変動の影響による被害を防止・軽減するための適応策を推進します。

指標

地球温暖化対策に取り組む市民の割合 (%)	R2	R3	R4	R5	R6
	38.3	40.3	42.3	44.3	46.3

現況

近年、大気中の温室効果ガスの濃度の上昇に伴い、平均気温が上昇し、豪雨や大型台風、また猛暑日など、異常気象が頻発し、私たちの生活や社会などに影響が生じています。

課題

市民・団体・事業者とともに、省エネルギー対策や再生可能エネルギー利用等の温暖化対策を自分ごととして捉え、さらに取組を進めなければなりません。また、気候変動の影響に備える適応策の取組が必要です。



行政

私たちの
役割

市民



- 市民、団体、事業者の自主的な取組を支援する制度・仕組みの創設、また情報提供・啓発活動を行います。
- 公共施設等における省エネルギー対策、再生可能エネルギーの利用などを進めます。
- 気候変動の影響に適応する施策の推進および情報提供を行います。

市民・地域

- 太陽光発電など再生可能エネルギーの利用を進めます。
- 省エネ製品等への買換え、公共交通機関等の利用、クールビズ・ウォームビズ*、エコドライブ、生活スタイルの転換など「COOL CHOICE」(賢い選択)に取り組めます。
- 気候変動の影響に関心を持ち、自らも熱中症や感染症対策など適応策に取り組めます。

事業者等

- 事業活動における省エネルギー対策(省エネ診断・機器の更新・サービスの転換・ICT化など)および再生可能エネルギーの利用を進めます。
- 気候変動の影響による事業活動のリスクマネジメントならびに適応ビジネスの展開に向けた取組を進めます。



施策	概要
----	----

<p>①様々な主体の自主的な取組の支援とネットワークの拡充</p>	<p>脱炭素社会への転換に向けた取組を支援するため、愛する地球のために約束する協定をはじめ、様々な主体が自主的に取り組むための制度・仕組みづくりを行うとともに、自主的な取組を促す情報提供やネットワークの拡充を図ります。</p>
-----------------------------------	---

<p>②省エネルギー対策・再生可能エネルギー利用等の推進</p>	<p>省エネルギー機器の導入・更新や再生可能エネルギーの利用促進を図るため、イベント・フォーラム・展示会等の開催や導入事例等も含めて様々な情報提供を行います。</p>
----------------------------------	---

	主要事業	
	名称	担当課
①様々な主体の自主的な取組の支援とネットワークの拡充	地域協議会運営事業	くさつエコスタイルプラザ
②省エネルギー対策・再生可能エネルギー利用等の推進	エネルギー対策事業	くさつエコスタイルプラザ
	広報啓発活動事業	

基本方針

14-3 資源循環型社会の構築

概要

資源循環型社会の構築を図るため、ごみの発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・資源化（リサイクル）を進めます。

指標

「1人1日あたりのごみ
排出量」(g/人・日)

R2	R3	R4	R5	R6
818	805	792	778	764

現況

家庭系ごみの排出量は増加傾向ですが、事業系ごみの排出量は減少しています。また、ポイ捨て防止など環境美化の推進や不法投棄対策に取り組んでいます。

課題

食品ロス（食べられるのに廃棄される食品）、マイバッグなどによるプラスチックごみの削減などの発生抑制（リデュース）および製品等の繰り返し使用等による再使用（リユース）によるごみの減量をより一層図る必要があります。また、資源ごみの適正な分別により、資源循環をさらに推進していく必要があります。



行政

私たちの
役割

市民



- 市民・事業者等のごみ発生抑制、再使用、資源化への積極的な取組を支援する制度、仕組みの創設や啓発活動、情報提供の充実を進めます。
- 市民団体等と連携して、市民ぐるみでごみの減量に向けた活動を促進します。
- 効率的なごみの収集とクリーンセンターの適切な管理運営により、適正なごみ処理体制を確保します。
- ごみの不法投棄対策を行います。

市民・地域

- ごみの発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）の取組により、ごみの減量を進め、資源循環型のライフスタイルの転換に取り組めます。
- ごみ出しのルールを守り、分別の徹底を図るとともに、ごみの資源化に取り組めます。
- 道路や公園などへのポイ捨てごみなどの発生抑制や回収活動を行い、地域の環境美化に取り組めます。

事業者等

- 簡易包装や耐久性の高いまたはリユースしやすい製品開発など事業活動におけるごみの発生抑制や再使用の取組により、ごみの減量を進めます。
- ごみの分別を進め、資源化に取り組めます。
- 資源循環型社会の構築を担う役割・社会的責任を認識し、資源循環型の事業活動に取り組めます。



施策	概要
①ごみの発生抑制・再使用・資源化の推進	資源循環型社会の構築のため、発生抑制、再使用によるごみ発生量の削減と資源化による最終処分量の削減の取組を進めます。
②ごみの適正処理	効率的な収集とクリーンセンターの適正な運転管理を行います。
③環境美化の推進	ごみの不法投棄防止のための定期的なパトロールの実施をはじめ、市民・地域・事業者・行政等が協力・連携し環境美化に努めます。

	主要事業	
	名称	担当課
①ごみの発生抑制・再使用・資源化の推進	ごみ減量化推進事業	資源循環推進課
	ごみ分別啓発事業	
	ごみ問題を考える草津市民会議活動補助事業	くさつエコスタイルプラザ
②ごみの適正処理	ごみ収集運搬事業	資源循環推進課
	クリーンセンター管理運営事業	
③環境美化の推進	不法投棄対策事業	資源循環推進課

「暮らし」支えるまち

12 防災

- 12-1 自助・共助による防災対策の充実
- 12-2 災害に強いまちづくり
- 12-3 治水対策の推進

13 生活安心・防犯

- 13-1 暮らしの安心の確保
- 13-2 犯罪のないまちづくり

14 環境

- 14-1 良好な環境の保全と創出
- 14-2 脱炭素社会への転換
- 14-3 資源循環型社会の構築

15 交通

- 15-1 公共交通ネットワークの構築
- 15-2 交通安全対策の推進

16 道路

- 16-1 安全・安心な道路の整備

17 上下水道

- 17-1 水の安定供給
- 17-2 下水道の安定運営

15-1 公共交通ネットワークの構築



15-2 交通安全対策の推進



【分野の計画】

- 草津市都市計画マスタープラン
(平成18年度～ / 都市計画課)
- 草津市都市交通マスタープラン
(平成26年度～令和15年度 / 交通政策課)
- 第10次草津市交通安全計画
(平成28年度～ / 交通政策課)
- 草津市自転車安全安心利用促進計画
(平成28年度～令和7年度 / 交通政策課)
- 草津市バリアフリー基本構想
(平成22年度～ / 交通政策課)
- 草津市地域公共交通網形成計画
(平成30年度～令和9年度 / 交通政策課)

基本方針

15-1 公共交通ネットワークの構築

概要

誰もがいつでも安心して移動できる交通まちづくりの実現のため、市民（地域）・事業者等・行政が連携し、効率的かつ効果的な利便性の高い持続可能な公共交通ネットワークの形成を目指します。

指標

「公共交通ネットワークの構築」
に満足している市民の割合（%）

R2	R3	R4	R5	R6
21.1	24.0	24.7	25.4	26.1

現況

自家用車への過度な依存や利用者の減少による公共交通の脆弱化が進むとともに、主要道路で交通渋滞が慢性化し、生活道路でも交通量が増加しています。

課題

効率的かつ効果的な利便性の高い持続可能な公共交通ネットワークを形成するために、市民（地域）・事業者等・行政が連携を図りながら、さらなる公共交通の利用促進に取り組む必要があります。



行政

私たちの
役割

市民



- 誰もが公共交通を利用しながら快適でスムーズな移動ができる環境の構築を図ります。
- バス交通空白地・不便地の解消のため、路線バスやまめバス路線の再編、デマンド型交通*などの新たな移動手段の確保に向けて取り組みます。
- 自家用車に過度に頼らないために、モビリティ・マネジメント*の推進や高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境づくりなどに取り組みます。

市民・地域

- 公共交通を積極的に利用します。

事業者等

- 官民や交通事業者間の連携を強化し、公共交通機関の維持、活性化に努めます。
- 通勤などの移動時における公共交通の利用促進に努めます。



施策	概要
----	----

<p>①公共交通ネットワークの充実</p>	<p>路線バスやまめバス路線の再編、ICTの活用等により、移動を円滑につなぎ、また、バス交通空白地・不便地において、デマンド型交通などの新たな移動手段の確保により、地域の維持・活性化につなげます。</p> <p>さらに、関係機関とも連携しながら、JR草津駅・南草津駅周辺をはじめとする慢性的な交通渋滞の緩和や解消を行うとともに、運転免許証自主返納高齢者支援制度の充実や地域でのワークショップの開催などにより、公共交通の利用促進を進め、公共交通ネットワークの充実を図ります。</p>
------------------------------	--

<p>②鉄道駅周辺での自転車利用環境の整備</p>	<p>公共交通の補完手段として、自転車の有効的な活用展開を図り、鉄道駅周辺における需要に対応した自転車駐車スペースを確保するとともに、放置自転車対策の強化を進め、自転車利用環境の整備を図ります。</p>
----------------------------------	---

	主要事業	
	名称	担当課
①公共交通ネットワークの充実	公共交通対策事業	交通政策課
②鉄道駅周辺での自転車利用環境の整備	放置自転車対策事業	交通政策課
	草津駅西口周辺自転車駐車場運営事業	
	草津駅東自転車駐車場運営事業	
	南草津駅駐輪・駐車場運営事業	

基本方針

15-2 交通安全対策の推進

概要

交通事故のない安全で安心なまちを形成するため、市民一人ひとりの交通安全に対する意識の高揚を図るとともに、交通安全教育や啓発を充実させるなど、交通安全対策に取り組みます。

指標

「交通安全対策の推進」に満足している市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
21.3	21.9	22.5	23.1	23.7

現況

本市の交通事故の発生件数は、年々減少傾向にあるものの、県内では、高い水準にあります。

課題

さらなる交通安全教育や啓発に取り組み、交通安全意識の高揚を図る必要があります。



行政

私たちの
役割

市民



- あらゆる世代が交通安全について学んでもらえる機会を作ります。
- 関係機関、事業者、地域と連携し、交通安全教育、各種啓発活動、街頭指導等に取り組みます。

市民・地域

- 交通安全について学ぶ取組等に積極的に参加します。
- 交通安全を自らの問題として捉え、地域の実情に応じた交通安全教育を推進します。

事業者等

- 官民や事業者間の連携を図り、各々の立場や地域の実情に応じた交通安全活動に取り組みます。



施策	概要
----	----

<p>①交通安全意識の高揚</p>	<p>交通事故防止につなげるため、交通安全教育、各種啓発活動、街頭指導等に取り組み、あらゆる世代における交通安全意識の高揚を図ります。</p>
--------------------------	---

	主要事業	
	名称	担当課
①交通安全意識の高揚	草津栗東地区交通対策協議会事業	交通政策課
	交通安全啓発事業	
	自転車安全安心利用推進事業	

「暮らし」支えるまち

12 防災

- 12-1 自助・共助による防災対策の充実
- 12-2 災害に強いまちづくり
- 12-3 治水対策の推進

13 生活安心・防犯

- 13-1 暮らしの安心の確保
- 13-2 犯罪のないまちづくり

14 環境

- 14-1 良好な環境の保全と創出
- 14-2 脱炭素社会への転換
- 14-3 資源循環型社会の構築

15 交通

- 15-1 公共交通ネットワークの構築
- 15-2 交通安全対策の推進

16 道路

- 16-1 安全・安心な道路の整備

17 上下水道

- 17-1 水の安定供給
- 17-2 下水道の安定運営

16-1 安全・安心な道路の整備



【分野の計画】

- 草津市バリアフリー基本構想
(平成22年度～ / 交通政策課)
- 草津市舗装修繕計画
(令和元年度～ / 道路課)
- 草津市橋梁長寿命化修繕計画
(令和元年度～ / 道路課)
- 草津市通学路等安全対策実施プログラム
(令和2年度～ / スポーツ保健課)

基本方針

16-1 安全・安心な道路の整備

概要

広域主要幹線道路から生活道路、歩道・自転車道まで、誰もが安全で快適に移動できるように交通安全対策やバリアフリー化などの整備を計画的に進めるとともに、道路施設の適切な維持管理に努めます。

指標

「安全・安心な道路の整備」に満足している市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
24.8	25.1	25.4	25.7	26.0

現況

主要幹線道路で交通渋滞が慢性化し、生活道路で交通量が増加しているほか、橋梁等の道路施設の経年劣化が進んでいます。

課題

交通渋滞が慢性化している主要幹線道路および生活道路等において、計画的な整備を行うとともに、誰もが安全で快適に移動できるように交通安全対策やバリアフリー化が必要となっています。
老朽化が進む道路施設については、計画的な点検・修繕による予防保全的な維持管理が必要となっています。

興

行政

私たちの
役割

市民



- 主要幹線道路および生活道路等において、計画的な道路整備を推進します。
- 安全で安心して道路が利用できるよう、道路空間の確保、歩道・自転車道の整備に努めるとともに、日常的な維持管理を推進します。
- 「草津市バリアフリー基本構想」に基づいて重点整備地区内の移動等の円滑化を推進します。

市民・地域

- 道路清掃や草刈等、道路を守り大切に使うための市民活動の展開を図ります。
- 市民や地域の意見や要望を集約し、「地域の道づくり」について提案します。

事業者等

- 産官学連携により、人にやさしく、安全で快適な利便性の高い道路空間の整備や維持管理等に向けた相互の研究を推進します。



施策	概要
① 広域主要幹線道路等の整備促進	主要幹線道路での慢性的な交通渋滞の解消を図るため、県の「道路整備アクションプログラム」に位置付けられた路線の早期着手および完了、ならびに都市計画道路平野南笠線整備をアクションプログラムに位置付けるよう要望活動に取り組みます。
② 幹線道路の整備	渋滞緩和や交通アクセスの確保を図るため、幹線道路の整備を行い、道路ネットワークの充実に努めます。
③ 生活道路の整備	地域の暮らしの利便性、安全性の向上のため、市内における地域間および地域内の市道等の整備に努めます。
④ 歩道・自転車道等の整備	歩行者や自転車利用者が安全かつ快適に移動できるよう、歩道や自転車道等の整備に努めます。
⑤ 道路施設の長寿命化と維持管理	安全で安心して道路が利用できるよう、パトロールを行い、日常的に道路の維持管理を行うとともに、橋梁等の道路施設について、計画的・効率的に点検・修繕を行います。
⑥ バリアフリー化の促進	安全で快適に移動できる環境を推進するため、JR 草津駅、南草津駅を中心とする重点整備地区内でのバリアフリー化を促進します。

	主要事業	
	名称	担当課
① 広域主要幹線道路等の整備促進	国・県道路整備対策事業	土木管理課
② 幹線道路の整備	大江霊仙寺線整備事業	道路課
③ 生活道路の整備	道路新設改良事業	道路課
④ 歩道・自転車道等の整備	歩道整備事業	道路課
	交通安全施設整備事業	
⑤ 道路施設の長寿命化と維持管理	道路維持補修事業	道路課
	道路パトロール事業	
⑥ バリアフリー化の促進	歩行空間バリアフリー化事業	道路課

「暮らし」支えるまち

12 防災

- 12-1 自助・共助による防災対策の充実
- 12-2 災害に強いまちづくり
- 12-3 治水対策の推進

13 生活安心・防犯

- 13-1 暮らしの安心の確保
- 13-2 犯罪のないまちづくり

14 環境

- 14-1 良好な環境の保全と創出
- 14-2 脱炭素社会への転換
- 14-3 資源循環型社会の構築

15 交通

- 15-1 公共交通ネットワークの構築
- 15-2 交通安全対策の推進

16 道路

- 16-1 安全・安心な道路の整備

17 上下水道

- 17-1 水の安定供給
- 17-2 下水道の安定運営

17-1 水の安定供給



17-2 下水道の安定運営



【分野の計画】

- 草津市水道ビジョン
(平成23年度～令和3年度 / 上下水道総務課)
- 草津市水道事業経営計画
(平成23年度～令和3年度 / 上下水道総務課)
- 草津市下水道事業第8期経営計画
(平成29年度～令和3年度 / 上下水道総務課)

基本方針

17-1 水の安定供給

概要

安全で安定した水を供給するため、上水道施設の計画的な更新・災害対策や適切な維持管理を行うとともに、経営基盤の強化など、将来にわたり安定的で持続可能な水道事業の運営を図ります。

指標

「水の安定供給」に満足している市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
47.1	47.3	47.5	47.7	47.9

現況

上水道施設の更新および耐震化を進めています。また、公営企業としての健全経営を維持しながら事業経営を行っています。

課題

上水道施設の更新に加え、耐震化をはじめとする災害に強いライフラインの確保に努めるとともに適切な維持管理を行い、より一層の経営の健全化に努める必要があります。



行政

私たちの
役割

市民



- 上水道施設の更新・災害対策を計画的に進めるとともに、適切な維持管理を行います。
- 水道事業の持続的な運営に向けて、技術継承を行うとともに、効率的な経営に努め、経営基盤の強化を図ります。
- 水源の保全やエコライフ等につながる情報提供に努めます。

市民・地域

- 水源である琵琶湖の水質を守り、水を大切に生活に努めます。
- 給水装置を適切に管理します。

事業者等

- 水道施設の適切な管理を行うとともに、水源である琵琶湖の水質を守って事業を行います。



施策	概要
①上水道施設の更新・災害対策と維持管理	安全で安定した水を供給するため、浄水場や配水管等、上水道施設の計画的な更新と災害対策を進めるとともに、適切な維持管理を行います。
②上水道事業の健全経営	持続可能な水道事業運営のため、経営の効率化を図るとともに、健全な事業経営を行います。

	主要事業	
	名称	担当課
①上水道施設の更新・災害対策と維持管理	給配水管修繕事業	上下水道施設課
	配水管更新事業	
	浄水場施設管理事業	北山田浄水場 ロクハ浄水場
	浄水場施設整備事業	
②上水道事業の健全経営	水道企画経理事務	上下水道総務課

基本方針

17-2 下水道の安定運営

概要

快適な生活環境を保全するため、下水道施設の計画的な更新・災害対策や適切な維持管理を行うとともに、経営基盤の強化など、将来にわたり安定的で持続可能な下水道事業の運営を図ります。

指標

「下水道の安定運営」に満足している市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
36.6	36.8	37.0	37.2	37.4

現況

下水道施設の更新および耐震化を進めています。また、公営企業としての健全経営を維持しながら事業運営を行っています。

課題

下水道施設の更新に加え、耐震化をはじめとする災害に強いライフラインの確保に努めるとともに適切な維持管理を行い、より一層の経営の健全化に努める必要があります。



行政

私たちの
役割

市民



- 下水道施設の更新・災害対策を計画的に進めるとともに、適切な維持管理を行います。
- 下水道事業の持続的な運営に向けて、技術継承を行うとともに、効率的な経営に努め、経営基盤の強化を図ります。
- 下水道の正しい使い方を啓発し、未接続の建物については、接続を促します。

市民・地域

- 琵琶湖を取り巻く水環境を守るために、下水道に接続し、適切に使用します。
- 宅内の排水設備を定期的に清掃します。

事業者等

- 下水道に接続し、排水設備の適切な管理を行うとともに、水源である琵琶湖の水質を守って事業を行います。



施策	概要
① 下水道施設の更新・災害対策と維持管理	快適な生活環境を保全するため、下水道施設の計画的な更新と災害対策を進めるとともに、適切な維持管理を行います。
② 下水道事業の健全経営	持続可能な下水道事業運営のため、経営の効率化を図るとともに、健全な事業経営を行います。

	主要事業	
	名称	担当課
① 下水道施設の更新・災害対策と維持管理	汚水管渠等維持管理事業	上下水道施設課
	汚水管渠整備事業	
② 下水道事業の健全経営	下水道推進事務	上下水道総務課





まちづくりの基本目標

「魅力」 あふれるまち

「魅力」あふれるまち

18 農林水産

- 18-1 農業の振興
- 18-2 水産業の振興

19 商工観光

- 19-1 中心市街地の活性化
- 19-2 商業の振興
- 19-3 工業の振興
- 19-4 観光の振興
- 19-5 勤労者福祉の向上

20 都市形成

- 20-1 都市と住環境の質・魅力向上
- 20-2 まちなかの魅力向上と地域再生の推進
- 20-3 良好な景観の保全と創出

21 公園・緑地

- 21-1 ガーデンシティの推進
- 21-2 草津川跡地の空間整備

22 情報・交流

- 22-1 まちづくり情報の提供の充実
- 22-2 多様な連携・交流の展開

18

農林水産

18-1 農業の振興



18-2 水産業の振興



【分野の計画】

- 草津農業振興地域整備計画
(農林水産課)
- 草津市農業振興計画 (改訂版)
(平成28年度～令和3年度 / 農林水産課)

基本方針

18-1 農業の振興

概要

持続可能で安定的な農業経営を図るとともに、市民生活に豊かな実りとうるおいをもたらす「農」のあるまちづくりを進めます。

指標

	R2*	R3	R4	R5	R6
草津市農業産出額* (千万円)	309	310	312	314	316

現況

琵琶湖に近い湖辺地域や山手地域の優良農地では、米づくりが盛んです。また、北山田町を中心に軟弱野菜*の生産地となっています。

課題

新たな担い手の確保や農業経営体の強化、優良農地の保全、農地の集積・集約、販路の拡大を進める必要があります。



行政

私たちの
役割

市民



- 担い手の育成・確保、担い手への農地の集積・集約を促進します。
- 優良農地の確保に加え、営農環境を整備します。
- 地場産物の需要・販路拡大に努めるとともに、積極的な情報発信を行います。
- 県やJAなどの関係機関と連携を図り、各種施策を進めます。

市民・地域

- 地場産物の購入（消費）に努めます。
- 地場産物に親しむとともに、その魅力を広めます。

事業者等

- 安定した生産量の確保、消費者ニーズに応じた生産に努めます。
- 地場産物について、積極的に情報発信を行います。
- 地場産物の需要・販路拡大に努めます。



施策	概要
①農業経営の強化	農業を支える人材の育成・確保を進めるとともに、担い手への農地の集積・集約を図ります。
②農地の保全・管理	草津用水事業を促進し、営農環境の整備を進めるとともに、未整備地域の整備や優良農地の確保など、農地の保全に努め、農業経営の基盤づくりを図ります。
③地場産物の需要・販路拡大	地産地消*を推進し、地場産物の認知度向上等、生産者と消費者の結びつきを強め、地場産物の需要・販路拡大に努めます。

	主要事業	
	名称	担当課
①農業経営の強化	水田営農推進事業	農林水産課
	担い手育成支援事業	
②農地の保全・管理	農業振興地域整備計画策定事業	農林水産課
	土地改良区事業費補助金事務（草津用水・北山田畑地）	
	土地改良事業費補助金事務	
	馬場山寺基盤整備推進事業	
	農業多面的機能発揮促進事業	
	県土地改良事業費負担金事務	
	農業委員会運営事業	農業委員会事務局
③地場産物の需要・販路拡大	「道の駅草津」管理運営事業	農林水産課
	草津ブランド力強化事業	

基本方針

18-2 水産業の振興

概要

漁業環境の保全・確保を図るとともに、漁港や水産を資源とした多面的機能の利活用に努めます。

指標

北山田・志那漁港の 漁獲高 (万円)	R2*	R3	R4	R5	R6
	941	910	880	851	823

現況

琵琶湖の水質汚濁や湖岸堤整備、外来魚の定着等を要因に漁獲量は年々減少し、水産業者も高齢化や後継者不足が著しく進んでいます。

課題

漁業環境の保全・確保につながる取組の継続に努めるとともに、水産資源を活用した着地型観光*など、多面的機能の利活用を図る必要があります。



行政

私たちの
役割

市民



- 漁業環境の保全・確保につながる取組を支援します。
- 草津の水産業・水産物についての積極的な情報発信を行います。
- 着地型観光を進めるなど漁港の利活用に努めます。

市民・地域

- 地場産物の購入（消費）に努めます。
- 草津の水産業・水産物に親しむとともに、その魅力を広めます。

事業者等

- 漁業環境の保全・確保につながる取組を行います。
- 安定した漁獲・生産量の確保に努めます。



施策	概要
①漁業環境の保全・確保	漁港の適正な管理を行い、漁業環境の保全・確保に努めます。
②漁業・水産資源の多面的利活用の促進	水産まつりでの体験型イベントの開催や着地型観光などによる、漁港の利活用や地場産物の消費拡大に努めます。

	主要事業	
	名称	担当課
①漁業環境の保全・確保	漁港管理事業	農林水産課
②漁業・水産資源の多面的利活用の促進	水産振興協議会活動補助事業	農林水産課

「魅力」あふれるまち

18 農林水産

- 18-1 農業の振興
- 18-2 水産業の振興

19 商工観光

- 19-1 中心市街地の活性化
- 19-2 商業の振興
- 19-3 工業の振興
- 19-4 観光の振興
- 19-5 勤労者福祉の向上

20 都市形成

- 20-1 都市と住環境の質・魅力向上
- 20-2 まちなかの魅力向上と地域再生の推進
- 20-3 良好な景観の保全と創出

21 公園・緑地

- 21-1 ガーデンシティの推進
- 21-2 草津川跡地の空間整備

22 情報・交流

- 22-1 まちづくり情報の提供の充実
- 22-2 多様な連携・交流の展開

19

商工観光

19-1 中心市街地の活性化



19-2 商業の振興



19-3 工業の振興



19-4 観光の振興



19-5 勤労者福祉の向上



【分野の計画】

- 草津市工業振興計画
(平成21年度～令和4年度 / 商工観光労政課)
- 草津市勤労者福祉基本方針
(平成元年度策定・令和2年度改定 / 商工観光労政課)
- 産業競争力強化法に基づく大津市・草津市の創業支援等事業計画
(平成26年度～令和5年度 / 商工観光労政課)
- 草津市中心市街地活性化基本計画(第2期)
(令和元年度～令和5年度 / 都市再生課)

基本方針

19-1 中心市街地の活性化

概要

中心市街地の活性化と都市の魅力向上のため、「草津市中心市街地活性化基本計画」に基づく事業を推進します。

指標

「中心市街地の活性化」に満足している市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
21.3	22.3	25.3	28.3	31.3

現況

中心市街地では、マンション建設等により人口増加が続いていますが、人口増加に伴う新しい住民・消費者のニーズに対応できていないことや、商業機能の郊外への拡散の結果、中心市街地の商業機能が低下しています。

課題

地域資源やこれまで整備を行った拠点施設の活用により、新たな都市魅力を構築し、中心市街地の活性化を進める必要があります。



行政

私たちの
役割

市民



- 地域のまちづくり活動と中心市街地のにぎわいづくりの相乗効果を生み出します。
- 空き店舗や空き家を有効活用し、中心市街地への新規出店を促す取組を進めます。

市民・地域

- 中心市街地で買物や余暇活動を楽しみます。

事業者等

- 空き店舗や空き家の情報を収集し、テナントミックス事業等、中心市街地活性化に向けた取組を進めます。
- 地域住民のニーズを取り入れた事業を推進します。
- 官民連携による活性化事業に積極的に参画します。



施策	概要
----	----

<p>① 中心市街地のにぎわいの創出</p>	<p>中心市街地エリアの活性化を図るため、これまで整備を行った拠点施設への集客から中心市街地での回遊性を生み出し、官民連携のイベント実施や新規出店の促進等により、にぎわいの創出に取り組めます。</p>
------------------------	--

	主要事業	
	名称	担当課
① 中心市街地のにぎわいの創出	中心市街地活性化推進事業（商工費）	都市再生課

基本方針

19-2 商業の振興

概要

地域商業を活性化させるため、関係団体と連携して、商業基盤の強化を図ります。

指標

買い物する環境が整っていると思う市民の割合 (%)	R2	R3	R4	R5	R6
	73.7	74.0	74.5	75.0	75.5

現況

本市を含む琵琶湖南部地域は、大型商業施設の立地が進んでいます。

課題

インターネットの普及などによる消費スタイルの変化を踏まえながら、既存商店街と大型商業施設の共存を図り、商業の活性化を推進していくことで、地域全体の発展につなげていく必要があります。



行政

私たちの役割

市民



- 地域経済団体等と連携して、商業の健全な発展等に資する取組を推進します。
- 商業の振興に寄与する事業、イベント等の活動を支援します。

市民・地域

- 身近な商店街や商業地で買物や余暇活動を楽しみます。

事業者等

- 自らの創意工夫により経営基盤を強化し、良質な商品やサービスの安定した供給を行うとともに、市民の良好な生活環境に配慮した事業展開を行います。
- 草津商工会議所をはじめとする地域経済団体は、関係団体と連携しながら、事業者の成長段階に沿った支援を行うとともに、商業振興のための事業を行います。



施策	概要
----	----

<p>①地域商業の活性化</p>	<p>地域の商業を活性化させるために、草津商工会議所をはじめ地域経済団体や関係団体と連携しながら、商店街の振興や草津ブランドの育成等を図ります。</p>
-------------------------	--

	主要事業	
	名称	担当課
①地域商業の活性化	商工団体等活動費補助事業	商工観光労政課
	商店街活性化推進事業	
	草津ブランド力強化事業	

基本方針

19-3 工業の振興

概要

工業振興を促進するため、立地環境の優位性を生かし、企業の集積を図るとともに、異業種間連携や産学連携を推進します。

指標

支援制度の活用により、市内立地（施設の更新含む）・創業した事業者数（事業者）

R2	R3	R4	R5	R6
5	5	5	5	5

現況

恵まれた交通の利便性のもとで企業集積が進んでいることに加え、技術力の高い市内企業等やインキュベーション施設*が集積しています。

課題

市内に工業系用途地域の未利用地が少なく、製造業における企業の新たな市内立地が限られている状況にあります。また、中小企業等の製品や技術力のPRと販路の開拓・拡大、人材不足や事業承継への対応など、幅広い企業支援等が必要となっています。



行政

私たちの
役割

市民



- 市内の商工業者の振興と発展に取り組む草津商工会議所などの地域経済団体等や大学と連携して、産学連携や企業間連携を促進し、活発な事業活動を支援します。
- 企業ニーズの把握に努めながら、積極的な支援を行います。
- インキュベーション施設等を活用した創業・第二創業等の支援を行います。
- Society 5.0*社会が到来している中、IoT*、ロボット、人工知能（AI）*、ビッグデータ*等、先端技術を用いて地域の活性化や利便性向上に取り組む事業者を支援します。

市民・地域

- 地域の企業について理解を深めるとともに、地域産業の振興に協力します。

事業者等

- インキュベーション施設等を活用して起業にチャレンジします。
- 産学連携や企業間連携による新産業の創出や新たな取組を展開します。



施策	概要
①中小企業等への支援	草津商工会議所などの地域経済団体および金融機関や大学等の関係機関と積極的に連携しながら、優れた技術等を有する企業等の販路開拓・拡大の支援や企業訪問活動等を通じたビジネスマッチング*など、市内の中小企業等のニーズに応じた支援を行います。
②企業の立地促進	限られた立地適地の中、本市の企業立地の優位性を生かし、企業の集積を図るとともに、必要な立地促進施策に取り組みます。
③新産業の創出と創業・第二創業等の支援	技術力の高い市内企業等の集積を生かすとともに、インキュベーション施設などの支援機関等の活用により、産学官連携のさらなる促進に取り組み、新たな産業と雇用の創出を促進します。

	主要事業	
	名称	担当課
①中小企業等への支援	産業支援コーディネータ配置事業	商工観光労政課
②企業の立地促進	工業振興事業	商工観光労政課
③新産業の創出と創業・第二創業等の支援	起業家育成施設入居企業賃料軽減事業	商工観光労政課

基本方針

19-4 観光の振興

概要

地域観光を活性化させるため、観光事業者、関係機関、関係団体等と連携して、日本遺産などの歴史・文化、産業、自然等の観光資源の発掘・磨き上げや魅力の発信などを行います。

指標

観光入込客数(人)	R2*	R3	R4	R5	R6
	2,130,400	2,645,000	3,160,000	3,192,000	3,224,000

現況

本市の観光入込客数は、集客施設や宿泊施設の増加等により近年増加傾向にあります。

課題

地域の観光資源の活用により観光客を増加させるとともに、観光消費額や域内調達率も増加させ、さらなる経済波及効果の拡大を図っていく必要があります。



行政

私たちの
役割

市民



- 多様化する観光客の需要に対応して、魅力ある観光都市づくりを推進します。
- 観光事業者、草津市観光物産協会、関係団体等と連携して、観光資源の発掘や磨き上げを行います。
- 観光の振興に寄与する事業、イベント等の活動を支援します。

市民・地域

- 地域の観光資源についての理解を深めて、草津の魅力を再発見します。
- SNS*をはじめとする様々な媒体を活用して、草津の魅力を広めます。

事業者等

- 観光に関する多様な需要に応え、良質なサービスを提供することにより、観光客の満足度の向上に努めます。
- ここでしか体験できない草津ならではの着地型観光*の展開を図ります。
- 地場製品の積極的な活用を図り、域内調達率の向上に努めます。



施策	概要
----	----

<p>①地域観光の活性化</p>	<p>地域の観光を活性化させるために、観光事業者、草津市観光物産協会、関係団体等と連携しながら、地域の特性を生かした魅力ある観光事業を展開します。</p>
-------------------------	---

	主要事業	
	名称	担当課
①地域観光の活性化	観光物産協会観光振興活動費補助事業	商工観光労政課
	宿場まつり開催費補助事業	
	観光宣伝事業	

基本方針

19-5 勤労者福祉の向上

概要

勤労者福祉の向上を図るため、行政・事業者等・勤労者がそれぞれの役割を担いながら、ともによりよい労働環境づくりに向けた取組を促進します。

指標

働きやすい労働環境である
と感じる市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
30.7	31.0	32.0	33.0	34.0

現況

少子高齢化の進展による生産年齢人口の減少に加えて、情報通信技術 (ICT) * の進化により、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方 (テレワーク*) の導入が進むなど、勤労者を取り巻く環境に大きな変化が生じています。

課題

働き方改革が進み、より良い職場環境づくりや勤労者一人ひとりの暮らしの充実に向けた積極的な取組が必要とされています。



行政

私たちの
役割

市民



- 関係団体等と連携しながら、事業者や市民の勤労者福祉の向上のため、テレワークなど多様な働き方が選択できる環境づくりの充実に取り組みます。
- 勤労者福祉団体の事業支援を行います。

市民・地域

- 元気に働き、安定した日常生活を送ることができるよう、職場や家庭、地域で支え合いながら、安心して暮らせる社会づくりに取り組みます。

事業者等

- 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス*) の実現に向けて、働きやすい環境づくりに取り組みます。
- 地域の勤労者福祉団体は、中小企業勤労者等に対する福利厚生等の充実に取り組みます。



施策	概要
----	----

<p>①勤労者への支援</p>	<p>勤労者福祉の向上を図るため、「草津市勤労者福祉基本方針」に基づき働き方改革に取り組みながら、勤労者の福祉の増進に向けた支援を図ります。</p>
------------------------	--

	主要事業	
	名称	担当課
①勤労者への支援	勤労者福祉団体育成事業	商工観光労政課
	市民交流プラザ運営事業	

「魅力」あふれるまち

18 農林水産

- 18-1 農業の振興
- 18-2 水産業の振興

19 商工観光

- 19-1 中心市街地の活性化
- 19-2 商業の振興
- 19-3 工業の振興
- 19-4 観光の振興
- 19-5 勤労者福祉の向上

20 都市形成

- 20-1 都市と住環境の質・魅力向上
- 20-2 まちなかの魅力向上と地域再生の推進
- 20-3 良好な景観の保全と創出

21 公園・緑地

- 21-1 ガーデンシティの推進
- 21-2 草津川跡地の空間整備

22 情報・交流

- 22-1 まちづくり情報の提供の充実
- 22-2 多様な連携・交流の展開

20-1 都市と住環境の質・魅力向上



20-2 まちなかの魅力向上と地域再生の推進



20-3 良好な景観の保全と創出



【分野の計画】

- 草津市都市計画マスタープラン
(平成18年度～ / 都市計画課)
- 草津市立地適正化計画
(平成30年度～令和21年度 / 都市計画課)
- 草津市版地域再生計画
(平成30年度～令和21年度 / 都市計画課)
- 草津駅東地域市街地総合再生計画
(平成10年度～ / 都市計画課)
- 草津市景観計画
(平成24年度～ / 都市計画課)
- 草津市中心市街地活性化基本計画(第2期)
(令和元年度～令和5年度 / 都市再生課)
- 草津市空き家等対策計画
(平成29年度～令和3年度 / 建築課)
- 草津市住宅マスタープラン
(平成24年度～令和3年度 / 住宅課)
- 草津市市営住宅長寿命化計画
(平成29年度～令和8年度 / 住宅課)

基本方針

20-1 都市と住環境の質・魅力向上

概要

人口減少や高齢化が進行する将来においても持続可能な都市構造を実現、維持するため、地域特性に応じた土地利用や建物の適切な誘導を図ることで、都市と住環境の質や魅力を守り、高めます。

指標

「都市と住環境の質・魅力向上」
に満足している市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
16.3	17.0	18.0	19.0	20.0

現況

JR 駅周辺を中心とした市街化が進展する一方で、本市では高齢化が進行しており、人口については令和12（2030）年をピークに減少していくことが見込まれています。

課題

人口減少やさらなる高齢化を見据え、持続可能な都市構造を維持していくために、魅力と活力を備えた市街地の形成や良質な住環境の確保を通じて、市全体にわたる均衡あるまちづくりに取り組む必要があります。



行政

私たちの 役割

市民



- 多様化するライフスタイルに対応した、快適で質の高い生活が送れるまちづくりを実現できるように、効率的・効果的な土地利用を推進します。
- 市民が安心して暮らせる住環境を確保できるように、市街地整備や住宅等の開発に対する適正な指導を行います。

市民・地域

- 地域の特性に応じた、うるおい豊かで誰もが快適に暮らせる良質な住宅・住環境の創出、保全、充実に努めます。

事業者等

- 市街地整備・住宅開発において、ゆとりとうるおいのある住環境づくりに努めます。



施策	概要
①土地利用の適切な誘導	都市基盤施設と宅地の一体的な整備を進めるとともに、都市計画法等に基づく指導等を行うことにより、適切な土地利用の誘導を図ります。
②良質な住宅資産の形成	長期優良住宅等の良質で安全な新築住宅の供給促進に加え、既存住宅の適切な維持管理やリフォーム促進により良質な住宅ストックを形成することにより、次世代にも継承される住宅資産への転換を進め、良質な住宅の安定供給・有効活用を図ります。
③空き家等の対策の推進	空き家等の適正管理や有効活用の促進により、防災・衛生・景観等の生活環境への影響を抑制するとともに、良好な住環境を確保していくための対策の推進を図ります。

	主要事業	
	名称	担当課
①土地利用の適切な誘導	土地取引届出勧告事務	都市計画課
	開発審査事務	開発調整課
②良質な住宅資産の形成	建築物等確認事務	建築課
③空き家等の対策の推進	空き家対策事業	建築課

基本方針

20-2 まちなか*の魅力向上と地域再生の推進

概要

「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク*」の考え方に基
づき、JR草津駅・南草津駅周辺地区を核として広がる“まちなか”の整備の促進や活性化とともに、郊外部における持続可能なまちを構築するため、まちなかの魅力向上と地域再生を推進します。

指標

「まちなかの魅力向上と地域再生の推進」に満足している市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
17.7	18.7	19.7	20.7	21.7

現況

全国的に人口減少が進んでいる中、本市では、計画的な市街地整備の進展等によって居住人口が増加する一方、高齢化が進行しており、すでに一部の郊外部においては、人口減少が進んでいます。

課題

人口減少やさらなる高齢化を見据え、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方に基づいた都市基盤の整備により、“まちなか”の魅力ある都市環境の形成を図ると同時に、郊外部における地域再生を推進することにより、市全体としての都市魅力の維持・向上を図っていく必要があります。

興

行政

私たちの
役割

市民



- “まちなか”の魅力を高めて周辺にも波及効果が出るよう、市街地の整備の促進を図ります。
- これまでに整備を行った拠点施設の事業効果が有効に発現するように、各拠点間をつなげ回遊性を向上させる事業を推進します。
- 地域ごとの課題解決に向けた取組を進め、持続可能なまちづくりを推進します。

市民・地域

- “まちなか”の魅力をつくる主役となって、まちづくりに取り組みます。
- 人口減少や高齢化が進行している郊外部においても持続可能なまちづくりを進められるよう主役となって、まちづくりに取り組みます。

事業者等

- まちなかの魅力向上につながるような事業を展開します。
- 郊外部においても持続可能なまちとなるような事業を展開します。



施策	概要
①にぎわいのある市街地の形成	市民が生き生きと輝き、安心して暮らすことができるコンパクトでにぎわいあるまちを目指すため、公共空間の活用による都市魅力の構築、歴史的まちなみや地域資源の活用、交流の促進等により、歩いて暮らせるまちづくりを進めます。
②地域の特性と資源を活かした地域再生の推進	新たな交流の創出、生活機能の確保や産業の振興等、さらなる活性化を図るため、郊外部における地域の特性と資源を活かします。

	主要事業	
	名称	担当課
①にぎわいのある市街地の形成	中心市街地活性化推進事業（土木費）	都市再生課
	都市計画推進事業	都市計画課
②地域の特性と資源を活かした地域再生の推進	地域再生推進事業	都市計画課

基本方針

20-3 良好な景観の保全と創出

概要

うるおいと広がりのある自然景観や暮らしの中で育まれた歴史景観の保全と活用、にぎわいと心地よさを感じる都市景観の創出を目指し、市民・事業者と協働の景観まちづくりを進めます。

指標

「良好な景観の保全と創出」に満足している市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
20.9	22.0	23.1	24.2	25.3

現況

草津宿本陣周辺を重点地区として歴史を感じるまちなみ整備を進めるとともに、湖辺の自然景観の保全や市街地の都市景観の創出など、地域特性に応じた景観づくりに取り組んでいます。

課題

美しく質の高いまちの姿を共通の財産として次世代に引き継いでいくため、市内各地の景観特性を生かし、まちの魅力をより高めていく必要があります。



行政

私たちの
役割

市民



- 地域の景観特性やニーズに応じた取組により、市民のふるさとへの愛着を育む景観づくりを進めます。
- 市民や事業者の主体的・継続的な景観づくり活動を支援していきます。

市民・地域

- 地域の景観づくりの主体となって、次代を担う子どもたちとともに地域資源を生かした景観づくり活動に努めます。

事業者等

- にぎわいや活力を感じられるまちの景観づくりに向けて、事業活動や屋外広告物の掲出等における景観への配慮に努めます。



施策	概要
----	----

<p>①自然的・歴史的景観の保全と活用、都市景観の形成</p>	<p>景観形成重点地区*の活用等により、豊かな自然景観や歴史文化の薫るまちなみの保全・活用、心地よさを感じる都市景観の創出に取り組み、ふるさと草津の心を育む景観形成を図ります。</p>
--	--

	主要事業	
	名称	担当課
①自然的・歴史的景観の保全と活用、都市景観の形成	屋外広告物管理事務	都市計画課
	景観を生かしたまちづくり推進事業	

「魅力」あふれるまち

18 農林水産

- 18-1 農業の振興
- 18-2 水産業の振興

19 商工観光

- 19-1 中心市街地の活性化
- 19-2 商業の振興
- 19-3 工業の振興
- 19-4 観光の振興
- 19-5 勤労者福祉の向上

20 都市形成

- 20-1 都市と住環境の質・魅力向上
- 20-2 まちなかの魅力向上と地域再生の推進
- 20-3 良好な景観の保全と創出

21 公園・緑地

- 21-1 ガーデンシティの推進
- 21-2 草津川跡地の空間整備

22 情報・交流

- 22-1 まちづくり情報の提供の充実
- 22-2 多様な連携・交流の展開

21-1 ガーデンシティの推進



21-2 草津川跡地の空間整備



【分野の計画】

- ・草津市景観計画
(平成24年度～ / 都市計画課)
- ・第2次草津市みどりの基本計画(改定版)
(平成30年度～ / 公園緑地課)
- ・草津市公園施設長寿命化計画
(平成27年度～令和6年度 / 公園緑地課)
- ・草津川跡地利用基本構想
(平成23年度～ / 草津川跡地整備課)
- ・草津川跡地利用基本計画
(平成24年度～ / 草津川跡地整備課)

基本方針

21-1 ガーデンシティ*の推進

概要

多様なニーズを踏まえた公園・緑地の整備や維持管理を行うとともに、公園等のオープンスペースを拠点としてガーデンシティの実現を目指します。

指標

「ガーデンシティの推進」に満足している市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
27.7	28.2	28.7	29.2	29.7

現況

ガーデンシティの推進を図るとともに、都市公園の再整備等を進めています。

課題

ガーデンシティの推進に向けて市民活動の支援等を行うとともに、多様な市民ニーズを把握し、緑やオープンスペースが有する機能を踏まえたうえで、都市公園・緑地等の整備・維持管理や利活用する仕掛けづくりが必要です。



行政

私たちの
役割

市民



- 公園・緑地の活用のあり方を再検討し、市民ニーズに応える公園・緑地の整備および管理を推進します。
- 市民等との協働により、計画的に公園・緑地の整備や管理を行います。

市民・地域

- 日頃から、様々な場面で公園の利活用を図ります。
- 利用者の立場で公園整備に参画します。
- 公園の維持管理に対して積極的に役割を果たします。

事業者等

- 公園整備、管理のあり方について研究、実践を行います。



施策	概要
①公園・緑地の整備	みどりの基本計画に基づき、市民ニーズを踏まえた都市公園の整備を計画的に進めます。
②公園・緑地の活用	公園に対する市民ニーズの多様化に対応できるよう、市民参加による公園の再整備や公園施設の計画的な改修、更新を行います。
③まちなみ緑化の推進	公園等のオープンスペースを拠点として、市民等との協働によるガーデンシティを推進することで魅力のある景観を構築していくとともに、緑化フェア等を通じたまちなみ緑化の普及啓発を行います。

	主要事業	
	名称	担当課
①公園・緑地の整備	野路公園整備事業	公園緑地課
②公園・緑地の活用	ロクハ公園運営事業	公園緑地課
	児童公園等維持管理事業	
	弾正公園運営事業	
	みずの森管理運営事業	
③まちなみ緑化の推進	野村公園運営事業	公園緑地課
	ガーデニング推進事業	
	緑化推進事業	

基本方針

21-2 草津川跡地の空間整備

概要

草津川跡地を市民の憩いの場や活動の場等として活用するため、多様な市民ニーズを踏まえ、本市の都市価値を高めるための空間整備を図ります。

指標

「草津川跡地の空間整備」に満足している市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
41.7	41.8	41.9	42.0	42.1

現況

本市のまちの構造に「みどり軸」として位置付けている草津川跡地において、区間2・区間5を公園として供用を開始しており、未整備区間については計画的に整備を進めています。

課題

草津川跡地の未整備区間について、整備済みの区間と連携し、市民ニーズの多様性を踏まえながら、より有効な空間活用ができるよう計画し、事業化していく必要があります。



行政

私たちの
役割

市民



- 市民ニーズを踏まえた持続可能な空間整備のあり方を検討します。
- 草津川跡地利用基本計画に基づき、事業を進めます。
- 市民との協働により、草津川跡地を計画的に整備します。
- 市民活動やガーデンシティ*の推進など、多様な主体が関わる公園運営を行います。

市民・地域

- 利用者の立場で草津川跡地整備に参画します。
- 公園運営に対し、市民活動やガーデニング等に積極的に関わります。

事業者等

- 草津川跡地整備のあり方について研究、実践を行います。



施策	概要
----	----

<p>①草津川跡地の整備</p>	<p>にぎわいが創出され、人と自然が触れ合い、うるおいがもたらされる空間づくりに取り組んでいくために、草津川跡地が市民の憩いの場や、多様な市民活動の場、また、多くの人に関わる魅力的な空間、災害時の防災空間となるよう整備・運営を行います。</p>
-------------------------	--

	主要事業	
	名称	担当課
①草津川跡地の整備	草津川跡地整備事業	草津川跡地整備課
	草津川跡地公園運営事業	

「魅力」あふれるまち

18 農林水産

- 18-1 農業の振興
- 18-2 水産業の振興

19 商工観光

- 19-1 中心市街地の活性化
- 19-2 商業の振興
- 19-3 工業の振興
- 19-4 観光の振興
- 19-5 勤労者福祉の向上

20 都市形成

- 20-1 都市と住環境の質・魅力向上
- 20-2 まちなかの魅力向上と地域再生の推進
- 20-3 良好な景観の保全と創出

21 公園・緑地

- 21-1 ガーデンシティの推進
- 21-2 草津川跡地の空間整備

22 情報・交流

- 22-1 まちづくり情報の提供の充実
- 22-2 多様な連携・交流の展開

22-1 まちづくり情報の提供の充実

9 産業と技術革新の
基盤をつくろう17 パートナーシップで
目標を達成しよう

22-2 多様な連携・交流の展開

3 すべての人に
健康と福祉を5 ジェンダー平等を
実現しよう9 産業と技術革新の
基盤をつくろう11 住み続けられる
まちづくりを12 つくる責任
つかう責任17 パートナーシップで
目標を達成しよう

基本方針

22-1 まちづくり情報の提供の充実

概要

まちづくり協議会や市民公益活動団体等の活動が生きるよう、市民間の情報の共有と交流の促進、また、時代に合った行政情報等の提供の充実に努めます。

指標

「まちづくり情報の提供の充実」
に満足している市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
15.4	16.0	16.6	17.2	17.8

現況

市民によるまちづくり活動が様々に高まりを見せ、各活動が連携して、互いの情報を有効に活用していく段階へと進んできています。また、情報の入手方法が多様化し、単一の方法で行政情報を届けることが難しくなっています。

課題

地域情報や行政情報、市の魅力を時代に合った方法で発信し、市民によるまちづくり活動が活発に展開されるよう取組を進めていく必要があります。



行政

私たちの
役割

市民



- まちづくりに関する行政情報の提供に努めます。
- 様々な媒体を用いた情報提供に努めます。
- 市の魅力発信に努めます。

市民・地域

- まちづくり活動や市の魅力など、主体的な情報発信に努めます。

事業者等

- 市民公益活動団体等や学生との協働により効果的な情報発信に努めます。



施策	概要
①まちづくり情報の提供	まちづくりの活性化を図るため、地域の課題解決や、市民公益活動団体の活動を支援するための情報を提供します。
②行政情報の提供	市民による活発なまちづくり活動が展開されるよう、行政情報を提供します。

	主要事業	
	名称	担当課
①まちづくり情報の提供	まちづくり情報事業	まちづくり協働課
②行政情報の提供	広報くさつ発行事業	広報課
	シティセールス推進事業	

基本方針

22-2 多様な連携・交流の展開

概要

産学公民の連携や都市間交流の促進を行うなど、さらなる交流活動の展開を進めることにより、多様な連携と幅広い市民交流を促し、活気があふれるまちづくりに努めます。

指標

「多様な連携・交流の展開」に満足している市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
12.1	12.5	12.9	13.3	13.7

現況

複雑化する課題に対応できるよう、様々な未来の選択肢を考えていくことが求められています。また、これまで都市間交流については行政主導で行われてきましたが、市民間での交流活動も広がりつつあります。

課題

産学公民それぞれが多様な知見を持ち寄り、持続可能で魅力的なまちづくりを進めていく必要があります。また、市民間での都市間交流が活発に展開されるよう、情報提供などを積極的に行う必要があります。



行政

私たちの
役割

市民



- 新たなまちづくりの展開に向けた意識の醸成を図るため、産学公民の連携や交流拡大のためのコーディネートを行います。
- 大学の知を地域の活性化に生かせるよう支援します。
- 姉妹都市等との交流や草津市国際交流協会の活動を支援します。
- 市民の国際理解を進めます。

市民・地域

- 交流・学習や調査・研究等への参加等を通じて、まちづくりへの関心と意識を高めます。
- 交流・学習や調査・研究等を通じて、学術的知見や専門知識を提供します。
- 経済活動や地域との交流を通じて、地域の活性化に協力します。

事業者等



施策	概要
<p>①産学公民の連携によるまちづくりの展開</p>	<p>複雑化する課題に対して、産学公民の多様な知見を持ち寄り、共有を図りながら、未来のまちづくりを進めます。</p>
<p>②都市間交流の促進</p>	<p>多様な人々との交流を展開するため、姉妹都市等との交流など、市民間での都市間交流が活発になるよう、情報提供をしていきます。</p>

	主要事業	
	名称	担当課
①産学公民の連携によるまちづくりの展開	アーバンデザインセンター運営事業	草津未来研究所
②都市間交流の促進	姉妹都市等交流事業	まちづくり協働課





まちづくりの基本目標

「未来」 への責任

「未来」への責任

23

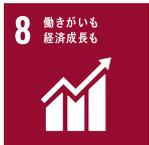
行財政マネジメント

- 23-1 市民から信頼される市政運営
- 23-2 職員力の向上
- 23-3 行政事務の効率化と最適な行政サービスの実現

23-1 市民から信頼される市政運営



23-2 職員力の向上



23-3 行政事務の効率化と最適な行政サービスの実現



【分野の計画】

- 草津市人材育成基本方針
(令和3年度～令和6年度 / 職員課)
- 草津市定員管理計画
(令和3年度～令和6年度 / 職員課)
- 草津市公共施設等総合管理計画
(平成28年度～令和17年度 / 経営戦略課)
- 草津市行政経営改革プラン
(令和3年度～令和6年度 / 経営戦略課)
- 草津市情報化推進計画
(令和2年度～令和6年度 / 経営戦略課)
- 草津市財政規律ガイドライン
(平成26年度～ / 財政課、経営戦略課)

基本方針

23-1 市民から信頼される市政運営

概要

市民から信頼される市政運営を行うため、将来世代に負担を先送りすることのないよう財政規律を確保し、計画的かつ効率的な財政運営を行うとともに、本市が有する行財政資源を適正に管理します。また、積極的な情報提供等による行政の透明性の向上や公正を確保します。

指標

「市民から信頼される市政運営」に満足している市民の割合 (%)	R2	R3	R4	R5	R6
	13.3	13.9	14.5	15.1	15.7

現況

社会保障関係経費や大規模事業等の実施による公債費、施設の維持管理経費等の増加により、財政の硬直化が進んでいることに加え、新型コロナウイルス感染症*の影響により、市税収入の減少や緊急的な財政支出の増加等、厳しい財政状況が見込まれています。また、草津市自治体基本条例に基づき、積極的な市政情報の公開に努めています。

課題

今後、高齢化の進行や生産年齢人口の減少等を背景に、慢性的な財源不足が予想されることから、戦略的な財源配分や実効性のある公共施設マネジメントの実施など、健全で持続可能な財政運営に努める必要があります。また、市政の透明化の推進や公正な職務執行の確保など、公正で開かれた市政運営に努める必要があります。



行政

私たちの
役割

市民



- 草津市健全で持続可能な財政運営および財政規律に関する条例、草津市財政規律ガイドラインに基づき、総合計画等に掲げる施策を確実に推進し、持続的な発展を成し遂げつつ、目標達成に向けた取組を通じて各種財政指標を遵守することにより、財政規律の確保を図り、健全な財政運営の維持に努めます。
- 法令を遵守し、市政の透明化を図ります。
- 市政全般のさらなる情報公開に努めます。

市民・地域

- 広く市政に関心を持ちます。
- 健全な財政運営が維持できているかをチェックします。

事業者等

- 市政情報の公開等によって得た内容は、適正に利用します。



施策	概要
<p>①健全な財政運営の維持</p>	<p>計画的かつ効率的な財政運営を行うため、財政規律の確保を図り、将来にわたって健全で持続可能な財政運営に努めます。</p>
<p>②市有財産の適正な維持管理・更新</p>	<p>公共施設等総合管理計画に基づいて、施設の配置最適化、財政負担の軽減・平準化のための長寿命化や維持保全費の縮減および各種点検の実施によるコンプライアンスの確保に向けた取組を進めます。</p>
<p>③情報提供・情報公開の推進</p>	<p>個人情報等の確実な保護のもと、適切な情報管理と積極的な情報公開に取り組むとともに、公平・公正で透明性の確保された市政運営を行います。</p>

	主要事業	
	名称	担当課
<p>①健全な財政運営の維持</p>	<p>財政管理運営事務</p>	<p>財政課</p>
<p>②市有財産の適正な維持管理・更新</p>	<p>ファシリティマネジメント推進事業</p>	<p>総務課</p>
<p>③情報提供・情報公開の推進</p>	<p>情報公開事務</p>	<p>総務課</p>
	<p>契約審査等事務</p>	<p>契約検査課</p>

基本方針

23-2 職員力の向上

概要

職員一人ひとりが職務の遂行に必要な能力を高めるとともに、それぞれの職階・職制ごとの役割を果たすことで組織力を最大限に発揮し、市民福祉の向上につなげます。

指標

「職員力の向上」に満足している市民の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
16.0	17.4	18.8	20.2	21.7

現況

平成26年度をピークとした職員の大量退職を経て、職員の年齢構成が若年化しています。また、多様化する市民ニーズに対応するため、再任用、任期付、会計年度任用職員といった様々な雇用形態の活用も進んでいます。

課題

総人件費を抑制しつつ、市民福祉の向上につなげるため、限られた職員数で持続可能な行政サービスが提供できるよう、職員が最大限に能力を発揮できる組織づくりが必要とされています。



行政

私たちの
役割

市民



- 職員一人ひとりの政策形成能力・政策法務能力を強化し、CS（市民満足）向上につなげるとともに、それぞれの職員が自律的・自発的な能力開発に努める組織風土の醸成に努めます。
- 積極的な市民との関わりを通じて市民ニーズを的確に把握し、政策立案につなげます。
- 職員が最大限に能力を発揮できるよう、健幸でやりがいのある職場環境づくりに向けた働き方改革の取組を進め、市民福祉の向上につなげます。

市民・地域

- 窓口等において、CS（市民満足）向上につながる対応ができていないかチェックします。
- 市役所や職員に対し積極的に意見を伝えます。

事業者等

- 職員力の向上に役立つセミナー等に関する情報を発信します。



施 策	概 要
-----	-----

<p>①職員の資質向上</p>	<p>人口減少や超高齢社会の進行、市民ニーズの多様化等、地方自治体を取り巻く環境の変化に対応するため、EBPM（合理的な根拠に基づく政策立案）*等を活用した効果的な政策形成能力を強化する等、職員の人材育成を進め、CS（市民満足）の向上につなげます。</p>
------------------------	--

	主要事業	
	名 称	担当課
①職員の資質向上	職員研修事業	職員課

基本方針

23-3 行政事務の効率化と最適な行政サービスの実現

概要

将来にわたり持続可能で最適な行政サービスの実現を図るため、行政改革や広域連携を進めます。

指標

草津市行政経営改革プラン（実施計画）
において成果が得られた項目の割合（%）

R2	R3	R4	R5	R6
—	100	100	100	100

現況

行政事務の効率化による市民サービスの向上を図るため、行政改革の推進や近隣自治体との連携に取り組んでいます。

課題

社会や市民ニーズの変化に対応し、将来にわたり持続可能で最適な行政サービスの実現を図るため、行政改革や広域連携をさらに進めていく必要があります。



行政

私たちの
役割

市民



- 行政事務の効率化と市民サービスの向上のため、行政改革や広域連携を進めます。
- 先端技術（AI*・RPA*等）を活用した業務改善や公民連携を推進するなど、より質の高い市民サービスの提供や費用対効果の向上に努めます。

市民・地域
事業者等

- 市民サービス向上のための行政事務の効率化が図られているかをチェックします。
- 公民連携を視野に入れた事業展開を図ります。



施策	概要
<p>①行政改革の推進</p>	<p>行政事務の効果・効率の向上を図るため、事務事業の見直しや公民連携の推進、先端技術（AI・RPA等）を活用した業務改善などに取り組みます。</p>
<p>②広域連携の推進</p>	<p>行政区域を越えた共通の課題や本市単独での対策が困難な課題、また、行政事務の効率化や市民サービスの向上などについて関係する自治体間で協力して取り組むため、広域連携の推進を図ります。</p>

	主要事業	
	名称	担当課
①行政改革の推進	行政経営改革推進事業	経営戦略課
	情報化推進事業	
②広域連携の推進	広域行政推進事業	企画調整課





地方創生



地方創生

～第2期 草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略～

1. 第1期 まち・ひと・しごと創生総合戦略について

本市では、今後の人口減少局面で生じる様々な課題による影響を最小限に食い止めつつ、将来においても持続可能なまちであることを目指して、草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」）を策定しました。

第1期 総合戦略では、まち・ひと・しごとの視点から、戦略的に取り組む3つの目標を掲げ、取組を進めてきました。

2. 多様化・複雑化する課題について

第6次草津市総合計画の期間中には、本市においても人口減少局面を迎えることが見込まれるとともに、生産年齢人口比率の低下や高齢化率の上昇などに伴い、様々な課題が顕在化してきます。

こうした中、このような諸課題にも柔軟かつ適切に対応するとともに、さらに魅力的で持続可能なまちを目指した取組を進めていく必要があります。

多様化・複雑化する課題





3. 第1期 総合戦略の評価について

第1期 総合戦略に基づく取組については、徐々に成果が表れているものもありますが、第6次草津市総合計画の期間中には、人口減少局面を迎えることが見込まれていることから、今後、より一層の地方創生の取組を進めていく必要があります。

このことから、第1期 総合戦略について、まち・ひと・しごとの視点から評価するとともに、第2期 総合戦略に向けての取組の方向性についての検討を行いました。

(1) 「まち」の視点からの評価

成果について

- 安全・安心で活力と魅力あふれるまちづくりなど、総合戦略に基づく取組を進めてきた結果、市民意識調査の「総合的に住みやすいまちである」、「これからも草津に住み続けたい」という項目で「そう思う」、「ややそう思う」と回答した市民の割合は上昇し、4人に3人の市民から草津市の“住みよさ”についての高い評価を得ることができています。

課題について

- 年少人口・生産年齢人口が増加している地域がある一方、すでに人口減少が進むとともに高齢化率が30%を超える地域があるなど、地域ごとの状況に大きな差が生じています。
- 大規模地震や台風、集中豪雨などの自然災害、感染症の世界的大流行など、これまでに経験したことのない事態が発生しています。
- 今後の生産年齢人口の減少等に伴い、税収の減少が見込まれることから、住民の暮らしを支える公共施設や道路、上下水道などの社会資本への新たな投資が困難になるとともに、戦略的な維持や更新等の対策が必要となります。

今後の取組の方向性について

- ◎将来においても、まちの“住みよさ”を維持・向上させていくためには、各地域の状況や課題に応じた取組や市民の暮らしの安全と安心を守る取組を進めるなど、持続可能なまちの実現に向けた取組を進めていく必要があります。

(2) 「ひと」の視点からの評価

成果について

- 子育て支援や教育の充実など、総合戦略に基づくまちづくりを進めてきた結果、日本全国で少子高齢化や人口減少が進む自治体が増える中、本市では、いまなお総人口や年少人口が増加しています。

課題について

- 本市の自然動態は、出生数が死亡数を上回る自然増の傾向にありますが、今後、少子高齢化の進行に伴い、自然減に転じることが見込まれます。
- 現在は、転入者が転出者を上回る社会増が続いていますが、今後、この傾向は緩やかに収束していくと見込まれます。
- 子育て世代の転入により、年少人口は増加していますが、出生数は減少傾向にあります。
- 今後、高齢化がさらに進行することで、医療や介護、年金等をはじめとする社会保障費の増大が見込まれます。
- ひとり暮らし世帯、核家族世帯の増加や価値観の多様化などにより、地域コミュニティの希薄化が進むことが懸念されています。

今後の取組の方向性について

- ◎少子高齢化が進行する中、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合い、誰もが活躍することのできる社会の実現に向けた取組や人生100年時代を見据えた取組を進める必要があります。また、子育て世帯などを呼び込むため、子育てや教育に関する様々な取組を推進する必要があります。

(3) 「しごと」の視点からの評価

成果について

- 地域、企業、大学等の多様な主体との連携によるまちづくりなど、総合戦略に基づく取組を進めてきた結果、まちのにぎわいや魅力が向上し、観光入込客数や JR 草津駅・南草津駅乗車人員が増加しています。

課題について

- 本市の就業人口は、増加を続けていますが、今後の生産年齢人口の減少に伴い、減少に転じる見込みとなっており、まちの活力の低下が懸念されます。
- 農業者などの高齢化の進行に加え、後継者や新規就農者が不足しています。
- 市内に企業を誘致するための立地適地が不足しています。
- 新型コロナウイルス感染症*の世界的大流行により、社会経済活動が制限されるなど、大きな影響を受けています。

今後の取組の方向性について

- ◎人口減少局面を見据えた中で、地域の産業・資源を生かした取組を推進するとともに、農業などの担い手の確保や幅広い企業支援の方策を検討する必要があります。また、新しい



ひとや資金などの流れを生むため、企業や大学などをはじめとした多様な主体との連携を図りながら、にぎわいと魅力にあふれるまちづくりをより一層進めていく必要があります。

4. 第2期 総合戦略について

本市では、総合計画を“総合的かつ計画的なまちづくりの指針”として、市の最上位の計画に位置付け、行政運営を進めることとしており、総合計画に基づき、人口増加につながる各種施策等を相互につながりをもたせながら展開しております。

第1期 基本計画期間中は、人口が増加する見通しとなっていることから、人口増加に対応したまちづくりを進めるとともに、将来的な人口減少局面で生じる様々な課題に柔軟かつ適切に対応するための方策を講じるなど、将来にわたり持続可能なまちを目指すものとしております。

このまちづくりの方向性は、「まち・ひと・しごと創生法」の趣旨*と同じものであることから、目指すべきまちの実現に向けて、一体的なまちづくりを展開していくことが求められています。

このことから、総合計画（基本計画）と総合戦略を一体的に策定し、さらに魅力的で持続可能なまちの実現に向けたまちづくりを進めていきます。

なお、総合戦略の推進にあたっては、総合計画（基本計画）のリーディング・プロジェクトを戦略目標として位置付け、本市の課題解決に向けて戦略的に取組を進めていきます。

※まち・ひと・しごと創生法の趣旨

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力のある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

資料編

第6次草津市総合計画策定の経緯

特別委員会・審議会の概要

1 草津市総合計画特別委員会

市議会が設置する委員会です。

計画策定の各段階において、市議会の立場からの意見を求めました。

開催年月日		主な内容
第1回	平成30年11月26日	・第6次草津市総合計画の策定方針について
第2回	令和元年8月7日	・第5次草津市総合計画の総括評価について ・第6次草津市総合計画基本構想（案）前段部分について ・第6次草津市総合計画策定に向けての各意識調査の結果およびデータブック2019について
第3回	令和元年10月16日	・社会情勢の変化について ・将来ビジョンの検討について
第4回	令和元年12月6日	・将来ビジョンについて ・将来のまちの構造について ・まちづくりの基本理念について
第5回	令和2年1月24日	・将来ビジョンについて ・将来のまちの構造について ・まちづくりの基本目標について
第6回	令和2年3月25日	・第6次草津市総合計画基本構想（案）について ・第6次草津市総合計画第1期基本計画（案）について
第7回	令和2年6月15日	・第6次草津市総合計画基本構想（案）について ・リーディング・プロジェクトの検討について
第8回 【分割協議】	令和2年8月17日 8月20日 8月25日 8月28日	・リーディング・プロジェクトについて ・地方創生について ・分野別施策について【※分野ごとに協議】
第9回	令和2年11月10日	・第6次草津市総合計画第1期基本計画（案）について
第10回	令和2年12月11日	・第6次草津市総合計画基本構想につき議決を求めることについて
第11回	令和3年3月15日	・第6次草津市総合計画第1期基本計画につき議決を求めることについて

2 草津市総合計画審議会

市民（各種団体代表、一般公募）および有識者等28名からなる会議です。

第6次草津市総合計画について、専門的・総合的な見地から御審議をいただくよう市長から諮問し答申を受けました。

開催年月日		主な内容
第1回 【諮問】	平成30年12月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・第6次草津市総合計画の諮問 ・第6次草津市総合計画の策定方針について ・市民意識調査（総合計画策定用）等の実施について
第2回	令和元年8月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次草津市総合計画の総括評価について ・第6次草津市総合計画基本構想（案）前段部分について
第3回	令和元年10月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・社会情勢の変化について ・将来ビジョンの検討について
第4回	令和元年12月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・将来ビジョンについて ・将来のまちの構造について ・まちづくりの基本理念について
第5回	令和2年1月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・将来ビジョンについて ・将来のまちの構造について ・まちづくりの基本目標について
第6回 【書面会議】	令和2年4月16日 ～ 令和2年4月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・第6次草津市総合計画基本構想（案）について
第7回	令和2年6月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・第6次草津市総合計画基本構想（案）について ・第6次草津市総合計画第1期基本計画（案）について ・リーディング・プロジェクトの検討について
【答申】	令和2年7月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・第6次草津市総合計画基本構想（案）の答申
第8回	令和2年9月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・リーディング・プロジェクトについて ・分野別の施策について ・地方創生について
第9回	令和2年11月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・第6次草津市総合計画第1期基本計画（案）について
【答申】	令和2年12月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・第6次草津市総合計画第1期基本計画（案）の答申

市民参加の概要

1 草津市総合計画策定市民会議

各団体の関係者や一般公募の市民など25名で構成する会議です。

草津市の今後のまちづくりなどについての意見交換を行い、いただいた御意見やアイデアを第6次草津市総合計画の策定に生かしました。

開催年月日		主な内容
第1回	令和元年6月12日	《概要説明》 ・草津市の総合計画について 《ワークショップ》 ・草津市の「伸ばすところ」、「変えたいところ」、「進めたいこと」
第2回	令和元年7月19日	《ワークショップ》 ・「住みたいまちはこんなまち」
第3回	令和2年7月28日	《基調講演》 ・「協働の成功条件」～小さな成功体験を重ねて学んだこと～ 講師：松下 啓一さん 「地方自治研究家・実践家（元相模女子大学教授）」 《ワークショップ》 ・まちに感じる「愛着・誇り・共感」について ・このまちに感じる「愛着・誇り・共感」のPRに、あなたが できること ・この思いの実現には、だれの、どんな後押しが必要か
第4回 【書面会議】	令和2年8月17日 ～ 令和2年8月31日	《第6次草津市総合計画第1期基本計画（案）》 ・「私たちの役割（市民・地域、事業者等）」について

2 地域別懇談会

これからのまちづくりについて、地域の皆様とともに話し合い、いただいたアイデアや御意見を第6次草津市総合計画の策定に生かすとともに、目指すべき将来像を共有するため、各中学校区で地域別懇談会を実施しました。

開催年月日		主な内容
令和元年7月7日	《新堂中学校区》 ・笠縫東学区 ・常盤学区	《概要説明》 ・草津市の総合計画について 《ワークショップ》 ・「伸ばすところ」、「変えたいところ」、「進めたいこと」、「行政がやること」、「地域でできること」 （※玉川中学校区では、「地域の課題」、「課題解決の方向性」の内容で実施しました。）
令和元年7月16日	《草津中学校区》 ・草津学区 ・大路学区 ・渋川学区	
令和元年7月27日	《松原中学校区》 ・山田学区 ・笠縫学区 《老上中学校区》 ・老上学区 ・老上西学区	
令和元年7月31日	《玉川中学校区》 ・玉川学区 ・南笠東学区	
令和元年8月3日	《高穂中学校区》 ・志津学区 ・志津南学区 ・矢倉学区	

3 市民意識調査等

■ 市民意識調査

市民の“声”を反映した第6次草津市総合計画を策定するため、一般市民を対象として、これからの草津市の将来の都市像やまちづくりへのアイデア、市政に対する率直な御意見等をお聞きしました。

調査対象：平成30年12月1日現在、草津市にお住まいの18歳以上の方3,000人（無作為）

調査期間：平成31年1月23日～2月12日

有効回答数：1,153件

有効回収率：38.4%

■ 高校生アンケート調査

若者の“声”を反映した第6次草津市総合計画を策定するため、高校生を対象として、これからの草津市の将来の都市像やまちづくりへのアイデア、市政に対する率直な御意見等をお聞きしました。

調査対象：市内の高等学校に通学する高校2年生1,586人

調査期間：平成30年12月27日～平成31年2月19日

有効回答数：1,434件

有効回収率：90.4%

■ 転入者アンケート調査

転入してこられた方の“声”を反映した第6次草津市総合計画を策定するため、転入のきっかけや転入の決め手等の理由や市政に対する御意見等をお聞きしました。

（第1回調査）

調査対象：草津市内への転入者（世帯）

調査期間：平成31年1月8日～2月28日

有効回答数：181件

（第2回調査）

調査対象：草津市内への転入者（世帯）

調査期間：令和元年5月13日～7月12日

有効回答数：873件

4 パブリックコメントの募集

第6次草津市総合計画の策定にあたり、基本構想（案）および基本計画（案）について、広く市民の意見を募集しました。

■ 第6次草津市総合計画基本構想（案）について

実施期間：令和2年8月3日～9月2日

配架場所での閲覧者数：30人

ホームページアクセス数：309件

提出者数：2人

意見総数：7件

■ 第6次草津市総合計画第1期基本計画（案）について

実施期間：令和2年12月15日～令和3年1月14日

配架場所での閲覧者数：15人

ホームページアクセス数：311件

YouTube くさつチャンネル再生回数：99回

提出者数：2人

意見総数：4件

5 タウンミーティング

第6次草津市総合計画の策定にあたり、基本構想（案）および基本計画（案）について、市長が計画に込めた思いを説明するとともに、市民の皆様と意見交換を行いました。

（※新型コロナウイルス感染症対策のため、会場の定員数を制限するとともに、Web会議を活用して実施しました。）

■ 第6次草津市総合計画基本構想（案）

実施日：令和2年8月8日

参加者：41人（会場33人 Web会議8人）

■ 第6次草津市総合計画第1期基本計画（案）

実施日：令和2年12月20日

参加者：26人（会場23人 Web会議3人）

庁内体制の概要

1 総合計画策定委員会《10回開催》

市長、副市長、教育長、各部長で構成する庁内会議です。
総合計画策定において重要な事項の審議・協議を行いました。

2 総合計画策定委員会幹事会《17回開催》

副部長（総括）で構成する庁内会議です。
総合計画策定において横断的な調整、総合計画策定委員会に提出する案件の協議を行いました。

3 中堅職員への意見照会《4回実施》

第6次草津市総合計画の計画期間中に責任ある立場となる中堅職員（30歳～45歳までの職員）の意見を計画策定に生かすために実施しました。

草津市総合計画審議会設置条例

制定：昭和44年4月1日

条例第2号

最終改正：平成25年3月29日条例第4号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、草津市総合計画の策定に関し広く市民の意見を聴き、市長の諮問機関として草津市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(定数)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 草津市建設計画審議会設置条例（昭和42年草津市条例第7号）は、廃止する。

(略)

付 則（平成25年3月29日条例第4号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

草津市総合計画審議会設置条例施行規則

制定：昭和44年4月1日

規則第4号

最終改正：平成25年4月1日規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市総合計画審議会設置条例（昭和44年草津市条例第2号）第3条の規定に基づき、草津市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員は、学識経験のある者、公共的団体その他の団体の役員、国の職員、県の職員およびその他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、総合計画策定の審議に関する事務が終了するまでとする。

(会長および副会長)

第4条 審議会に、会長および副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、特に必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(関係人の出席)

第7条 審議会は、その所掌事務の遂行に必要があると認めるときは、関係人の出席を求めて、その意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策部企画調整課において処理する。

(委任)

第9条 この規則の施行について、必要な事項は、会長が定める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 草津市建設計画審議会規則（昭和42年規則第6号）は、廃止する。

（略）

付 則（平成25年4月1日規則第36号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

草津市総合計画審議会 委員名簿

区分	氏名	役職等
学識経験者	肥塚 浩【会長】	立命館大学大学院 経営管理研究科 研究科長
	土山 希美枝	龍谷大学 政策学部 教授
	三浦 克之	滋賀医科大学 社会医学講座 公衆衛生学部門 教授
	森本 美絵	京都橘大学 発達教育学部 教授
関係団体からの選出者	南 英三	草津市観光物産協会 会長
	喜田 久子	草津市健康推進員連絡協議会 監事
	内田 香織	草津市公立保育所・公立認定こども園 保護者と先生の会連絡協議会 会計監査 (令和元年10月23日まで)
	森川 友紀恵	草津市公立保育所・公立認定こども園 保護者と先生の会連絡協議会 会長 (令和元年10月24日から令和2年5月21日まで)
	田中 里沙	草津市公立保育所・公立認定こども園 保護者と先生の会連絡協議会 会長 (令和2年5月22日から)
	清水 和廣	草津市社会福祉協議会 会長
	馬場 久昭	草津市スポーツ協会 会長 (令和元年7月26日まで)
	小寺 繁隆	草津市スポーツ協会 副会長 (令和元年7月27日から)
	塚口 博司	草津市都市計画審議会 会長 立命館大学 理工学部 特任教授
	井上 一郎	草津市21世紀文化芸術推進協議会 事務長
	田中 進	草津市農業協同組合 代表理事理事長
	竹山 朋子	草津市PTA連絡協議会 会長 (令和元年6月26日まで)
	宇野 あかり	草津市PTA連絡協議会 会長 (令和元年6月27日から令和2年8月19日まで)
	久保 いづみ	草津市PTA連絡協議会 (令和2年8月20日から)
中村 繁樹【副会長】	草津市まちづくり協議会連合会 会長	

区分	氏名	役職等
関係団体からの選出者	北村 嘉英	草津商工会議所 会頭
	宮下 千代美	草津市立まちづくりセンター 運営協議会 代表
	末下 信哉	草津市老人クラブ連合会 会長 (令和元年6月26日まで)
	木村 兼久	草津市老人クラブ連合会 理事 (令和元年6月26日から令和2年6月18日まで)
	馬場 敏一	草津市老人クラブ連合会 理事 (令和2年6月19日から)
	堀井 孝	草津青年会議所 理事長 (令和元年6月26日まで)
	南 弘蔵	草津青年会議所 理事長 (令和元年6月27日から令和2年2月17日まで)
	中島 吉浩	草津青年会議所 理事長 (令和2年2月18日から)
	森田 紀美	くさつ男女共同参画市民会議い〜ぶん 代表
	中嶋 康彦	草津栗東医師会 会長
	山下 剛	草津・栗東地区労働者福祉協議会
安里 唯	立命館大学食マネジメント学部 食マネジメント学科	
公募市民	赤星 典子	公募委員
	上野 剛史	公募委員 (令和元年7月26日から)
	角谷 貴美子	公募委員
	田中 香治	公募委員 (令和元年5月15日まで)
	宮城 紀代子	公募委員
	谷地田 俊介	公募委員
	山口 陽子	公募委員

(学識経験者・公募市民は氏名、関係団体からの選出者は団体名の50音順、敬称略)

草津市総合計画策定市民会議開催要綱

平成31年3月25日

告示第50号

(設置)

第1条 草津市総合計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）の開催に必要な事項を定めることにより、第6次草津市総合計画の策定に当たり、広く市民からの意見を求めることを目的とする。

(市民会議の委員)

第2条 市民会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委託する。

- (1) 関係する団体から選出された者
- (2) 草津市市民参加条例（平成24年草津市条例第21号）第8条の公募により選考する市民
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(役割)

第3条 委員は、第6次草津市総合計画の策定にあたり、次に掲げる事項について意見交換を行うものとする。

- (1) 基本構想に関すること。
- (2) 基本計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(会長および副会長)

第4条 市民会議に会長および副会長を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、市民会議の進行を行う。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市民会議の会議は、市長が招集する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 市民会議の庶務は、総合政策部企画調整課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の開催に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

草津市総合計画策定市民会議 委員名簿

区分	氏名	団体等
関係団体からの選出者	月川 由佳里	一般社団法人 びわこ薬剤師会
	嘉悦 和子【会長】	NPO法人 くさつ健・交クラブ
	河副 健一	NPO法人 草津市心身障害児者連絡協議会（令和2年7月22日まで）
	園田 実乗	NPO法人 草津市心身障害児者連絡協議会（令和2年7月23日から）
	守野 洋史	NPO法人 草津の未来を建設する市内業者会
	横井 寛	NPO法人 琵琶湖ネット草津
	横江 秀美	株式会社 横江ファーム
	鶴田 真理子	草津市国際交流協会
	野田 まり子	草津市消費者リーダー会
	木村 登代美	草津市人権擁護委員の会
	湯浅 敦	草津市青少年育成市民会議
	市川 嘉重	草津市認可保育園連盟
	山本 一房	草津市認知症キャラバン・メイト
	中村 徹	草津市美術展覧会実行委員会
	中野 佐市	草津市防災指導員連絡協議会
	寺崎 囃男	草津市ボランティア連絡協議会
	前田 武憲	草津商工会議所青年部
	内田 雪絵	くさつ☆パールプロジェクトチーム
	水野 清治	公益社団法人 滋賀県宅地建物取引業協会
	吉田 和子【副会長】	地域まちづくりセンター運営会議
梶山 和紀	パナソニック株式会社 アプライアンス社	
公募市民	川端 治	公募委員
	北川 亜里沙	公募委員
	光嶋 万結	公募委員
	藤原 教夫	公募委員
	米倉 和美	公募委員

（関係団体からの選出者は団体名、公募市民は氏名の50音順、敬称略）

草津市総合計画策定委員会設置要綱

平成30年7月24日

告示第304号

(設置)

第1条 第6次草津市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に向けて、市内において基本構想および基本計画の策定のための計画案の検討および協議を行うことを目的として、草津市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合計画の計画案の検討および協議に関すること。
- (2) その他総合計画の策定のため必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、草津市庁議規程（平成18年草津市訓令第2号）第3条に規定する部長会議の構成員をもって組織する。

- 2 委員長は、市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副市長をもって充てる。

(委員長等)

第4条 委員長は、委員会の事務を統括する。

- 2 委員長に事故あるとき、または欠けたときは、副委員長が所管の副市長、他の副市長の順序によりその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が必要に応じ招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある職員を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(幹事会)

第6条 委員会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、草津市庁議規程第11条に規定する総括副部長会議の構成員をもって充てる。
- 3 幹事会に幹事長を置き、委員長の指名する職員をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、総合政策部企画調整課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成30年7月24日から施行する。

SDGs について

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



■ SDGs (持続可能な開発目標) とは

SDGsとは「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称で、国連加盟193か国が2030年までに達成するための目標として、2015年9月の国連サミットで採択されたものです。SDGsは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため17の目標（ゴール）とその下位目標である169のターゲットにより構成され、「経済」「社会」「環境」の三側面を統合する取組を行うものです。

■ 草津市におけるSDGsの視点を取り入れた施策の展開

草津市では、総合計画において、SDGsという世界共通のものさしを用い、多様なステークホルダー*との連携の強化や目標の共有を図りながら、取組をより一層進めることで、SDGsの目的である持続可能なまちの実現を目指します。

第1期基本計画では、基本方針ごとに関連するSDGsの17の目標を示し、SDGsという世界共通のものさしを用いることにより、多様なステークホルダーとの目標の共有と連携の強化を図り、取組をより一層進めることで、持続可能なまちの実現を目指します。

なお、基本方針ごとに示しているSDGsの17の目標については、各基本方針における取組内容が、該当のSDGsの目標達成に資するものであることを示しています。

SDGs17の目標（ゴール）と内容

アイコン	目標（ゴール）	内容
	1 貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
	2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
	3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
	4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
	5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
	6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
	8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。

アイコン	目標 (ゴール)	内容
	10 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する。
	11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	12 つくる責任つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する。
	13 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	14 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	15 陸の豊かさも守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
	16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	17 パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

出典：「私たちのまちにとってのSDGs (持続可能な開発目標) —導入のためのガイドライン—2018年3月版 (第2版)」

(一般財団法人建築環境・省エネルギー機構) より抜粋 (外務省翻訳)

用語解説

※【 】横のページは、用いられているすべてのページを表記しています。

数字・アルファベット順

【3密】 92ページ

人が密に集まって過ごすような空間（密閉・密集・密接）のこと。

【AI】 142、176、177ページ

Artificial Intelligence（アーティフィシャル・インテリジェンス）の略。人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断をコンピュータを中心とする人工的なシステムにより行えるようにした人工知能のこと。

【DV】 24、25ページ

Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略。夫婦、恋人等の親密な関係にある人またはあった人からの身体的、心理的、性的または経済的な苦痛を与える暴力的な行為、その他心身に有害な影響を及ぼす発言または行動のこと。

【EBPM（合理的な根拠に基づく政策立案）】

175ページ

Evidence Based Policy Making（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング）の略で、統計や業務データなどの客観的な証拠に基づく政策立案のこと。

【ICT教育】 29ページ

板書やノート指導、表現活動・体験活動といった従来からの基本的な学習スタンス（アナログ）を大事にしつつ、ICT等の最先端技術を活用した授業改善を図り、アナログとデジタルを融合した新たな学びを創造し、子どもたちの確かな学力と生きる力を育む教育のこと。

【IoT】 142ページ

Internet of Things（インターネット・オブ・シングス）の略。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつなが

り、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表したものの。

【OJT】 31ページ

On the Job Training（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）の略。職場の上司や先輩が部下や後輩に対し、具体的な仕事を通じて、職務に必要な能力を組織的・計画的・継続的に指導し、修得させることによって、全体的な業務処理能力や力量を育成する活動のこと。

【RPA】 176、177ページ

ロボットによる業務自動化（Robotic Process Automation（ロボティック・プロセス・オートメーション）、人間がコンピュータを操作して行う作業を、ソフトウェアによる自動的な操作によって代替すること。

【SNS】 52、144ページ

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、インターネット上の交流を構築するサービスのこと。

【Society 5.0】 28、142ページ

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society（ソサエティ））のこと。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱。

50音順 ア行

【新しい生活様式】 4ページ

新型コロナウイルス感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保②マスクの着用③手洗いの実施や「3密（密閉、密集、密接）」を避けることなどを取り入れた日常生活のこと。

【インキュベーション施設】 142、143ページ
卵をかえす孵卵器の意味より、ベンチャー企業を育てる施設のこと。

【インクルーシブ教育】 29ページ
障害のある子どもと障害のない子どもが互いの違いやよさ等、多様性を認め合う中で、助け合い、成長し合い、共に学び合う教育のこと。

50音順 カ行

【ガーデンシティ】 158、159、160ページ
ガーデンシティくさつ。一般的にいう田園都市づくりではなく、草津川跡地をはじめとする公共空間での市民協働によるガーデニングなどの取組みのこと。

【基礎的コミュニティ】 50、51ページ
町内会、自治会その他の地縁に基づいて形成された自治組織のこと。

【義務的経費】 4ページ
法令等により義務付けられている支出で、自治体が任意に削減することが困難な経費。主に社会保障関係経費や過去の借入金の返済金、職員人件費等のこと。

【行政のデジタル化・オンライン化】
4ページ
情報通信技術（デジタル技術）の活用により、行政手続等に係る関係者の利便性の向上や、行政運営の簡素化・効率化を図ること。

【クールビズ・ウォームビズ】 108ページ
クールビズとは、地球温暖化対策の一環として、平成17（2005）年度から政府が提唱する、過度な冷房に頼らず軽装や日射の熱エネルギーを遮る効果があるグリーンカーテンなど様々な工夫をして夏を快適に過ごすライフスタイルのこと。ウォームビズは、冬期に厚着や体をあたためる食材を食べるなど暖房使用量を抑制し温室効果ガスの削減を図りながら快適に過ごすライフスタイルのこと。

【ケアマネジメント】 83ページ
介護・介助が必要な人の生活支援を行うために、多様な社会資源を、その本人が有効に活用できるように図ること。

【景観形成重点地区】 155ページ
重点的に良好な景観の保全・活用や新たな都市景観の創出を図るべき地区のこと。

【ゲートキーパー】 65ページ
悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

【健康寿命】 64、66、80ページ
2000年にWHO（世界保健機構）が提唱した概念で、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

【健康推進員】 64ページ
市民の健康の保持および増進を積極的に推進するとともに、市民生活に密着した保健事業を行うボランティアのこと。

【コミュニティ・スクール】 31ページ
学校と保護者や地域の方々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働して子どもの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進めていく仕組みのこと。

【コンパクトシティ・プラス・ネットワーク】
152ページ
まちの各拠点を公共交通で結ぶという考え方のこと。本市では、人口減少や高齢化が進行する将来においても持続可能なまちであり続けるために、草津市立地適正化計画、草津市版地域再生計画、草津市地域公共交通網形成計画を策定し、各拠点を公共交通で結ぶコンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりを進めている。

50音順 サ行

【再生可能エネルギー】 108、109ページ

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などを一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。

【自助・共助】 92ページ

「自助」は、一人ひとりが自ら取り組むこと。「共助」は、地域や身近にいる人どうしが一緒に取り組むこと。

【市民公益活動】 52、53ページ

不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とし、特定の課題解決に向けて自発的かつ自主的に行う営利を目的としない活動のこと。

【情報通信技術 (ICT)】 146ページ

Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー) の略。コンピュータ情報通信ネットワーク (インターネット等) の情報通信技術を表す言葉。

【新型コロナウイルス感染症】

4、64、172、183ページ

「コロナウイルス」(人や動物の間で広く感染症を引き起こすウイルス) として新たに見つかった「新型コロナウイルス (SARS-CoV-2)」による感染症。2019年末に中国で感染者が確認されて以降、世界各国で感染が拡大している。正式名称は「COVID-19」。

【スキルアップアドバイザー】 31ページ

市内教員を対象に授業指導や学級経営に関する巡回指導を行う高い指導力を有する校長経験者のこと。

【スクールソーシャルワーカー】 31ページ

社会福祉や精神医学、心理学等の専門的な知識、

技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて、支援する専門家。県より1名、市で1名配置し、市内小中学校で対応している。

【スクラップ&ビルド】 5ページ

施策の遂行にあたり、非効率な事業等を廃止し、新しい事業におきかえることで、施策の効率化や集中化を再構築すること。

【ステークホルダー】 3、201ページ

企業、行政、NPO等の組織が活動を行うことで影響を受ける利害関係を有する者のこと。

【セーフティネット】 61ページ

地域社会において、憲法が保障する健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を守るための仕組みのこと。

【総合型地域スポーツクラブ】 37ページ

地域住民により自主的・自立的に運営され、人々が身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブのこと。

【ソーシャルディスタンス】 92ページ

社会的距離のこと。感染症予防の取組として、3密を発生させないために、他者との身体的距離を確保すること。

50音順 タ行

【脱炭素社会】 108、109ページ

温室効果ガスの人為的排出と吸収の均衡が達成された社会のこと。

【多文化共生社会】 54ページ

国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きている社会のこと。

【男女共同参画社会】 24、25ページ

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野での活動に参加する機会が確保されており、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を受けることができるとともに、男女がともに責任を担う社会のこと。

【地域共生社会】 58ページ

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をとものに創っていく社会のこと。

【地域協働合校】 34ページ

学校・家庭・地域の連携・協働により、それぞれの持つ教育機能を生かしながら、子どもと大人が協働する「地域学習社会」づくりを目指し、平成10（1998）年度から社会全体での学びを推進している。

【地域包括ケアシステム】 82、83ページ

住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」、「医療」、「介護」、「予防」、「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のこと。

【地域力】 30、58ページ

地域の構成員が地域社会の問題に自ら気づき、主体的に、または関係する組織や行政等と協働を図りながら、問題解決や地域の価値を創造していくための力のこと。

【地産地消】 133ページ

地域で生産されたものをその地域で消費すること。

【着地型観光】 134、135、144ページ

旅行者を受け入れる側の地域（着地）側が、その地域でおすすめの観光資源を基にした旅行商

品や体験プログラムを企画・運営する観光形態のこと。

【中間支援組織】 52、53、58、59ページ

まちづくりを活性化させるために組織が持つノウハウ、情報、ネットワーク等を活用し、まちづくりに取り組む各主体の活動を支援するなど、市民と市民、市民と市などの間に立って、各主体の連携を促進するコーディネーター役を担う組織のこと。本市では、中間支援組織として（公財）草津市コミュニティ事業団と（福）草津市社会福祉協議会を指定。

【デマンド型交通】 114、115ページ

利用者がある場合のみ運行する乗合運送の仕組みのこと。需要に応じて運行するため、運行コストの削減につながる。

【テレワーク】 146ページ

勤労形態の一種で、情報通信技術等を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

【特定健康診査・特定保健指導】 67ページ

平成20年4月から始まった40歳から74歳までの医療保険加入者を対象とし、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病を予防するための健康診査と保健指導のこと。

50音順 ナ行**【軟弱野菜】** 132ページ

植物体が軟弱で、外部からの衝撃で傷つきやすく、収穫物は軽量・小形で、常温下では日光にさらされたり風にあたると急速に鮮度を失い品質が低下する野菜のこと。ほうれん草やみずな、こまつな等がこれにあたる。

【認定こども園】 72、73ページ

幼稚園と保育所の両方の特徴を生かした施設のこと。保育対象や保育時間を広げ、保護者の就労に関わらず（3歳児以上の場合）、就学前の教育・保育を一貫して提供する施設のこと。

【ノーマライゼーション】 86ページ

障害のある人を含む社会的支援の必要なすべての人たちが、一人の人間として尊重され、そのあるがままの姿で他の人たちと同等の権利を享受できるようにするという考え方のこと。

50音順 八行

【非構造部材】 31ページ

柱・梁・壁・床等といった建物の主たる構造以外のこと。ここでは、地震時の安全確保の観点で、内装や外装、窓や家具等も含めた幅広いもののこと。

【ビジネスマッチング】 143ページ

ビジネスパートナーとしての関係づくりを支援する取組のこと。

【ビッグデータ】 142ページ

ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性などを分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群のこと。例えば、ソーシャルメディア内のテキストデータ・画像、携帯電話・スマートフォンが発信する位置情報、時々刻々と生成されるセンサーデータなどがある。

50音順 マ行

【まちなか】 11、152ページ

JR 草津駅・南草津駅周辺の市街地のこと。

【モビリティ・マネジメント】 114ページ

自家用車の過度な利用の抑制や公共交通の利用促進を行うために、公共交通の利用が環境や健康などに好影響をもたらすことや、公共交通の便利な利用方法などを効果的に情報提供することにより、一人ひとりの交通行動を自家用車から公共交通利用へ自発的に変化させることを促すコミュニケーションを中心とした交通施策のこと。

50音順 ヤ・ワ行

【幼保一体化】 72ページ

就学前教育・保育の一体的提供のこと。

【ワーク・ライフ・バランス】

24、25、146ページ

誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

【ワンストップ】 71ページ

各種の相談や情報提供について窓口を一本化し、情報の一元化を図ったり、他の支援機関等を円滑に紹介したりすること。

ひと・まち・ときをつなぐ 絆をつむぐ ふるさと 健幸創造都市 草津

将来を担う子ども

基本目標

「こころ」育むまち

「笑顔」輝くまち

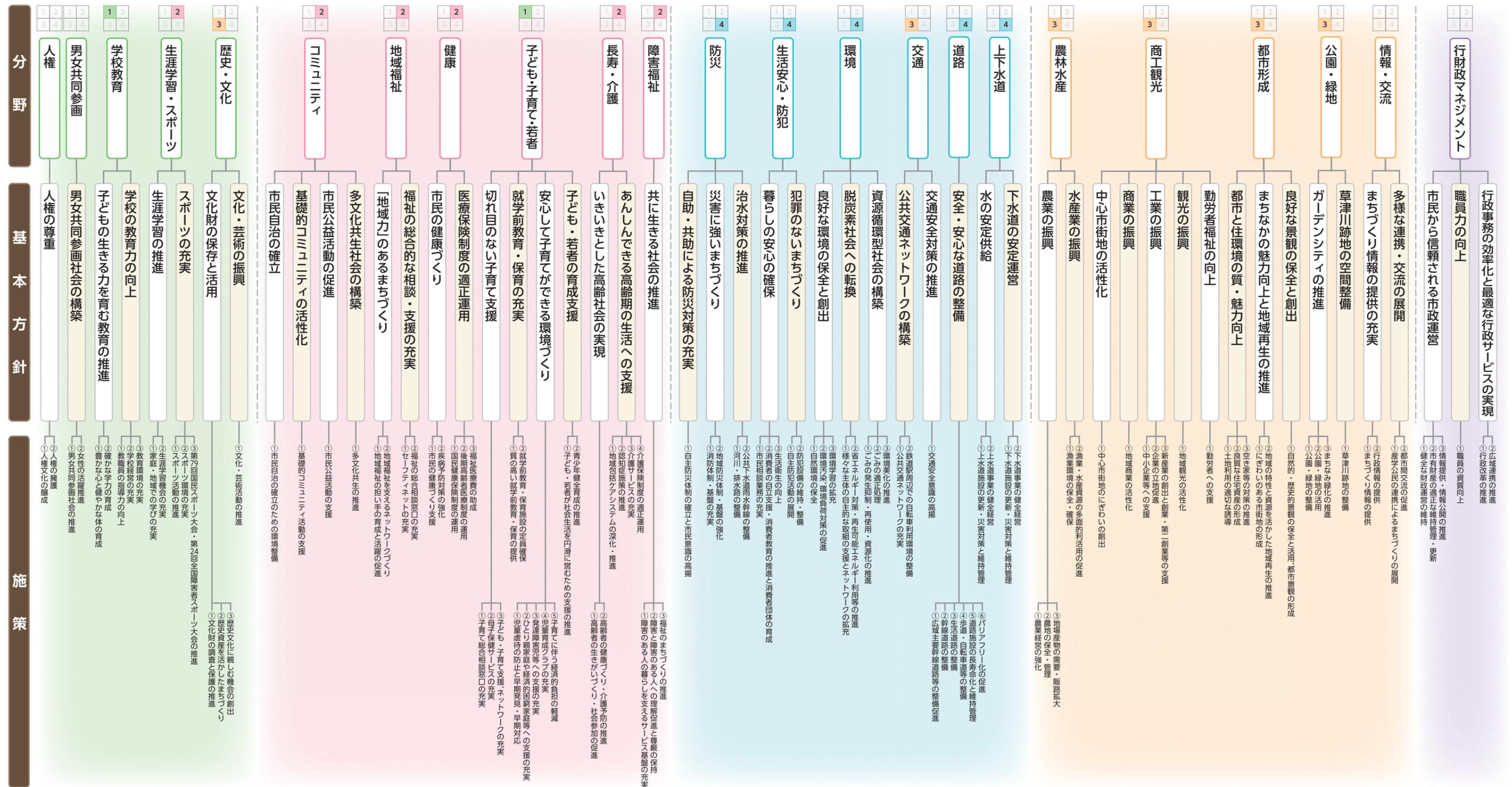
「暮らし」支えるまち

「魅力」あふれるまち

～施策の推進に向けて～
「未来」への責任

リーディング・プロジェクト(重点方針)

- 【1 未来を担う子ども育成プロジェクト】
- 【2 地域の支え合い推進プロジェクト】
- 【3 にぎわい・再生プロジェクト】
- 【4 暮らしの安全・安心向上プロジェクト】



第6次草津市総合計画
第1期基本計画
令和3年3月

編集・発行：草津市総合政策部企画調整課

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号

TEL：077-561-2320

FAX：077-561-2489

URL：<http://www.city.kusatsu.shiga.jp/>

